

N I S H I O

第7次 西尾市総合計画 後期計画

2018▶2022

自然と文化と人々がとけあい
心豊かに暮らせるまち

西尾



平成30年3月
西尾市

第7次 西尾市総合計画 後期計画

2018▶2022



自然と文化と人々がとけあい
心豊かに暮らせるまち
西尾

ごあいさつ



本市は、平成23年4月1日に幡豆郡3町と合併し、平成25年3月には、新たなまちづくりの指針となる第7次西尾市総合計画を策定し、さまざまな取り組みを市民や事業者の皆様の協力を得ながら推進してきました。

合併からの7年を振り返れば、豊かな自然環境や歴史・文化などの多くの地域資源を得ることができましたが、一方で急速に進行する少子高齢化問題や普通交付税の合併算定替の縮減をはじめ、多くの課題に直面しています。また、計画期間を10年とする総合計画は、間もなく策定から中間地点となる5年が経過し、計画策定時とは本市を取り巻く社会情勢も変化してきています。

このようなさまざまな課題や刻々と変化する時代の流れに的確に対応するため、総合計画の見直しを行い、「第7次西尾市総合計画 後期計画」を策定しました。この後期計画は、第7次西尾市総合計画の将来都市像や基本理念はそのまま継承しつつ、引き続き西尾の未来の姿を共有し、市民の皆様と力を合わせて目標に向かっていくための指針となるものであります。

これからの西尾市は、既成概念にとらわれることなく、柔軟な発想と行動力により、未来を切り開いていかなければなりません。市民主役のまちづくりをモットーに、市民の皆様方とともに、「チーム西尾市」でこの後期計画を着実に遂行し、未来に夢と希望が持てるまちづくりを進めてまいります。計画の推進にあたっては、市政への一層のご理解とご協力、そして積極的なご参加をお願いいたします。

最後に、計画の見直しにあたり、多くの貴重なご意見やご提言をいただきました「市民モニター」の皆様、西尾市総合計画審議会委員、西尾市議会議員並びに関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

西尾市長 中 村 健

目 次

第1編 序論

- 1. 計画策定にあたって ----- 2
- 2. 計画の性格 ----- 3
- 3. 計画の構成と期間 ----- 4

第2編 基本構想

- 1. まちづくりの理念 ----- 6
- 2. 将来都市像 ----- 7
- 3. 基本目標 ----- 8
- 4. 基本指標 ----- 10
- 5. 土地利用構想 ----- 12
- 6. 施策の大綱 ----- 15

第3編 基本計画

第1章 産業振興 活力と魅力あふれる産業づくり

- 1. 観光 ----- 20
- 2. 地域ブランド ----- 22
- 3. 商業 ----- 24
- 4. 農・水産業 ----- 26
- 5. 工業・新産業・雇用 ----- 28

第2章 社会基盤 利便性と快適性を高める基盤づくり

- 1. 道路 ----- 32
- 2. 災害対策 ----- 34
- 3. 公共交通 ----- 36
- 4. 市街地 ----- 38
- 5. 上水道 ----- 40
- 6. 下水道 ----- 42

第3章 子育て・教育・文化・スポーツ 地域を支える文化と人を育む環境づくり

- 1. 子育て ----- 46
- 2. 学校教育 ----- 48
- 3. 生涯学習 ----- 50
- 4. 歴史文化 ----- 52
- 5. スポーツ ----- 54
- 6. 青少年健全育成 ----- 56

第4章 健康・福祉 安心できる暮らしを支える健康・福祉のまちづくり

1. 地域医療	60
2. 健康づくり	62
3. 高齢者福祉	64
4. 障害者福祉	66
5. 社会保障	68
6. 消費者保護	70

第5章 自然環境・生活 安全とuringおいのある環境づくり

1. 公園・緑地	74
2. 自然環境	76
3. 河川・海岸	78
4. 地球環境	80
5. 環境衛生	82
6. 防災	84
7. 防犯・交通安全	88
8. 消防	90

第6章 市民・行政 市民と行政が共に考え、行動するまちづくり

1. 市民協働	94
2. 情報共有	96
3. コミュニティ	98
4. 行財政運営	100

資料編	103
-----	-----

第1編

序論

- 1 計画策定にあたって
- 2 計画の性格
- 3 計画の構成と期間

1 計画策定にあたって

総合計画は、市民と西尾の未来の姿を共有し、その実現に向けて総合的かつ計画的な行財政運営を図り、社会経済環境の大きな変化の中においても共有した将来の方向性を見失うことなく、市民と力を合わせて確実に目標に向かって進んでいくための指針です。

平成23年（2011年）4月、西尾市・幡豆郡三町の合併により新・西尾市としてスタートした本市は、平成25年（2013年）に、平成25年（2013年）度から平成34年（2022年）度までの10年間を計画期間とする第7次西尾市総合計画を策定しました。旧市町の総合計画や西尾市・幡豆郡三町合併協議会が策定した新市基本計画の考え方を踏まえ、「自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾」を将来都市像に掲げ、「活力・創造」「安心・便利」「自立・協働」の3つのまちづくりの考え方とそれらを結びつけつなぎ合わせる「融和」を基本理念として、まちづくりを進めています。

今年度、第7次総合計画が中間年を迎えることから、これまでの事業を評価・検証するとともに、今後予想される社会環境の変化を加味した中間見直しを実施しました。まちづくりの理念はそのまま継承し、今後の具体的な施策展開の方向を示す基本計画を改めることにより「第7次西尾市総合計画後期計画」を策定しました。

2 計画の性格

本計画は、本市における新たなまちづくりを推進していくため、次の3つの役割を持つ計画として策定しました。

市の最上位計画であり道しるべとなる“まちづくりの羅針盤”

総合計画は、本市で取り組む全ての施策の基本となり、本市が目指す将来都市像を描き、その実現に向けた取り組みの方向性を指し示す「羅針盤」としての役割を持っています。

市民の参画と行政との協働による“行動指針”

総合計画は、市民と行政が協働の心を持ち、対話や交流を重ね、お互いへの理解と共感を大切に、協力し合う関係を生み出し、本市が目指す将来都市像の実現に向けてまちづくりを進めていくため、目標を共有する「行動指針」としての役割を持っています。

計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理のものさし”

総合計画は、本市が目指す将来都市像の実現に向けて取り組む内容を定めるとともに、その取り組みの進行管理と評価を行うため、達成を目指す目標とその目標の達成度を測る「ものさし」としての役割を持っています。



3 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

基本構想

本市の将来の望ましい都市像を掲げるとともに、これを達成するための施策の大綱を定め、総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、基本計画や実施計画の基礎となるものです。計画期間は、平成25年(2013年)度を初年度として平成34年(2022年)度を目標年度とします。

基本計画

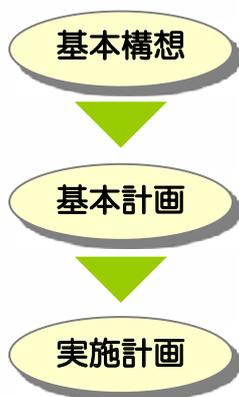
基本構想に示した施策の大綱に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めたものです。平成29年(2017年)度に中間見直しを行い、平成30年(2018年)度から平成34年(2022年)度の5年間を後期基本計画の計画期間とします。

実施計画

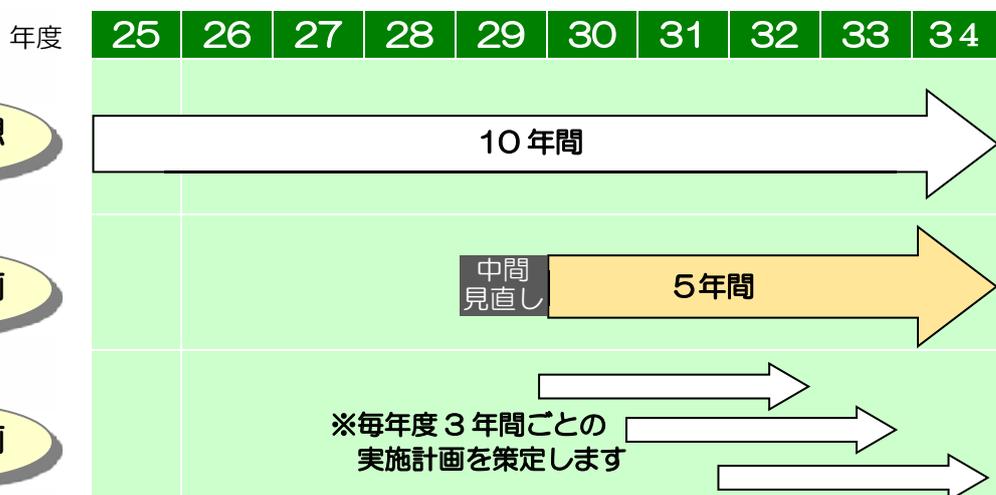
基本計画で定められた施策について、向こう3年間で実施する具体的な事業内容を定めたものです。毎年度見直しを行うローリング方式を採用し、社会経済情勢の変化や財政の見直しを踏まえながら、事業内容及びスケジュール等を明らかにし、選択と集中をもって事務執行及び予算編成の指針とするものです。

(2) 計画の期間

<計画の構成>



<計画の期間>



第2編

基本構想

- 1 まちづくりの理念
- 2 将来都市像
- 3 基本目標
- 4 基本指標
- 5 土地利用構想
- 6 施策の大綱

1 まちづくりの理念

本市の新たなまちづくりを進めるにあたって、「活力・創造」「安心・便利」「自立・協働」の3つのまちづくりの考え方と、それらを結びつけつなぎ合わせる「融和」を基本理念と定めます。

活力・創造 ～地域の個性を生かして新たな魅力を創造する～

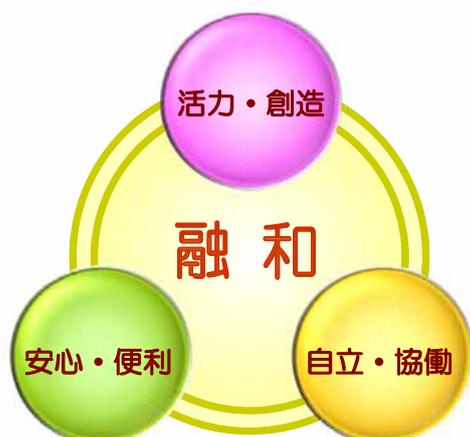
本市は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史、文化、産業など他都市に誇れる固有の魅力を備えています。また、市内の各地域には、これまでの歴史やまちづくりを通して蓄積されてきた個性があります。こうしたまちの魅力、地域の個性を大切に、そこから新たな価値を創造することにより、市民が誇りや愛着を持ち続けられる活力あるまちを目指します。

安心・便利 ～市民の暮らしを守りゆとりある暮らしを育む～

市民にとって、日々の暮らしを安全・安心に過ごすことは、将来に向けた普遍の権利です。災害や犯罪の不安を軽減することはもとより、家族や地域のつながりを深め、支え合いによって安心を確保することの重要性も高まっています。市民一人一人が、住み慣れた地域で安全・安心を実感しながら、心豊かに生き生きとゆとりある暮らしを実現できるまちを目指します。

自立・協働 ～誰もが活躍できる市民主体のまちづくりを進める～

まちづくりの主役は市民であり、本市においてもまちづくりの担い手としての市民の役割は、今後ますます大きくなっていきます。地域活動や市民活動が活発に行われ、市民一人一人が、地域への参画や行政との協働を通して、自立して主体的に活動し、まちづくりのさまざまな場面で役割を発揮して活躍できるまちを目指します。



融 和

合併後の新たなまちづくりの第一歩を踏み出すにあたって、旧市町の垣根を取り払い、市民も職員も、それぞれがお互いに信頼関係を築き上げながら協働することによって、地域間の連携や交流を進め、西尾市全体が調和しバランスの取れた発展を遂げることができるまちづくりを目指します。

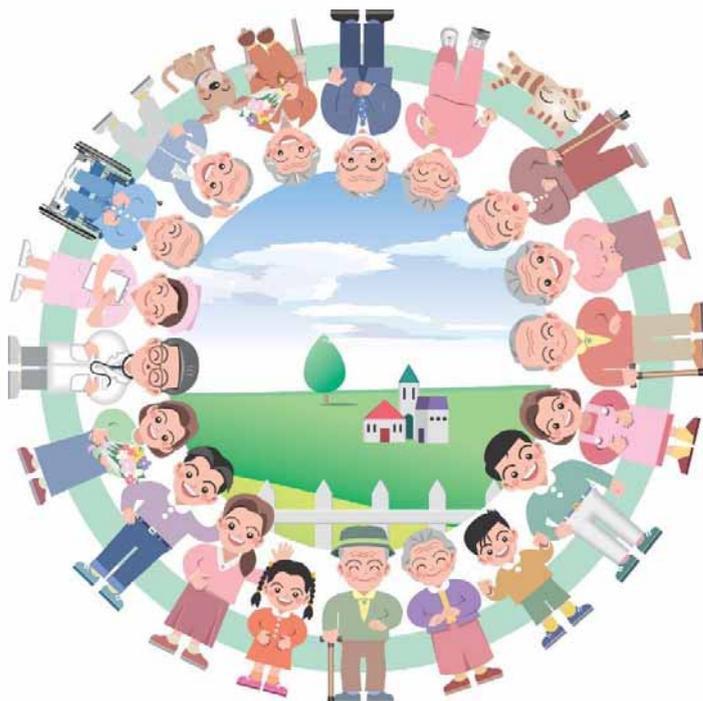
2 将来都市像

基本理念を踏まえ、本市が目指す将来都市像を次のように設定します。

自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾

本市は、三河湾、矢作川、三ヶ根山といった海、川、山に囲まれた、自然豊かなまちで、古くから多種多様な文化、伝統、産業を生み出してきました。これらは、本市の暮らしに深く密接な関わりをもつものであり、他都市に誇れる本市固有の資源であるとともに、次代を担う子どもたちのためにも、大切に守り、生かし、受け継いでいかななくてはならない貴重な財産です。また、こうした自然や文化が市民生活にとけこむことで、暮らしにゆとりやうるおい、やすらぎを与え、心豊かに暮らせるまちとなります。

そこで、本市の目指すべき将来都市像を「自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち西尾」と定め、本市の魅力である自然や文化の保全・活用・継承に努めるとともに、市民生活との一体性を深め、誰もが心豊かな暮らしを実現できるまちを目指します。



3 基本目標

将来都市像の実現に向けて、次の6つの基本目標を設定し、これまでに積み重ねてきた各地域でのまちづくりの成果と特色を相互に結びつけながら、新たな人と人の交流の輪を広げ、夢と誇りの持てる地域（郷土愛）を築き、豊かな自然環境を大切にしたい調和と活気あふれる交流都市の実現を目指します。

（1）活力と魅力あふれる産業づくり（産業振興）

合併により、本市は、豊かな自然と多様な地域資源に恵まれ、新たな産業の創出や農漁業、工業、商業、観光などの産業を有機的に連携することにより、まちのさらなる活性化の可能性が高まっています。

この恵まれた地域資源を有効に活用し、ここに住む人たちが、健康で文化的に生活できるように、活力と魅力があふれる産業づくりを進めます。

（2）利便性と快適性を高める基盤づくり（社会基盤）

合併により広域化した地域間の連携と交流の基盤となる道路ネットワークの構築や生活を支える地域公共交通の安定確保に努めます。

また、市民と行政の連携による中心市街地の活性化や地域特性を生かした住環境整備を推進するとともに、既存施設を有効活用し災害にも強い都市施設の整備を行うことにより、利便性と快適性を高める基盤づくりを進めます。

（3）地域を支える文化と人を育む環境づくり（子育て・教育・文化・スポーツ）

子どもを産みやすく、育てやすい環境を整えるとともに、次代を担う子どもたちが自分で考え行動できる「生きる力」を身につけるために、家庭・地域・学校が連携して、子どもたちの確かな学力、健康・体力、豊かな人間性を育てていきます。

また、人々が心身豊かに暮らせるように、歴史・文化を継承しつつ、スポーツを通じた健康づくりや知識・教養を深める講座の開催など、幅広い学習の機会を提供することにより魅力ある生涯学習を推進します。

（4）安心できる暮らしを支える健康・福祉のまちづくり（健康・福祉）

地域の医療体制を支える基幹病院としての役割を担い、多様化する患者ニーズに応えるため、医師及び看護師の確保を進め、市民病院としての機能を充実します。

生活習慣病の予防など一人一人の健康意識を高め、質の高い健康生活が送られるように健康づくりをすすめ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域ケア体制の充実や、障害者を支える効果的で重層的な協働のネットワークが構築された健康・福祉のまちづくりを目指します。

また、公的保険医療制度や公的年金制度などの公的保障制度の周知を図ります。

4 基本指標

(1) 総人口

本市の人口は、これまで一貫した増加傾向が続いており、国勢調査によると平成22年(2010年)では165,298人、平成27年(2015年)では167,990人となり、平成25年(2013年)3月の基本構想策定時の推計に比べて人口増加局面が延びています。しかし、近年は人口の増加率は鈍化してきており、人口はまもなく減少局面に転換し、当初の計画と同様の動向となることが予想されることから、平成34年(2022年)における人口の展望は引き続き163,000人とします。

また、世帯数及び世帯当たり人員は平成22年(2010年)では54,435世帯、3.04人、平成27年(2015年)では58,951世帯、2.85人となっており、引き続き世帯は増加傾向、世帯当たり人員は減少傾向にあります。

平成34年における人口の展望

163,000 人 59,400 世帯

●人口・世帯数の推移と推計



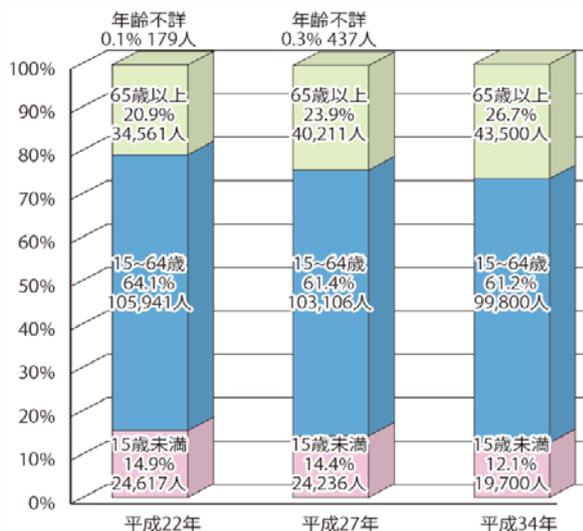
(2) 年齢別人口

3区分別人口では、15歳未満の年少人口と15歳以上65歳未満の生産年齢人口は減少傾向、65歳以上の老年人口は増加傾向にあります。

平成22年(2010年)では、年少人口14.9%、生産年齢人口64.1%、老年人口20.9%が平成27年(2015年)では、年少人口14.4%、生産年齢人口61.4%、老年人口23.9%となっています。

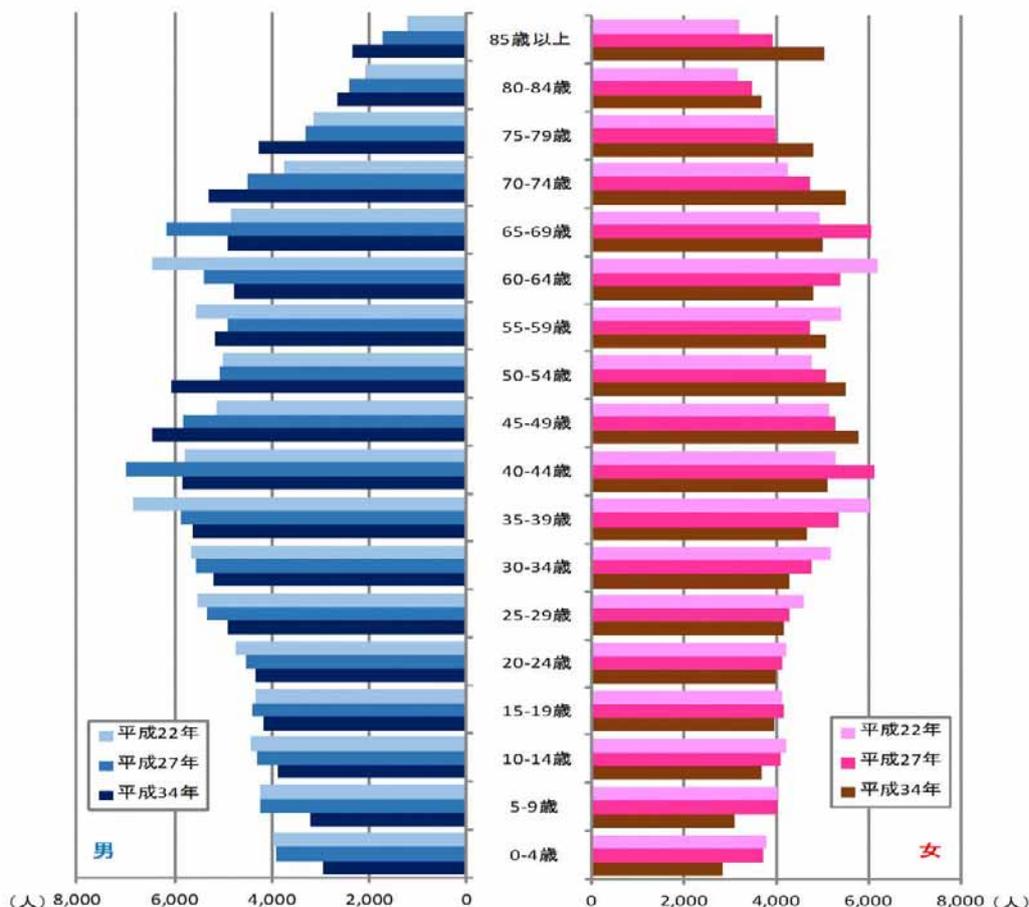
5歳階級別に平成22年(2010年)から平成27年(2015年)の人口の変化を見ると、男女ともに、40代前半から50代前半、60代後半以上は増加傾向、その他の階級では減少傾向にあります。

●年齢3区分別人口割合



※H22年、H27年は国勢調査による実績値。H34年はH25年計画策定時における推計値

●5歳階級別人口



※H22年、H27年は国勢調査による実績値。H34年はH25年計画策定時における推計値

5 土地利用構想

各地域で目指してきたこれまでの土地利用方針を踏まえつつ、西尾市全体としての一体感の醸成と良好な環境を維持し、土地を有効に保全・活用することを目指した土地利用を推進します。

(1) 基本方針

本市では、それぞれの地域が魅力ある特徴や資源、それに可能性を有しています。これらの恵まれた資源を活用し、活力を高めていくとともに、それぞれの地域が抱える課題に的確に対応することにより、調和のとれた発展を目指します。

将来都市像の実現に向けて、地域を「住宅ゾーン」「都市サービス機能ゾーン」「産業ゾーン」「農業ゾーン」「自然環境保全ゾーン」「水辺うるおいゾーン」の6つのゾーン区分に基づき適正な土地利用誘導を行い、各地域の特性を生かしながら市全体が調和のとれた一体的な土地利用を図ります。また、都市の活力創出や観光交流の一層の促進を図ることを目指し、西尾駅周辺を本市の中心的な拠点として「都市拠点」に位置づけるとともに、市内の交流、地域外との広域的な連携・交流に資する道路や鉄道を「都市・交通軸」に位置づけました。

(2) 土地利用の方向

住宅ゾーン

- 市街地及び鉄道駅周辺の住宅地は、土地区画整理事業などの面的整備を行い、生活道路や公園など都市基盤の整備を図ります。
- 災害に対する備えや環境衛生及び生活利便性の向上を図り、安全・安心・快適な居住環境の創出に努めます。
- 市民の定住促進と新規居住者の受け入れを促進するために、多世代が居住する快適で余裕がある住宅地や、歴史的・文化的な資源を活用した文化性が感じられる美しい住宅地を形成します。

都市サービス機能ゾーン

- 中心市街地や各地域の中心地においては、市役所や支所を中心とした日常生活を支える市民サービスの充実を図ります。

産業ゾーン

- 幹線道路の結節点や沿道、土石採取跡地などにおいては、周辺環境や自然との調和に配慮して製造業等の産業集積を図ります。
- 海洋、島、温泉や歴史的なまちの資源や産業観光資源を活用した観光の展開を図ります。
- 西三河南部地域の中核都市として、財政基盤の確保と社会経済環境の変化に対応できる新しい産業構造の形成に向けて、積極的に企業誘致を図ります。

○福地南部地区における総合地場産業観光施設等の整備を検討し、各業界と連携した体験・交流型観光等の推進を図り、地域産業の振興に努めます。

農業ゾーン

○農業を振興させるため、優良農地の確保や農業関連機能の整備を進め、営農環境の維持・向上を図ります。また、農業の持つ多面的機能をまちづくりに生かしながら、都市空間と調和した農地の保全に努めます。

自然環境保全ゾーン

○矢作川・矢作古川の水辺環境の保全や水質浄化を進めるとともに、三ヶ根山などの山や丘陵の自然環境を保全し、水と緑の環境軸を形成します。
○三河湾に浮かぶ佐久島をはじめとした、のどかで自然豊かな島しょ景観の保全に努めます。

水辺うるおいゾーン

○河川や海岸は、防災機能として堤防の強度を高めるとともに、親水空間としての景観保全や水質浄化を進め、漁業の振興や観光・レクリエーションの場として、魅力の向上や積極的な利用促進を図ります。
○多様な生物が生息する干潟や沿岸海域は、高い水質浄化能力を有し、良好な漁場であると同時に、野鳥の飛来地としても重要であり、後世に引き継ぐ貴重な環境資源として保全に努めます。

(3) 拠点・軸

都市拠点

○西尾駅周辺地区は、市民が誇るまちの顔として基盤整備を推進し、商業・情報交流機能の集積を図るとともに、本市の玄関口にふさわしい緑と文化の調和した景観を形成するための土地利用を図ります。駅周辺から歴史公園及び岩瀬文庫^{※1}にわたるエリアは、小京都のイメージを利用して歴史的雰囲気漂う街並みの保全を図るとともに、質の高い都市空間の形成とより魅力的な商業施設の誘導を目指します。

都市・交通軸

○(都)^{※2}名豊道路(国道23号)と(都)衣浦岡崎線、(都)衣浦蒲郡線、国道247号を東西軸として、(都)安城一色線、(県)^{※3}西尾吉良線、(都)西尾幡豆線、(県)幸田幡豆線を南北軸として整備促進を国、県に働きかけます。
○南北軸強化のために西三河南北道路((都)安城一色線)の整備促進を、東西軸強化と中部国際空港・衣浦港・三河港とのアクセス確保や「命の道」としての機能を備えた名浜道路の整備促進を国、県に働きかけます。
○名鉄西尾線・蒲郡線など公共交通の利用促進と維持を図ります。

【土地利用構想のイメージ】



※本イメージは、総合計画の計画期間を超える将来的な構想も含んでおり、総合計画の計画期間に限定したものではありません。

6 施策の大綱

本市が目指す将来都市像「自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾」の実現に向け、次の通り「施策の大綱」を掲げ、総合的、計画的なまちづくりを展開します。

将来都市像

基本目標

基本施策

自然と文化と人々がとけあい
心豊かに暮らせるまち
西尾

1 活力と魅力あふれる産業づくり

産業振興

- 自然と文化の観光交流圏づくり 【1 観光】
- 特産品開発と地域ブランド化 【2 地域ブランド】
- 魅力ある商業の展開 【3 商業】
- 農業・漁業の振興 【4 農・水産業】
- 企業誘致と新産業の振興 【5 工業・新産業・雇用】

2 利便性と快適性を高める基盤づくり

社会基盤

- 幹線道路網の整備 【1 道路】
- 安全で災害に強いまちづくり 【2 災害対策】
- 利便性の高い公共交通ネットワークの形成 【3 公共交通】
- 快適で魅力ある市街地の整備 【4 市街地】
- 上下水道の整備 【5 上水道】 【6 下水道】

3 地域を支える文化と人を育む環境づくり

子育て・教育・文化・スポーツ

- 子育て支援体制の充実 【1 子育て】
- 生きる力を養う学校教育の充実 【2 学校教育】
- 生涯学習の推進と歴史文化の継承 【3 生涯学習】 【4 歴史文化】
- みんなが元気になるスポーツの振興 【5 スポーツ】
- 地域で取り組む青少年の健全育成 【6 青少年健全育成】

4 安心できる暮らしを支える健康・福祉のまちづくり

健康・福祉

- 安心を支える地域医療体制の構築 【1 地域医療】
- 健康づくり 【2 健康づくり】
- 高齢者が安心して暮らせる福祉の充実 【3 高齢者福祉】
- 障害者（児）の自立を支える福祉の充実 【4 障害者福祉】
- 安心のための社会保障 【5 社会保障】 【6 消費者保護】

5 安全とうるおいのある環境づくり

自然環境・生活

- 市民が憩う公園・緑地の整備 【1 公園・緑地】
- 自然とともにあるライフスタイルの推進 【2 自然環境】
- 河川・海岸の総合的な環境整備 【3 河川・海岸】
- 地球環境保全活動の推進 【4 地球環境】 【5 環境衛生】
- 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進 【6 防災】 【7 防犯・交通安全】
- 【8 消防】

6 市民と行政が共に考え、行動するまちづくり

市民・行政

- 市民と行政の協働のまちづくりの推進 【1 市民協働】
- 市民と行政の情報共有と情報公開の推進 【2 情報共有】
- 活発なコミュニティ活動の推進 【3 コミュニティ】
- 身近で便利な市民サービスの充実
- 効率的で健全な行財政運営の確立 【4 行財政運営】

第3編

基本計画

- 1 産業振興
- 2 社会基盤
- 3 子育て・教育・文化・スポーツ
- 4 健康・福祉
- 5 自然環境・生活
- 6 市民・行政

3-1

第1章

産業振興

活力と魅力あふれる 産業づくり

- 1 観光
- 2 地域ブランド
- 3 商業
- 4 農・水産業
- 5 工業・新産業・雇用

1 観光

主な実績

- 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」の知名度の向上などにより、飲食関連の施設数や来訪者数は全体的に増加傾向にあります。
- 観光協会の法人化に伴い、観光モデルコースの設定や独自ツアーの企画・販売が可能になりました。
- 竜の子街道広域観光推進協議会^{※1}で醸造を軸とした特産品を開発するなど広域観光を推進しています。
- 各種メディアで度々取り上げられるなどアートの島「佐久島」の知名度が高まり、観光客が着実に増加しています。

今後の課題

- 本市は、海、川、山の自然に恵まれ、豊富な観光資源を有しています。しかし、「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」「佐久島」など知名度が高まっている資源があるものの、県外での知名度はまだ低いため、SNS^{※2}を活用するなど、効果的にPRする必要があります。
- 点在する観光資源を効果的につなぐため、公共交通などの整備をはじめ、モデルコースを活用した観光ツアーの企画・販売を強化するとともに、観光ツアーの誘致を推進する必要があります。
- 各種体験プログラムの充実や観光コースへの組み込みなどにより、市内でゆっくり滞在できるような工夫が求められます。
- 遠方からの集客を拡大するため、竜の子街道広域観光推進協議会などによる広域観光や県外でのPR活動などを進める必要があります。さらに訪日外国人客を誘致するため、海外への情報発信を強化する必要があります。
- 年々増加する佐久島への観光客に対応するため、移住促進による人材の確保と併せて、受け入れ体制を充実する必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 豊富な観光資源と観光拠点を結ぶルートが整備され、県外から多くの観光客が訪れています。
- 「見る・遊ぶ・泊まる・食べる・買う」を完結できる回遊型・滞在型・体験型の観光メニューを充実することで、市内に滞在する観光客が増加するとともに、本市の観光業が活性化しています。
- 漁業や農業などの地域資源を生かした体験型イベントや特産品の開発などにより、観光業以外の産業も活性化しています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
一色さかな広場年間来場者数	794,200 人	—	741,700 人	850,000 人
西尾市憩の農園年間来園者数	794,420 人	—	756,414 人	850,000 人
道の駅にしお岡ノ山年間来駅者数	488,632 人	510,000 人	508,183 人	550,000 人
年間佐久島渡船乗船人数	182,000 人	207,000 人	255,649 人	260,000 人

※1 竜の子街道広域観光推進協議会 常滑市・半田市・碧南市・西尾市が連携して、醸造など共通の地域資源を活用して新たな観光資源を創りだすことで来訪者を集客するための活動を行う組織
 ※2 SNS (Social Networking Service) 登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス

施策の内容

施策コード111-114

(1) 観光ルートの整備、観光交流圏づくり 111

- ① さまざまな資源を活用して観光の魅力を高めるため、観光コースの周知やコース間の交通連携、新たなコースの開発などを進め、まち全体で西尾の魅力を感じられる取り組みを進めます。
- ② 竜の子街道広域観光推進協議会などの広域観光を推進するとともに、日本版 DMO^{*3}を設立し、回遊性が高い観光圏の形成を目指します。
- ③ まちの玄関口である西尾駅周辺をはじめ、主要な拠点における観光案内の機能を充実します。
- ④ 鳥羽の火祭りや大提灯まつり、てんてこ祭、大名行列などの文化的行事の保存と活性化に努めます。

(2) 観光メニューの創出 112

- ① 地域資源を活用した滞在型・回遊型・体験型の観光メニューを充実させ、西尾市に滞在する魅力を高めます。

- ② 特産品の開発・販売、観光客のニーズに合わせたメニューの開発など、事業者の取り組みを促進します。
- ③ 観光ツアーや体験プログラムなどの観光商品を販売し、集客を図ります。

(3) 西尾の魅力のPR 113

- ① 観光パンフレットを充実するとともに、インターネットやマスコミなどを有効活用して観光のPRを展開します。
- ② SNSなどで西尾の魅力を発信する人を増やし、情報発信力を高めます。
- ③ 県内外の物産展で西尾の魅力をPRします。

(4) 佐久島観光の推進 114

- ① アート作品や海水浴、潮干狩り、グルメ、特産品などの観光資源を整備し、佐久島の観光の魅力を高めます。
- ② 増加する観光客に対応するため、飲食や宿泊の機能などの受け入れ体制を充実させます。
- ③ 過疎化対策と併せてクラインガルテン事業などを行い、移住・定住を促進します。

協働のまちづくりの考え方

観光を持続可能なものにするため、地元商工業者や宿泊事業者などが主体となり、ビジネスとして成り立つような創意工夫を重ねながら、集客につながる西尾の魅力を高めます。また、地域資源を活用するために、市民も積極的に関わりながら、女性や若者の視点も取り入れ、観光につながるまちづくりに取り組みます。

行政は、こうした民間事業者や市民の取り組みを支援するとともに、関係者間の連携を深めて、一体的な取り組みとなるようにコーディネートし、観光協会と連携したPR活動を展開します。



市民・団体・事業者の役割

関係する民間事業者は、限定メニューや見学・体験コースなどの魅力的な商品やサービスの開発に努めるとともに、観光の魅力づくりに協力します。

市民は西尾の魅力を伝える「おもてなし隊^{*4}」やボランティアガイドの活動に参加・協力することにより、西尾市の情報を発信します。



行政の役割

観光協会の活動を支援するとともに、連携してシティプロモーション^{*5}を展開します。

用語解説

^{*3} 日本版DMO (Destination Management/Marketing Organization)。官民協働で市場調査などの手法を用い、経営的な視点から「観光地域づくりを進める法人

^{*4} おもてなし隊 西尾市観光協会が行っている事業で、観光客の方を温かく「おもてなし」するために情報発信やツアーを実施している団体

^{*5} シティプロモーション 自治体の良好なイメージを形成するため、その魅力を戦略的に内外に情報発信する取り組み

2 地域ブランド

主な実績

- 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」が特許庁の地域ブランド（地域団体商標）※1に認定されている他、平成29年3月に「西尾の抹茶」が農林水産省のGI（地理的表示）※2に登録されました。
- 醸造を軸とした特産品として「竜の子ロール」「竜の子スイーツ」「西尾の抹茶なべ」などの開発をしてきました。
- 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」を表示する店舗が増えるなど、ブランドの確立に向け知名度が高まってきています。
- 「三河一色えびせんべい」として地域団体商標に登録して、新たな地域ブランドづくりに取り組んでいます。

今後の課題

- 竜の子街道広域観光推進協議会や観光協会を中心にスイーツや料理を開発してきました。今後それらを継続・定着させるために、効果的に販路を開拓する必要があります。
- 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」「三河一色えびせんべい」をPRするために、各種組合が中心となり物産展へ出展していますが、首都圏ではまだ知名度が低いことから、さらに効果的にPRする必要があります。
- 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」は、外国人にとっても魅力的なコンテンツになる可能性があることから、海外でプロモーションを展開する必要があります。
- 「三河一色えびせんべい」は、地域団体商標の登録をされた新たな地域ブランドとしてPRを強化する必要があります。
- 西尾の特産品の知名度は高まってきていますが、「西尾市」の知名度が低いことから、商品と合わせて西尾市のイメージを形成する必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 西尾の特産品が広く全国に知られています。
- 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」「三河一色えびせんべい」などがブランド化され、広く定着しています。
- 西尾の特産品のブランド化と西尾市のイメージアップの相乗効果により、特産品と地域の評価がさらに高まる好循環が形成されています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25（2013）年	目標値	H28年実績値	H34（2022）年
東京での物産展における「西尾市」の知名度	38.1%	45%	34.0%	50%
西尾の特産品を3つ以上知っている市民の割合	67.8%	75%	67.1% (H29)	80%

※1 地域ブランド（地域団体商標） 特産品、伝統工芸品、温泉などを密接なつながりのある地域名とあわせてつくられたブランド（銘柄）で、地域団体商標として特許庁が認定し登録されたもの。
 ※2 GI（地理的表示） 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護するもの。

施策の内容

施策コード 121-122

(1) 地域産品の発掘と開発 121

- ① 地元企業や産業団体などと連携し、地域産品の発掘や新たな特産品の開発を支援します。
- ② 全国有数の生産を誇る花きなどの産地振興とブランド化を支援します。
- ③ 特産品の開発や生産を今後も継続するため、効果的な販路を開拓するなど、販売を促進します。

(2) 地域ブランドの浸透・PR 122

- ① 「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」「三河一色えびせんべい」のPR活動を支援するなど、地域ブランドの浸透を図ります。
- ② 本市の全国的な知名度はまだ低いいため、地域ブランド「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」などのPRと併せて、本市の情報を発信し、「西尾市」の知名度の向上と地域イメージの形成を図ります。

協働のまちづくりの考え方

事業者や産業団体が主体となって商品のブランド力を高めるため、品質の維持や新たな関連商品の開発、ブランドのPRなどに取り組みます。

行政は、それらの取り組みを支援するとともに、特産品のPRと合わせて観光や市政の情報を発信し、特産品と地域の魅力がつながるような地域イメージを形成します。



市民・団体・事業者の役割

「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」「三河一色えびせんべい」に関係する事業者や産業団体は、ブランドの価値を向上・浸透させるため、徹底してブランドの品質を維持管理するとともに、関連商品やサービスの開発に取り組みます。



行政の役割

西尾市の魅力の発信を行うことで西尾市の知名度を高め、地域ブランドの浸透につなげます。



3 商業

主な実績

- 西尾商工会議所主催の「一店逸品研究会※¹」によるこだわり商品の開発と、「まちのふれあい教室※²」の開催を通じた商品情報の発信により、新規顧客を開拓しました。
- 年2～3回の「創業支援セミナー※³」と連続講座「創業キホン塾※⁴」を開催して、新規創業者を育成しています。
- 新たな集客拠点の形成をめざす西尾駅西広場整備事業の事業内容が固まりました。

今後の課題

- 商店街の集客力が低下していることから、今後の商業の活性化は、個人店の魅力づくりが重要なポイントになります。
- 高齢の経営者などを中心にホームページによる情報発信をはじめとするインターネットを通じたビジネスへの対応が遅れている店が多いことから、今後も消費者の購買行動の変化に的確に対応できるよう、専門家による支援体制を充実し、個人店の経営力を高める必要があります。
- コンベンションホールとホテルの整備が予定されている西尾駅西広場整備事業の効果を活用して、駅周辺のにぎわいづくりを進める必要があります。
- まちのにぎわいづくりのために、さまざまなイベントを開催していますが、一時的なにぎわいとどまっているため、恒常的な集客につなげることが課題となっています。
- 商業経営者の高齢化が進んでいることから、商業の魅力を高めるためには、新規の若い商業者を増やす必要があります。そのために、創業支援のためのセミナーや講座の充実を図り、参加者を増やす必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 文化や商業、観光など多様な都市機能の集積により多くの来訪者が訪れています。
- 既存店舗の商業者の意識改革、魅力ある商品やサービスの開発・提供により、こだわりのある店舗が増えています。
- 高齢者などが身近な場所で買い物できる環境が整っています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
創業支援セミナー参加者延数	71 人	105 人	36 人	120 人
空き店舗活用数	2 店舗	4 店舗	0 店舗	6 店舗
宅配サービス実施店舗数	0 店舗	10 店舗	64 店舗	100 店舗

※1 一店逸品研究会 様々な業種の店主が集まって新商品開発、販売促進等を行っている研究会

※2 まちのふれあい教室 西尾の愉快的な店主が先生に、お店が教室になって店主の知恵や技を教える催し

※3 創業支援セミナー 西尾市や西尾商工会議所等が開催している講座であり、創業の心構えから、事業領域の決め方、実現性の高いビジネスプランの立て方まで、創業を成功させるために必要な知識の全体像について学ぶことができる講座

※4 創業キホン塾 西尾市や西尾商工会議所等が開催している講座であり、創業を考えている人が創業に必要な知識やノウハウを学ぶことができる講座

施策の内容

施策コード 131-134

(1) 商業経営環境の強化 131

- ① インターネットによる情報発信や販売など、ICT※5を活用した経営を推進します。
- ② 小規模事業者の経営の安定化や近代化など、経営基盤を改善するための融資活用を支援します。
- ③ 車での移動が困難な高齢者の増加に対応するため、宅配サービスの取り組みを支援します。

(2) 商業基盤の整備 132

- ① 西尾駅西広場整備事業によりコンベンションホールとホテル機能を整備し、駅周辺の集客基盤を強化します。
- ② 歴史的雰囲気を感じられる街並みの保全と整備を中心市街地で進め、魅力的な商業施設を誘致します。

(3) 商店街の活性化 133

- ① 伝統祭事やイベントなどを絡めた商業の活性化事業を補助し、衰退しつつある商店街ににぎわいを取り戻します。
- ② 既存店舗の商業者の意識改革、魅力ある商品・サービスの開発により、こだわりのある店舗を増やします。
- ③ 空き店舗を活用して、新たな商業者を呼び込みます。

(4) 起業・創業の支援 134

- ① 商工団体や関係機関と連携し、創業に必要な知識を習得するための創業支援セミナーや講座を充実します。
- ② 新たに創業しようとする人に対する資金繰りを支援していきます。

協働のまちづくりの考え方

商業の振興は、個々の商業者が消費者のニーズを的確に捉えて、魅力的な商品やサービスを提供する努力の継続が基本です。

一方、商店街は街のコミュニティの場としての役割を担うとともに、車での移動が困難な高齢者の日常生活を支える役割を担っています。商店街とその中の商業機能を維持・充実させるため、市民と行政の協力の下、魅力的なまちづくりを進めます。



市民・団体・事業者の役割

事業者は、消費者に支持される商品やサービスの提供に努め、常に魅力的な店舗づくりに努めます。

市民と事業者、行政が連携して、地域の資源を活用したイベントなどを開催し、にぎわいのある魅力的なまちづくりを進めます。



行政の役割

行政は、事業者の経営努力をサポートするとともに、市民などと連携してまちのにぎわいづくりを進めます。



※5 ICT (Information and Communication Technology) 情報通信技術の総称

4 農・水産業

主な実績

- 生産流通や団体活動、後継者育成などの支援を目的とする多様な事業の実施により、農業生産基盤が維持されています。
- 各種支援の効果もあり、てん茶、きゅうり、いちご、小麦、大豆、カーネーション、洋ラン、豚肉、ウナギ、アサリは、愛知県内の生産量の上位を占めています。
- 食育^{*1}の大切さを分かりやすく伝える体験事業や、楽しく食育を学ぶ各種教室の実施に伴い、食育に興味関心を持つ人が増えてきました。
- にしお農業塾^{*2}で、新規就農者と販売農家を育成しています。

今後の課題

- 合併により本市では、多彩な農・水産物が生産され、バランスの取れた第1次産業となっています。しかし、少子高齢化の影響もあり、担い手の減少とともに、生産量も減少していることから、担い手の育成が喫緊の課題となっています。
- 花きや抹茶は全国でも有数の生産量を誇ります。花きは、産地間競争の激化や需要の低迷、資材の高騰など将来の農業経営の見通しが不透明になっているため、より一層の販売促進に取り組む必要があります。
- 抹茶は世界的に需要が高まり、原料が不足する状態となっています。栽培面積の拡大が求められており、栽培に適した土地の確保が課題となっています。
- 水産業では、近年アサリの不漁が続き、大きなダメージを受けていることから、効果的な対策が求められています。
- ニホンウナギは「レッドリスト^{*3}」に掲載されるとともに、シラスウナギの実質的数量制限となる池入れ量の許可制が実施されるなど生物保護の観点から規制が厳しくなっています。また、「一色産うなぎ」の養殖の生命線である養鰻専用水道は、老朽化により布設替えが必要となっており、ウナギ養殖を取り巻く厳しい経営環境への対応が求められています。
- にしお農業塾や定年帰農^{*4}支援事業により新規就農者の育成を進めていますが、今後もさらに担い手の育成を進める必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 担い手が確保・育成され、「良質」「安全・安心」「低コスト」な農産物づくりが行われています。
- 花き、茶、ウナギなどは、ブランドとして確立され、全国的に販路が拡大しています。
- 食育が推進され、市民が豊かで健康的な生活を営んでいます。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
農地利用権設定 ^{*5} 率	37%	50%	44%	60%
ほ場整備事業等実施面積	4,740ha	4,770ha	4,762ha	4,828ha
農業経営士 ^{*6} 数	94 人	104 人	83 人	114 人
漁業士 ^{*7} 数	17 人	20 人	16 人	23 人
食育に関する行動や活動をしている市民の割合	16%	30%	23.8%(H29)	60%
地元産の農水産物を優先して購入している市民の割合	58.1%	65%	54.5% (H29)	70%

※1 食育 さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
 ※2 にしお農業塾 栽培した野菜を産直等に出荷したい人を対象として、JA 西三河が開催する研修会
 ※3 レッドリスト 国際自然保護連合(IUCN)が絶滅のおそれのある世界の野生生物の状態を査定したリスト
 ※4 定年帰農 農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事すること。また、出身地を問わず定年退職者が農村へ移住し、農業に従事すること
 ※5 農地利用権設定 農業経営基盤強化法に基づき、規模拡大を志向する認定農業者等へ農用地等の利用集積を行うための手続き
 ※6 農業経営士 優れた近代的農業を自ら営み、地域農業の推進役として市町村長が推薦し、県知事が認定する農業者

施策の内容

施策コード 141-144

(1) 特色ある農・水産業の展開 141

- ① 外国産品や他産地との差別化を進めることにより「地産地消^{※8}」を促進し、「安全・安心」な生産物の提供を支援します。
- ② 都市市場が近いことを生かし、農・漁業の6次産業化^{※9}を推進し、産物の高付加価値化を図ります。
- ③ 畜産堆肥の有機資源を利用した有機農業を推進します。

(2) 農・漁業経営環境の強化 142

- ① 優良農地の確保に努め、農地の利用集積・集約化を進めるとともに、遊休農地の利活用を図ります。
- ② 栽培漁業を推進し、稚貝や稚魚の放流などにより資源を管理し、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を進めます。
- ③ 浅場や干潟の保全、藻場の再生など漁業資源の育成に努めます。

- ④ 畜産環境問題の解決に向けた技術の導入などに取り組み、畜産経営基盤を強化します。
- ⑤ ICT技術の農業への導入を推進します。

(3) 生産基盤の整備・維持管理 143

- ① 排水機場や排水路の改修、農道の維持補修など農業生産基盤を整備します。
- ② 農地の区画の是正と大区画の造成、道路・水路の改修など農業生産基盤を整備します。
- ③ 多面的機能支払交付金^{※10}を活用し、農業生産基盤施設の維持管理を推進します。
- ④ 漁業生産の基盤となる漁港の改修や補修を進めます。

(4) 担い手の育成 144

- ① 青年農・漁業者の確保など担い手の育成を支援します。
- ② 農業経営士や漁業士の育成を支援します。
- ③ 定年帰農者の育成を支援します。

協働のまちづくりの考え方

農・水産業は、農・漁業者と関係団体が主体となって取り組むとともに、行政は、営農環境や漁業の操業環境の整備を推進します。

広域にわたる事業や生産基盤整備などは、行政が関連団体の意見を集約し、調整または実施します。



農・漁業者と関係団体は、安全・安心な生産物を供給します。

市民は、農業体験などを通じて農業への理解を深めるとともに、食育に関心を持ち、地産地消に努めます。

行政は、関係機関などと調整を図り、圃場や排水機、漁港などの生産基盤の整備を進めます。



用語解説

※7 漁業士 地域漁業を担う中核的漁業者として指導活動を通じ、人材確保・育成に貢献する者として漁業協同組合長の推薦を受け県知事が認定する漁業者
 ※8 地産地消 「地域生産地域消費」の略語。地域で生産されたさまざまな生産物や資源をその地域で消費すること
 ※9 6次産業化 農林漁業者が事業の多角化及び高度化(農林漁業者による加工・販売への進出等)を推進し、その振興を図ること
 ※10 多面的機能支払交付金 農地の洪水抑制機能に代表される二次的な機能を維持・創出するために、水路、農道、ため池及び法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金

5 工業・新産業・雇用

主な実績

- 企業立地の手続きなどに関するワンストップサービスと各種優遇制度(企業再投資促進補助金 18 件、企業立地促進奨励金 5 件、工場等建設奨励金 47 件、中小企業投資促進奨励金 1 件)により、市外企業の誘致と市内企業の流出防止を図りました(平成 25 年度から 28 年度まで)。
- 年間延べ 200 社近くの企業訪問などを通して、設備投資の動向などの情報収集や、企業立地優遇制度などの情報提供を行なったことにより、県内有数となる 48 件の企業誘致などの実績をあげました(平成 25 年度から 28 年度まで)。
- 厚みのある地域経済を創造するため、「ものづくりのまち西尾」の魅力を PR する動画と冊子を作成するとともに、“気づき”や“稼ぐ力”のきっかけを提供するための「産業立地セミナー」を開催しました。
- 市内のものづくり企業と大規模展示会に共同出展し、販路拡大などへの後押しを行ないました。
- 一企業単独ではできない「ものづくり」の共同開発のための講座やシンポジウムを「産学官金」の連携で開催し、ものづくりの協働開発の足掛かりをつくりました。

今後の課題

- 市内企業の持続的な成長を支援するため、事業効果を見極めながら、引き続き事業の改善・継続を進める必要があります。
- 企業立地の受け皿となる企業用地が不足しているため、企業の意向にタイムリーに対応できる企業用地を確保する方策を講じる必要があります。
- 景気の拡大とともに、市内企業の人材確保が厳しくなり、人材不足が企業の成長の阻害要因にもなっています。そのため、合同企業説明会や職業訓練生の確保などにより、企業の人材確保を支援する必要があります。
- 市内企業へ人材を定着させるため、就労に関する悩みの相談や企業の福利厚生の実施を支援する必要があります。

目指す姿(生活像)と目標指標

- 市内企業が順調に操業を続けるとともに、市外企業の誘致が進み、市内の産業が活性化しています。
- 企業用地が確保され、多様な企業が新規立地するとともに、市内企業の住工混在^{※1}の解消に寄与しています。
- 市内に多くの雇用の機会があり、安定した就労が可能となっています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25(2013)年	目標値	H28年実績値	H34(2022)年
製造品出荷額等 ^{※2}	12,610 億円	14,900 億円	13,481 億円 (H26)	16,900 億円
優遇制度利用累計件数	16 件	30 件	87 件	160 件
仕事と仕事以外の生活の調和が保たれていると思う市民割合	60%	60%	58.2% (H29)	60%
市内で働く人数	47,169 人	-	47,906 人	49,000 人

※1 住工混在 住宅と工場等がある限られた地域の中で混在している状況

※2 製造品出荷額等 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計

施策の内容

施策コード151-153

(1) 市外企業の誘致及び市内企業の流出防止策 151

- ① 企業用地の確保にあたり、企業からの用地ニーズに速やかに対応できるよう都市計画マスタープラン^{※3}の見直しなどを行います。
- ② 市外企業の誘致と市内企業の流出防止を図るため、奨励金などの交付や緑地面積率の緩和などを行い、企業誘致を推進します。
- ③ 中小企業の操業環境の向上と住工混在を解消するため、優良な企業用地への立地を誘導します。
- ④ 企業立地の一層の推進と「ものづくりのまち西尾」の体現に向け、産業立地セミナーの開催やPR冊子の作成とともに、企業立地の手続きに関するワンストップサービスを行うことなどにより、企業の進出を後押しします。
- ⑤ 市内のものづくり企業が抱える経営課題を的確に捉えたゼミナールなどを開催し、企業の経営力を強化します。

- ⑥ 企業見本市への出展の支援や、市内のものづくり企業との大規模展示会への共同出展により販路拡大などを後押しし、企業の成長をサポートします。

(2) 雇用の確保 152

- ① 西尾市雇用推進協議会を通じて合同企業説明会を開催するなど、市内企業の人材確保と就業を支援します。
- ② 職業訓練校の運営を支援することにより、必要な能力の習得と向上を図ります。

(3) 雇用環境の整備 153

- ① さまざまな就職活動の悩みを持つ若者やニート、フリーターなどが早期に就職できるよう相談事業を実施します。
- ② 労働者福祉を増進するため、愛知県労働者福祉協議会西三河支部の活動を支援します。
- ③ 公契約条例の制定に向けた調査研究を進め、公契約の業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を図ります。

協働のまちづくりの考え方

企業の活発な活動の展開で、地域経済が活性化するとともに、雇用の機会が増えるなど、市民の安定した暮らしを支える役割を果たします。

行政は、社会的役割を果たす企業を増やすため、市外企業の誘致と市内企業の流出防止を推進し、企業の活発な活動の展開をサポートします。



市民・団体・事業者の役割

企業は、社会的役割を発揮できるよう新技術の開発や販路開拓に取り組み、経営基盤の強化と発展に努めます。また、周辺環境に配慮した操業と地域活動への参加などを通して、地域に愛される企業を目指します。



行政の役割

社会的役割を果たす企業を増やすため、新たな企業用地の確保に努め、市外企業の誘致と市内企業の流出防止を図ります。また、企業の活発な活動の展開をサポートします。

3-2

第2章

社会基盤

利便性と快適性を高める 基盤づくり

- 1 道路
- 2 災害対策
- 3 公共交通
- 4 市街地
- 5 上水道
- 6 下水道

1 道路

主な実績

- 幹線道路の整備は、社会資本整備総合交付金などを活用して、（都）中部幹線や（都）田貫徳永線、平坂93号線など11路線を整備しています。また、市道幡豆16号線、市道鶉ヶ池平口線、市道深池行用線など4路線の道路改良が完了しました。
- 右折車線や歩道を整備するための道路改良を順次進めてきました。
- 橋梁長寿命化計画に基づく整備事業とともに、道路施設の点検を進めてきました。

今後の課題

- 本市は、公共交通機関の利用割合が低く、自動車への依存度が極めて高い都市であるため、道路交通網の強化が最優先課題です。市内の幹線道路として、（地域高規格道路^{*1}）名浜道路の建設の促進、（都）名豊道路と（都）衣浦岡崎線の4車線化、（都）安城一色線、（都）西尾幡豆線の早期整備が重要です。
- 市内の南北の路線が通勤時間帯に交通量が增大していることを踏まえ、恒常的な渋滞解消の対策をすることが急務です。そのため、幹線道路や生活道路では、右折車線の整備や歩道の設置などが求められています。
- 幹線道路を整備するためには、国や県の交付金などの活用、用地確保のための地権者の協力が大きな課題であり、整備路線の選定を的確に行う必要があります。
- 県道の交差点、県道と市道の交差点の改良に際しては、県への要望を継続的に行う必要があります。
- 歩道の整備のためには、地権者の理解と協力がが必要です。
- 橋梁や道路施設の長寿命化のための国の交付金の配分額が少なくなっており、財源の確保が課題です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 県内の都市間の移動がスムーズで、高速道路へのアクセスが便利になっています。
- 幹線道路の整備や右折車線の設置により、交通渋滞が緩和されています。
- 通学路や交通量の多い道路に歩道が整備され、歩行者の安全が確保されています。
- 橋梁や道路の長寿命化が進み、管理コストが削減されています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
市道の改良延長	1,144km	1,184km	1,237km	1,252km
都市計画道路の整備状況	65%	67%	67% (H27)	70%
交通量混雑度（県道豊田一色線、桜町2丁目観測地点）	1.96	1.8	2.06 (H27)	1.5
交差点改良（右折車線の設置）の必要な箇所	16 箇所	13 箇所	14 箇所	10 箇所

^{*1} 地域高規格道路 2車線以上の車線を確保し、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し60km/h以上の高速サービスを提供できる道路

施策の内容

施策コード 211-212

(1) 幹線道路の整備 211

- ① 地域高規格道路の建設促進や都市計画道路の早期完成、供用開始を目指し、国・県と協力体制を構築します。
- ② 他事業と連携し、用地取得などの協力体制を強化します。

- ② 自転車・歩行者の安全確保のため歩道を整備します。
- ③ 橋梁長寿命化修繕計画に沿って橋梁の修繕を行い、地震に強い橋梁を目指します。また、道路施設修繕計画を策定するとともに、計画に沿って長寿命化を図り、通行の安全を確保します。

(2) 生活道路の整備 212

- ① 恒常的な渋滞を解消するため、右折車線整備等の交差点改良と幅6m以上の道路を整備します。

協働のまちづくりの考え方

アダプトプログラム^{※2}の取り組みを拡大して、行政と市民が協働で維持管理（清掃）を行い、まちの環境美化や道路環境の向上に努めます。

市民・団体・事業者の役割

道路の穴などの危険箇所を迅速に改善することができるように、気付いた市民が行政に連絡します。

市民や事業者などがアダプトプログラムに積極的に参加して、環境美化を進めます。

行政の役割

市民からの道路危険箇所の情報提供に迅速に対応するとともに、説明会などで道路の拡幅・新設について意見を把握し、地元の理解を得ます。



2 災害対策

主な実績

- 移動系無線*1 は旧3町地区への整備が完了するとともに、避難所などの屋外アンテナ設置により市内全域にわたる情報連絡網を構築できました。
- 被害想定に基づく津波一時待避所の増設や、飲料水兼用耐震貯水槽の整備などを進めてきました。
- 地震・津波ハザードマップを全戸配布しました。

今後の課題

- 今後整備を図る避難所や防災拠点における移動系無線の整備、山間部など屋外で不感地帯となるエリアの解消、同報系無線*2の更新などにより、きめ細かな情報伝達体制を構築していく必要があります。
- 市内の南部では、津波による浸水が広く想定されているため、避難場所の確保や活用方法の見直し、津波一時待避所などの施設の更なる拡充が必要です。
- 東日本大震災や各地で発生した局地的豪雨などを踏まえて、より一層の市民への防災対策の周知啓発が必要です。
- 地域ぐるみの防災活動を充実するために、市民への情報発信や直接的な働きかけが必要です。
- 耐震改修を促進するために、補助制度の活用についてPRを強化することが必要です。
- 矢作古川水系における河川の早期改修など、水害・土砂災害対策の一層の充実が必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 迅速で正確な災害情報が入手できるようになっています。
- 地震災害などに対して安全な住宅に市民が住み、安心して暮らすことができます。
- 海岸や河川の整備が進み、大規模災害による人命や財産などの被害が軽減されています。
- 避難場所などに必要な施設や設備が整えられています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
移動系無線機整備数	114 台	196 台	191 台	191 台で完了
飲料水兼用耐震性貯水槽整備数	6 基	11 基	10 基	10 基で完了
自主防災会活動への参加率	36.2%	50%	41.3% (H29)	70%
家庭で食料や飲料水等の備蓄をしている割合	53.5%	65%	51.1% (H29)	75%

*1 移動系無線 他の通信手段が途絶した場合に防災担当者間の情報伝達手段を確保する目的で設置される防災行政無線システム

*2 同報系無線 津波警報や災害時の避難勧告などの緊急防災情報等の人命に関する情報を屋外に設置したスピーカーからサイレン及び音声によって伝達する防災行政無線システム

施策の内容

施策コード 221-223

(1) 情報収集・伝達体制の充実 221

- ① 市内各地の災害情報を収集・伝達するために、必要な情報連絡網を構築します。
- ② 市内全域に必要な災害関連情報を正確に配信します。
- ③ 同報系無線や移動系無線をはじめ、各種情報収集・伝達システムを総合的に構築します。

(2) 地震・津波対策の推進 222

- ① 浸水が想定される地域の津波一時待避所・避難場所などを確保し、同所における施設・設備を整備するとともに、食料などの備蓄を充実させます。
- ② 東日本大震災や各地で発生した局地的豪雨などを踏まえた防災体制を整備します。

- ③ 重要度が増す津波対策のために、堤防の液状化対策など海岸や河川の耐震改修・整備を県と連携して進めます。
- ④ 地震による建築物の被害や、家屋の倒壊による人命や財産の損失を未然に防止します。

(3) 水害・土砂災害対策の推進 223

- ① 集中豪雨などの被害を最小限にするため、河川の早期改修や、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業などの水害・土砂災害対策を推進するよう県などに要望します。
- ② 土砂災害防止法に基づく警戒区域などに指定された箇所の対策工事を県に要望します。

協働のまちづくりの考え方

自然災害に備えるために、行政による公助、市民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティによる共助が連携した防災協働社会の形成を目指します。特に、強く懸念されている大規模地震は、津波などにより大規模な被害が予測されるため、平時から市民や事業者、自主防災会・NPO※3、ボランティア組織、消防団、市などが顔の見える関係をつくり、連携した災害対策を推進します。また、避難行動要支援者※4対策として、自主防災会や近隣住民との情報共有や移送訓練などを実施し、災害時に迅速に避難が行われるよう支援を行います。



市民・団体・事業者の役割

「自らの身は自ら守る」が防災の基本です。自覚を持ち、必要に応じて自宅の耐震化対策を講じるなど、平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、地域の自主防災会活動に積極的に参加し、災害への対応力を身に付けます。

災害時には、自助に次いで地域が救出救護などを実施するとともに、行政機関が行う救援活動に協力します。

団体・事業者は、住宅の耐震工事に対する相談会や勉強会の開催、津波対策を検討する協議会などへの助言、市民・自主防災会に対する防災意識の向上や啓発への協力など防災活動の推進に努めるとともに、ICT 技術を活用した災害情報サービスの提供など防災体制の整備充実に努めます。



行政の役割

自然災害に対応する防災施設・設備の整備、住宅の耐震診断、耐震改修の補助、耐震化の必要性の意識啓発や大規模地震に伴う津波対策を検討する協議会などの開催、地域相互の協力関係づくりなど、総合的な防災対策を講じていきます。

※3 NPO (NonProfitOrganization)とは、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、さまざまな社会貢献活動に充てることとなります。

※4 避難行動要支援者 災害対策基本法に規定する災害発生時の避難等に特に支援を要する者

3 公共交通

主な実績

- 名鉄西尾・蒲郡線は市民と行政が一体となった利用促進の取り組みの成果もあって、同線の年間利用者は増加しています。
- コミュニティバスなどの運行により、市内の移動手段を確保しています。
- 鉄道事業者や市、民間事業者によって一時駐車場が一部の駅で整備されています。
- 佐久島渡船事業は、利用者の増加に伴う運賃収入の増加により経営が安定するとともに島の生活基盤として安定した運航が確保されています。

今後の課題

- 公共交通網が十分ではないため、鉄道を中心とした交通弱者への対応以外にも、観光やまちづくりと連携した公共交通網全体の改善が必要です。
- 既存の鉄道や路線バス、タクシー、渡船など地域の交通資源の活用と連携により、それぞれの活性化を促すとともに、利用者の利便向上を目指し総合的な地域公共交通を構築することが必要です。
- 鉄道は、市の公共交通の柱であり、安定的な維持を図るためには、今後も行政と市民が一体となってさらなる利用促進に取り組む必要があります。
- 佐久島渡船は、観光客の増加により収支も改善され、経営の安定化が図られていますが、利用者の増加に対応して、輸送力の確保、安全運航の徹底、多言語対応などの対策を検討する必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 誰でも自由に移動できる鉄道やバスなどの公共交通機関の整備に伴い、活発な人的交流や経済活動が促され、地域の活性化が図られています。
- 地域の各交通機関がそれぞれの特徴を生かして連携し、効率的な運行と安定した路線が確保されています。
- 高齢者や障害者など交通弱者の外出の機会が保障され、社会参加が進んでいます。
- 佐久島渡船は生活航路と観光航路の両面から利便性の向上が図られています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
名鉄西尾・蒲郡線年間利用者数	3,071 千人	3,137 千人	3,358 千人	3,673 千人
六万石くるりんバス年間利用者数	82 千人	95 千人	116 千人	198 千人
いこまいかー※ ¹ 年間利用者数	—	—	1,155 人	1,680 人
路線バス年間利用者数	617 千人	617 千人	527 千人	617 千人
日常生活で移動に不便を感じている市民の割合	39.9%	35%	41.5% (H29)	30%

※1 いこまいかー 駅やバス停などを結ぶタクシーを利用したデマンド型のサービス

施策の内容

施策コード **231** - **234**

(1) 総合交通体系の確立 **231**

- ① 鉄道やバス、タクシーなど地域の交通資源の活用と連携により、公共交通体系全体を活性化します。
- ② コミュニティバスなどを運行することで、公共交通空白地の解消に対応できる交通網を充実させます。
- ③ 利便性の高い交通ネットワークを実現するために、路線バスなどの他の公共交通機関との重複区間や料金体系の見直し、接続の利便性の向上など、公共交通体系全体の見直しを検討します。
- ④ 自動運転・自動走行システムなどの次世代交通システムの実用化について、国や県などと協力し、調査研究を進めます。

(2) 鉄道の維持・利便性の向上 **232**

- ① 都市間交流を促す主要な交通基盤として維持・存続、利便性の向上を図ります。名鉄西尾・蒲郡線は、鉄道事業者への財政的支援を行うとともに、地域と連携して利用促進に向けた活動を展開します。
- ② 駅周辺の自転車駐輪場や民間駐車場の有効活用により、自転車やマイカーとの乗り継ぎの利便性を高め、パークアンドライド^{※2}を推

進めます。

- ③ 東海道新幹線やリニア中央新幹線を見据えて鉄道ネットワークを充実・強化するため、名鉄西尾線の発着便の増強や将来的な複線化などの名古屋駅や豊橋駅へのアクセス向上に向けた調査研究を進めます。

(3) バスの維持・利便性の向上 **233**

- ① 通勤・通学・通院などの重要な移動手段である民間バス路線を維持するために、財政的支援を行うとともに利用を促進します。
- ② 必要に応じて、他の交通機関との乗継拠点などを整備し、バス利用者の利便性の向上を図ります。

(4) 渡船の維持・利便性の向上 **234**

- ① 佐久島住民に不可欠な生活交通航路や離島振興に必要な観光航路として、渡船を維持するとともに、他の交通との連携を図り効率的な運航に努めます。
- ② 輸送力の確保や安全運航の徹底など、増加する乗船者数に対応するとともに、運賃収入による安定的な運営を維持します。
- ③ 燃料費の高騰など、今後の環境変化の中でも安定した経営を維持するために、業務の合理化による経費の縮減とサービスの向上を図ります。

協働のまちづくりの考え方

今後、さらに高齢者が増加すると、公共交通は、市民の日常生活に不可欠な移動手段として重要性がますます高まります。市民一人一人がその重要性を認識して、自分たちの移動手段は自分たちで守るという意識を持ち、公共交通を積極的に利用します。

行政は、都市の重要なインフラとして公共交通の維持と利便性の向上に取り組みます。



市民・団体・事業者の役割

地域、学校、職域、経済団体などが参加する名鉄西尾・蒲郡線応援団が中心となり、広く市民に利用をPRするイベントなどを開催するとともに、組織的に鉄道・バスなどの公共交通の利用を進めます。

生活交通路線を確保するため、地域の交通資産を守るという認識を持ち積極的に利用するとともに、イベントの開催など地域全体で利用者を増やす取り組みを進めます。



行政の役割

交通機関の維持・存続を図るため、財政的支援を行うとともに、運行の円滑化と利用促進の方策を講じます。また、市民のニーズを踏まえて、地域公共交通の合理的・効率的な運行のあり方を協議していきます。

用語解説

※2パークアンドライド 交通渋滞の緩和や環境への配慮から、自宅から自家用車や自転車などで駅・バス停まで行き、駐車(パーク)させた後、公共交通機関に乗り換えて(ライド)目的地へ向かうこと

4 市街地

主な実績

- 事業中の土地区画整理組合を支援するとともに、計画中の地区も組合を設立するための支援を順次進めています。
- 市営住宅は、統廃合や木造住宅の取り壊しを順次進めるとともに、施設・設備の改修を順次進めています。
- 住居系の地区計画^{※1}を導入するとともに、市街化区域の拡大などにより、居住環境の形成と人口の受け皿づくりを進めてきました。

今後の課題

- コンパクトシティの形成に向けた方向性を明らかにして、都市構造の改善を進めることが課題となっています。
- 市営住宅は、統廃合や木造住宅の取り壊し、長寿命化など老朽化対策を進めることが必要です。また、市営住宅入居者の高齢化・単身化に対応した維持管理のあり方を改善することが必要です。
- 土地区画整理事業や地区計画の導入などにより、低・未利用地^{※2}の面的整備を進めることが必要です。
- 景観形成の方向や手法を検討して、市民とともに良好な街並みや歴史・文化を大切にする景観を形成していくことが必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 豊かな自然と調和した都市空間が形成され、住みやすいまち、住み続けたいまちになっています。
- 誰もが住宅を確保することができ、安心して暮らすことができる居住環境が整っています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25（2013）年	目標値	H28年実績値	H34（2022）年
市街地における面的整備率	8.4%	9.6%	9.1%	9.8%
木造市営住宅の戸数	55戸	0戸	16戸	0戸
耐用年数を経過した市営住宅戸数の割合	41%	49%	46%	32%
住み続けたいと思う市民割合	78%	80%	81% (H29)	85%

※1 地区計画 地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画

※2 低・未利用地 建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべき土地において、そのような利用がなされていない土地

施策の内容

施策コード 241-243

(1) 市街地整備の推進 241

- ① 利便性が高い駅周辺に、環境に配慮した良好な住宅地域と商業・業務地域を構築する面的整備を推進します。
- ② 低・未利用地の面的整備の推進や、住宅密集地における住宅の建て替えに併せた道路幅整備を推進します。
- ③ 安全で安心な街並みを形成します。
- ④ 新市街地は、自然を生かした良好な景観を有する住宅など、多様な住宅需要に対応した住宅地整備を推進します。

(2) 地域特性を生かした景観形成 242

- ① 歴史・文化とふれあうことができるなど、多様な公園・緑地の整備を促進します。

- ② 地域資源である街並みの保存や、歴史・文化を活用したうまいと魅力あるまちを市民との協働により実現します。

(3) 市営住宅の活用と維持管理 243

- ① 点在する小規模市営住宅の統廃合を進めます。
- ② 木造の市営住宅の取り壊し、用途廃止を進めます。
- ③ トイレの水洗化やバリアフリー^{※3}化、駐車場の確保など、社会ニーズに合った施設や設備に更新します。
- ④ 更新時期を迎えた市営住宅を計画的に更新します。

協働のまちづくりの考え方

市民が自ら暮らしやすく快適なまちをつくり、地域の文化や環境を大切にするために、市民が積極的にまちづくりに参画します。



市民・団体・事業者の役割

住み続けたいまちにするため、身近な公共空間や居住環境の美化・改善行動に努めます。まちづくりに関わるワークショップ^{※4}などに積極的に参加するとともに、アダプトプログラムなどの具体的な取り組みに参加して主体的に活動を行います。



行政の役割

市民の主体的な取り組みに対して支援を行い、まちづくりに関わる市民活動団体を育成します。また、計画策定時にワークショップなどにより市民の意見を取り入れるなど、市民参加の試みを充実します。



用語解説

※3 バリアフリー 段差の解消、スロープ、手摺の設置、水栓のレバー式化などをすすめ、障壁(ハリア)となるものを除去することにより、障害者、高齢者の移動、生活を円滑にすること
 ※4 ワークショップ 地域に関わる多様な立場の人々が計画プロセスに参加するまちづくりの方法

5 上水道

主な実績

- 水道普及率^{※1}は平成28年度末現在99.8%で、ほぼ100%となっています。
- 西尾市水道ビジョンに基づき、施設の維持・更新や重要管路^{※2}の耐震化工事、老朽管の更新工事を進めています。
- ポンプ場の耐震化を完了しています。
- 重要管路の耐震管への布設替えを進めています。平成28年度末現在の重要管路耐震化率は42.1%となっています。
- 有収率^{※3}の向上を図るため漏水の早期発見に努め、迅速に漏水修理などを行った結果、平成28年度の有収率は93.8%と向上していません。

今後の課題

- 老朽管更新事業や耐震化事業など、水道施設の改良・更新には多大な費用を必要とするため、年次計画に沿って着実に事業を実施していく必要があります。
- ビル・マンションなどの貯水槽水道^{※4}の適正な衛生管理を促す必要があります。
- 災害時の水道水を確保するため、応急給水^{※5}対策を充実する必要があります。
- 管路の漏水調査を継続して取り組み、有収率の向上を図る必要があります。
- 佐久島は、南知多町水道事業の給水区域に属しているため、安定した供給を維持するために必要な負担を行う必要があります。
- 大手企業などを中心に、災害対策の一環として浄化装置を導入するところが増えています。その結果、今後、上水道の使用量が減少することが予想されるため、企業会計の健全化に向けた対応が求められています。そのため、利用者ニーズを把握するために調査を実施する必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 安全で安心なおいしい水道水が常時安定して供給されています。
- 水道事業の健全経営が将来にわたり維持されています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
ポンプ場耐震施設率	61.1%	100%	97.4%	100%
配水池耐震施設率	68.6%	92%	76.6%	92%
重要管路耐震化率	30.1%	—	42.1%	58.7%
安心して水道が利用できると思う市民の割合	89.6%	91%	92.1% (H29)	92%
節水に努めている市民の割合	79.1%	81%	78.7% (H29)	83%

※1 水道普及率 給水人口(西尾市水道事業の水道水を利用する人数)と給水区域内人口(佐久島を除いた市の人口)との比率

※2 重要管路 災害時における最優先給水施設、運搬給水地点、拠点給水地点及び仮設給水地点へ配給するための管路

※3 有収率 浄水場などから供給した配水量のうち、水道料金の徴収対象となった水量の割合を示す数値

※4 貯水槽水道 水道法により、ビル・マンション等の建物で、水道事業から供給される水道水をいったん受水槽に受けたのち利用者に給水する施設と定義されているもの

※5 応急給水 漏水事故、災害等が原因で緊急断水が生じた場合、給水車または仮設給水栓を設置し、給水を行うこと

施策の内容

施策コード 251-255

(1) 安心できる水道水の供給 251

- ① 安全で安心な水道水を供給するため、水源や配水管、給水管の検査を行い、水質の保全に努めます。
- ② 利用者が安心して水道水を使うことができるように、施設の改良・更新を進めます。
- ③ ビル・マンションの管理者などに、貯水槽水道の定期的な検査・確認を促し、適正な衛生管理に向けた助言・啓発を進めます。

(2) 安定的な水道水の供給 252

- ① 地震防災施設整備計画に基づき、施設・管路の耐震化を計画的に進めます。
- ② 耐震管路への布設替工事は、他事業と調整して進めます。
- ③ 漏水事故や災害時における水道水を確保するため、応急給水対策の充実を図ります。
- ④ 安定供給を常時維持するため、危機管理の充実や水の有効利用を図ります。

(3) 次世代につなぐ水道事業運営 253

- ① 水道事業のさらなる経営の健全化・効率化を進めます。
- ② 基幹施設^{※6}の計画的な更新を進めます。
- ③ 安全で安心な水道水を安定して供給するため、維持管理体制を充実させます。

(4) 環境にやさしい水道 254

- ① 水道施設のエネルギー使用量の削減に努めます。
- ② 水道工事における廃棄物の発生抑制に努めます。

(5) 利用者のサービス向上 255

- ① 上水道に関する知識や情報を伝えるため、広報を充実させます。
- ② アンケートなどにより利用者ニーズの収集・分析を行います。
- ③ 分かりやすく、親しみやすい水道事業にするために、水道経営状況を公表します。

協働のまちづくりの考え方

アンケートなどを通じて利用者ニーズの収集・分析を進め、市民の意見を反映した事業経営を進めます。

大規模災害に備えて、行政、市民、団体・事業者などがそれぞれの役割を果たせるように連携します。



市民・団体・事業者の役割

- 水の有効利用、渇水時の節水に努めます。
- 災害に備え、日頃から水の備蓄などを行います。
- ビル・マンションなどの貯水槽水道の適正な管理に努めます。
- 災害時の応急給水などに対する事業者としての協力体制を確立します。



行政の役割

- アンケートなどを通じて水道利用者のニーズを把握し、より良いサービスを提供します。
- 水の有効利用や災害時の備えについて、情報を発信します。
- 災害時でも安定して水道水が供給できるよう、体制整備を進めます。

※6 基幹施設 水道事業を支える上で最も重要とされる水道施設(代表例:志貴野水源送水場、ハツ面配水場)

6 下水道

主な実績

- 公共下水道（污水）については、事業計画の目標値を上回るペースで整備を進めてきました。また、農業集落排水事業の整備は平成 24 年度に完了しました。
- 平成 27 年度末現在の汚水処理人口普及率^{※1}は 89.5%です。この値は国の 89.9%、県の 89.1%とほぼ同水準であり、国や県の水準を下回っていた当初の状況はかなり改善されました。
- 平成 28 年度末現在の汚水処理人口普及率は 90.0%となっています。
- 施設から発生する汚泥を有効活用するため、汚泥の堆肥化（ローズ肥料）に取り組んできました。年間約7トンを堆肥化しています。

今後の課題

- 公共下水道（污水）は、行財政改革推進計画に基づき、採算性が厳しい区域での事業の凍結を検討することになりました。今後は、汚水適正処理構想^{※2}を見直し、汚水処理対策を進めていく必要があります。
- 農業集落排水事業は、処理場の維持管理に多額の費用を要することから、更新時期を見据えながら、より効率的な維持管理方法を検討していく必要があります。
- 既存の下水道施設の中には、所定の耐震性能を保持していない箇所も少なくないことから、総合地震対策計画に基づき、施設の耐震化を進めていくことが必要です。
- 施設で発生する汚泥の堆肥化は、継続していくことが必要です。
- 下水道接続率、水洗化率は改善されてきたものの、近隣自治体と比較すると依然低い状況にあるため、下水道の接続を促進することが必要です。
- 市街化区域を中心とした雨水管理総合計画を策定し、計画的に事業を推進していくことが必要です。
- 下水道使用料の適正化を検討する必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 生活排水が水路や河川などに流出されることなく、着実に汚水処理施設で処理される状態となっています（汚水処理人口普及率の目標は 100%）。
- 雨水排水施設が整備され、ゲリラ豪雨^{※3}や集中豪雨による浸水、冠水などの被害がないまちなっています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
汚水処理人口普及率	76%	86%	90%	100%
下水道整備率	53%	72%	82%	100%
浸水対策達成率 ^{※4}	37%	38%	40%	41%
下水道接続率（水洗化率）	76%	83%	80%	90%

※1 汚水処理人口普及率 下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの各汚水処理施設の整備人口を、行政人口で除した指標

※2 汚水適正処理構想 市全域の汚水処理施設を効率的、効果的に整備するために、下水道、農業集落排水、浄化槽などの汚水処理施設を、地域の実情に応じた適正な整備手法の選定と整備スケジュールなどを示す整備方針

※3 ゲリラ豪雨 予測が困難な、突発的で局地的な豪雨を指す俗語

※4 浸水対策達成率 都市浸水対策の整備対象地域の面積のうち、概ね5年に1度の大雨に対して安全であるよう、既に整備が完了している区域の面積の割合

施策の内容

施策コード 261-263

(1) 公共下水道（污水）と農業集落排水の適切な維持管理の推進 261

- ① 公共下水道（污水）は、事業区域の変更に伴い、污水適正処理構想を見直します。
- ② 下水道事業の公営企業会計化^{※5}を図る中で、ストックマネジメント計画^{※6}を策定し、耐震化などの機能向上を考慮しつつ、適切な施設の維持管理と計画的な改築・更新を進めます。
- ③ 農業集落排水施設の公共下水道への切り替えなど、より効率的な維持管理方法を検討します。
- ④ 矢作川流域を構成する4市1町の下水道整備の進捗状況に合わせ、矢作川浄化センターの整備・維持管理に必要な負担を行います。
- ⑤ 農業集落排水処理施設から発生する汚泥の肥料化により、有効な資源として再生し、農地への還元を進めます。

(2) 適切な汚水処理の推進 262

- ① 下水道供用開始区域の全ての世帯が下水道に接続するよう普及活動を進めます。
- ② 補助制度の見直しなどにより、合併処理浄化槽の設置を促すとともに、浄化槽を適正に維持管理するための法定検査や保守点検、清掃の啓発活動を進めます。

(3) 公共下水道（雨水）の整備促進 263

- ① 近年多発するゲリラ豪雨や台風等による集中豪雨に備えるため、市街化区域を中心とした現状調査に基づく雨水管理総合計画を策定し、雨水排水施設の計画的な整備を進めます。
- ② 雨水流出抑制策により、既存排水施設の排水能力に余裕を持たせ、浸水被害の緩和を図ります。
- ③ 既存ストックの健全度を点検診断し、ストックマネジメント計画^{※5}を策定して予防保全的な管理・整備を促進します。

協働のまちづくりの考え方

市は、説明会、出前講座などの機会を通じて、汚水処理の必要性や下水道接続率向上のための啓発活動を行います。また、災害時における行政の対応について、市民ニーズの把握に努めます。

市民・団体・事業者の役割

町内会の会合などで水環境の再生や汚水処理に関する正しい知識を身に付けます。
建設業者は地震・浸水被害時における災害復旧への協力体制を整えます。
排水設備指定工事店の営業活動を通じ、下水道接続の利点を広く市民に知らせます。



行政の役割

説明会、出前講座の開催などにより、啓発・普及促進活動を実施します。

3-3

第3章

子育て・教育・文化・スポーツ

地域を支える文化と人を育む 環境づくり

- 1 子育て
- 2 学校教育
- 3 生涯学習
- 4 歴史文化
- 5 スポーツ
- 6 青少年健全育成

1 子育て

主な実績

- 子育て支援センターや療育^{※1}センター、ファミリー・サポート・センター^{※2}などにより、多様なニーズに応じた子育て支援を進めています。
- 家庭児童相談によるDV^{※3}や児童虐待、養育困難家庭などの早期把握や相談などの支援を行っています。
- ひとり親家庭を支援するため、子育てや生活、就労に関する相談などを行っています。
- 多様化する保育や地域のニーズに対応してサービスの内容を充実するとともに、保育園・幼稚園の給食費無料化や第3子以降の保育料の無料化を継続しています。
- 児童館や放課後児童クラブ^{※4}では子どもの受入れを充実し、地域住民が主体的に運営する「寺子屋にしお^{※5}（放課後子ども教室）」も広く行われています。

今後の課題

- 子育てする家庭環境が多様化しており、問題が複雑になっているため、関係機関の連携を強化するとともに、妊娠期から子育て期に渡るまで切れ目のない支援を行う体制づくりが必要です。
- 保育園は老朽化した施設が多く、建て替えや統廃合について総合的に検討して施設整備を図ることが必要です。
- 子育てに対する家庭内の意識改革や慣習の見直しに加え、事業所においてもワーク・ライフ・バランス^{※6}の推進が必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 安心して子育てをすることができ、子どもが地域で健やかに成長しています。
- 経済的な不安がなく、子どもを産み育てることができます。
- 子どもを保育する環境が整い、子育てと仕事のバランスが取れています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
ファミリー・サポート・センター会員数	617 人	770 人	927 人	1,020 人
長時間保育の実施件数	31 園	35 園	32 園	35 園
仕事と子育てが両立しやすいと感じる市民割合	42.9%	50%	42.7% (H29)	60%
児童クラブの定員数	693 人	750 人	1,185 人	1,230 人

※1 療育 医療と保育・教育の造語で、医学的な見地に基づき、障害児の日常生活の適応能力や社会性を養うなど自立支援のための育成を行うこと
 ※2 ファミリー・サポート・センター 地域において子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい人(援助会員)が会員となり、子育てについて助け合う会員組織
 ※3 DV (Domestic Violence) 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者に振るわれる暴力
 ※4 放課後児童クラブ 就労等により昼間、保護者が家庭にいない小学校児童の健全育成を図るため、授業終了後や土曜日、春夏冬休みの一定時間、子どもを預かるサービス

施策の内容

施策コード 311-314

(1) 多様なニーズに応じた子育て支援 311

- ① 障害児など特別な支援を必要とする子どもに対する療育、保育の充実に努めます。
- ② 子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどにおける子育て支援環境の充実や、子育てに係る多世代交流の推進を図り、地域における子育て支援を強化します。
- ③ 子育てサークル活動の支援を行うとともに、サークルの連携を支援しネットワーク化を図ります。
- ④ 児童虐待防止のための相談窓口や協力体制を周知するとともに、防止対策を推進します。
- ⑤ ひとり親家庭に対する自立支援の充実に努めます。
- ⑥ 子どもとその保護者が安心して出産、子育てできるように妊娠期から就学前までの期間を支援することを目的として、子育て世代包括支援センター^{※7}を設置します。
- ⑦ 経済的な理由により修学が困難な方に対する、支援体制を構築し、教育の機会均等を図ります。

(2) 保育の充実 312

- ① 老朽化した保育園施設について、地域の人口動向等を勘案し、計画的に建替えや長寿命化、維持管理・修繕を行うことにより、安全で快適な保育環境づくりに努めます。
- ② 一時保育や病児・病後児保育、長時間保育など保護者のニーズに合わせた保育を実施します。
- ③ 男性の育児参加など、ワーク・ライフ・バランスの推進を家庭や職場で推進します。

(3) 子どもの居場所づくり 313

- ① 利用可能な学校施設などを有効活用するとともに、必要な施設整備を行い、児童クラブの待機児童ゼロに努めます。
- ② 市内4か所の児童館で、それぞれの地域の特性を生かした行事などを実施します。
- ③ 保護者が安心して子どもを預けられるよう、放課後児童クラブの環境を整え、研修などを通じて職員の質の向上を図ります。

(4) 未婚・晩婚対策 314

- ① 結婚を望む男女に対して出会いの場を提供していきます。

協働のまちづくりの考え方

公共施設の活用や子育て家庭が集まる機会の提供、世代間の交流など、子育てに不安を持つ保護者と地域との関わりを深め、市民と行政が一体となり地域における包括的な子育て環境を充実させます。

市民・団体・事業者の役割

保護者と地域の連携を強化し、地域による子育て家庭の見守りや援助、子どもの居場所づくりなど、地域全体で子育て支援に取り組みます。

NPOなどの市民活動団体は、行政では目が届かない部分を協力します。

家庭における男女の役割分担の見直し、事業者における就業形態の改善など、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

行政の役割

保護者の多様なニーズに応じた子どもの成長段階に合わせた切れ目のない子育て支援の仕組みを充実させます。また、子育て支援センターなど子育て家庭が交流する場所や機会の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行い、地域において子どもが育ちやすい環境をつくるように努めます。

用語解説

※5 寺子屋にしお 放課後に子どもたちが活動できる居場所をつくり、年齢の異なる子どもたちや地域の人々との触れ合いを通して、子どもたちを健全に育成するための子ども教室

※6 ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」と訳され、一人一人が自らの希望に沿う形で「仕事」と、家庭生活、地域活動、自己啓発など「仕事以外」の様々な活動との調和がとれた状態

※7 子育て世代包括支援センター 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的に支援を提供する機能を持った相談機関

2 学校教育

主な実績

- 各学校が特色のある教育活動を進めてきたことにより、それぞれ独自の校風が確立されつつあります。
- 少人数教育推進事業（少人数学級）などの実施により、子ども一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導が可能となっています。
- 学校司書の配置による司書教諭、学校図書館担当者、担任との連携強化と学校図書館ボランティアの協力により、学校図書館の充実が図られています。
- 小中学校トイレ改修事業を重点的に進めており、洋式トイレが順次整備されています。
- 外国人の子ども増加に対応した、日本語指導教室の設置や小中学校への通訳配置などにより、一人一人の可能性を伸ばす取り組みや指導が可能となっています。

今後の課題

- 子どもたちが将来必要となる「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、より良く問題を解決しようとする資質や能力（生きる力）」を養う学校教育を重点的に推進する必要があります。
- 少人数教育推進事業（少人数学級）は、各校の実情や子どもの実態を鑑み、今後も継続・発展させる必要があります。
- 小学校の英語教科化に向けて、AET^{※1}の配置拡大や担当教員の力量向上など、英語教育の一層の充実を図る必要があります。
- 子どもたちの読書環境を充実させるために学校司書の人材を確保する必要があります。
- 障害のある子どもの増加や障害の多様化、外国人児童生徒の増加などに対応するため、支援員の増加など、子どもの実態に合わせた対応を進める必要があります。
- 学校施設の維持管理、修繕、更新などの長寿命化計画について、中長期的な視点から維持管理と保全にかかる経費の縮減・平準化を図るとともに、施設の併設化・複合化も含め検討した上で策定し、施設の維持管理等を計画的に進める必要があります。
- 児童生徒数の増減に対しては、推移予測を踏まえた上で、学校生活に支障が出ないように、学校施設の整備を図る必要があります。
- 学校給食センターの老朽化が進み、調理方法に制限がかかるなどの問題を抱えており、早急に新学校給食センターを整備する必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 児童生徒が心豊かに安心して学習や生活できる環境が整っています。
- 児童生徒が楽しく学習できる授業や学校の体制が充実しています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
小中学校トイレ改修	20%	65%	54%	100%
きめ細かな学習指導（少人数学級）	小学1、2年 中学1年	小学1、2、3年 中学1年	小学1、2、3年 中学1年	小学1、2、3年 中学1、2年

※1 AET (Assistant English Teacher) 英語指導助手

施策の内容

施策コード 321-325

(1) 教育内容の充実 321

- ① 地域の特性やさまざまな人材などの教育的資源を取り入れた「特色のある学校づくり」を推進し、地域に愛着と誇りを持てる人材を育成します。
- ② 小学校の英語教科化への対応や国際的な人材育成を図るために、AETの配置拡大など英語教育を充実させます。
- ③ 各学校の実情や個々の学習状況に応じて少人数・個別指導などの支援を行い、一人一人の良さを伸ばす学習の個性化を図っていきます。

(2) こころの教育の充実 322

- ① 児童生徒の道徳的実践力や人権意識、規範意識を高めるために「心の教育推進活動」を推進します。
- ② いじめ・不登校の問題について総合的・根本的に検討し、その予防や対応を具体的に進めます。

(3) 学校施設・設備等の整備 323

- ① 児童生徒数の推移予測を踏まえ、各施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定して、学校施設の維持・更新を計画的に進めます。
- ② 情報化への対応と教育効果を高めるために、ICTを活用した教育を推進します。

(4) 発達障害等への対応 324

- ① 発達障害^{※2}のある児童生徒への教育支援体制の整備・強化を図ります。
- ② 県と緊密に連携し、特別支援学校の早期開校を目指します。
- ③ 心身に障害のある児童生徒一人一人の力を伸ばす教育を推進するとともに、特別支援教育の充実と振興を図ります。

(5) 学校給食の充実 325

- ① 給食センターの老朽化に対応し、必要なセンターの整備を早急に進めるとともに、施設全体の整備の在り方を検討します。
- ② 家庭・地域・学校と連携し、今後も地産地消の推進と児童生徒が食育を学ぶ機会の充実に努めます。

協働のまちづくりの考え方

家庭・地域・学校と連携して、子どもたちがスポーツや文化、芸能、祭礼などの学習・体験ができる機会を充実し、地域への愛着を高めるとともに豊かな経験を積む機会を提供します。

地域の人的・物的資源を活用し、社会に開かれた教育課程づくりを進め、地域全体で子どもたちの成長・安全を支える体制づくりを構築します。



市民・団体・事業者の役割

サタデープラン^{※3}などを活用して、市民が講師となってスポーツ、文化・芸能教室の開催やボランティア活動などを実施します。

PTA や子ども会、おやじの会^{※4}、老人クラブなどが中心となり、児童生徒の通学時などの安全を確保するために、パトロールや交通指導を実施します。



行政の役割

各種団体間の調整が円滑に進むようにサポートします。

3 生涯学習

主な実績

- 生涯学習講座の受講者数は伸び、併せて受講者がサークルを結成して公民館・ふれあいセンターで行う自主活動も盛んになってきました。
- ふれあいセンターは地域団体が指定管理者となり、地域の運営委員会が創設されるなど、地域の参画が進展しています。
- 市職員や市民登録講師が、地域に出向く出前講座を充実してきました。
- 図書館の祝日開館や開館時間の延長などで利便性の向上を図り、利用者数（登録者数）が増加しました。
- 図書館では、遠距離地域の市民や高齢者、障害者が利用しやすいサービスを整えるとともに、子ども読書活動にも力を入れてきました。

今後の課題

- 生涯学習意欲の一層の向上を目指して、生涯学習講座や各公民館・ふれあいセンターが企画する講座などを改善することが必要です。
- 公民館・ふれあいセンターの施設や設備の老朽化対策、効率的な管理運営を図る必要があります。
- 図書館では、施設の老朽化や駐車場の不足などハード面での問題が顕在化しているため、その対策の検討が必要です。
- 図書館の予約・貸し出しのシステムや、電子書籍、資料のデジタル化など、時代の変化に即した資料や情報の提供、多様化する利用者ニーズへの対応が必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 市民が生涯を通して学習し、生きがいを持ち、心豊かな人生を送っています。
- 市民が学習の成果を生涯学習機会の拡大やまちづくりに生かしています。
- 市民が読書に親しみ、豊富な知識や情報を得て暮らしや人生に生かしています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
生涯学習講座受講者数	3,275 人	3,600 人	4,436 人	4,000 人
生涯学習講座受講の満足度	73%	80%	96%	97%
図書館資料の貸出・返却可能施設数	10 か所	18 か所	20 か所	26 か所
図書館貸出カード登録者数	40,500 人	—	43,913 人	45,000 人
図書館利用者の満足度	54.3%	65%	52.1% (H29)	75%

施策の内容

施策コード 331-334

(1) 学習機会の充実 331

- ① 市内の各地域でバランスの取れた学習プログラムを提供するために、生涯学習講座の充実と、誰もが選択可能な学習体系の確立を図ります。また、大学などと連携して生涯学習の充実を図ります。
- ② さまざまな知識や技能を持った方を登録する講師登録制度を充実させ、地域活動の中で活用できる仕組みをつくります。
- ③ 学習指導者を育成するとともに、市民が主体となったサークル活動などを支援します。
- ④ 生涯学習事業の年間の講座やイベントを集約した情報ガイドを広報紙に折り込むなど、情報発信の充実に努めます。

(2) 生涯学習拠点機能の充実と施設整備 332

- ① 生涯学習を推進するための中央機能の充実と併せて、各公民館・ふれあいセンターが担う役割を明確にし、組織的かつ体系的に事業を展開することで、生涯学習機会の充実と均衡を図ります。

- ② 西尾市公共施設再配置基本計画に基づき、公民館やふれあいセンター機能の配置基準を定め、計画的な施設整備に努めます。

(3) 学習成果の地域還元 333

- ① さまざまな行政分野での市民協働と併せて、地域課題やまちづくりをテーマとした学習機会を提供します。

(4) 図書館の充実 334

- ① 図書館情報システムの有効活用と最新システムの導入、市内全域を網羅した物流システムの確立により利用者の利便性を図り、利用の拡大を目指します。
- ② 子ども読書活動を積極的に推進し、ボランティアや子ども司書^{※1}との協働による子どもの読書環境を整え、読書好きな子どもたちを増やし、心豊かな「西尾っ子」を育成します。
- ③ 多様化する資料形態や市民ニーズに対応できる蔵書構成と管理運営体制の構築、施設の更新・充実に努めます。

協働のまちづくりの考え方

ふれあいセンターなどの生涯学習施設や講座などの運営を市民とともにを行い、生涯学習活動への参加を拡大します。また、子どもや高齢者を始め、多世代が読書に親しむことができる図書館運営や地域における教育機会を市民とともに充実します。



市民・団体・事業者の役割

市民は主体的に学ぶ意欲を高め、生涯学習の機会や生涯学習施設を活用して、積極的にまちづくりに参加します。
図書館の資料を活用したり、図書館事業に参加したりして、まちづくりや読書の推進に協力します。



行政の役割

市民が生涯学習やまちづくり活動に参画するきっかけとなる講演会や講座を充実させます。
まちづくりや地域活動に役立つ情報の提供など図書館機能を充実させます。

4 歴史文化

主な実績

- 文化公演などを開催し、市民の文化芸術に接する機会を提供しました。参加者からのアンケートでは、おおむね好評でした。
- 歴史公園のPR・情報発信を進めることで、来場者の増加に結び付いています。
- 平成28年4月に塩田体験館をオープンし、塩焼き体験などを通じて三河湾の入浜式塩田の歴史を学ぶ機会を提供しています。
- 企画展や講座、シンポジウムの開催により、西尾市の歴史や文化を学ぶ機会を充実させました。
- 市史編さんのために歴史資料を収集・整理し、調査研究を行いました。成果の一部を「新編西尾市史研究」、岩瀬文庫特別展「新発見。新発見。～新編西尾市史研究中間報告展Ⅰ～」で紹介しました。

今後の課題

- 文化芸術に対する市民・事業者の関心や参加意識をさらに高める必要があります。
- 文化公演は著名人などの公演でない場合は来場者が少なく、企画内容や運営について検討することが必要です。
- 地域の伝統文化を継承していくためには、後継者の確保が課題となっています。
- 文化施設の老朽化が進んでおり、計画的な大規模改修や修繕が必要です。
- 岩瀬文庫と図書館、鶴城公園は駐車場を共有しており、施設規模に見合った十分な駐車場の確保が課題です。
- さまざまな学習ニーズに応えるため、文化財を生かした企画展や講座などのさらなる充実を図る必要があります。
- 文化財の調査や市史編さんのためには、専門的な人材の確保が必要です。
- 美術博物館の建設について調査研究が必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 市民がさまざまな文化芸術に親しむことができます。
- 市民が身近に歴史文化に親しむことができます。
- 各地域における昔からの伝統行事が大切に受け継がれています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25(2013)年	目標値	H28年実績値	H34(2022)年
文化振興団体登録数	196 団体	220 団体	210 団体	250 団体
岩瀬文庫入館者数	29,696 人	33,000 人	31,487 人	35,000 人
にしお本まつり参加者数	6,013 人	7,000 人	5,158 人	8,000 人
日頃から芸術文化に親しみを 持っている市民の割合	37%	40%	38% (H29)	45%
地域の歴史文化に関心のある 市民の割合	34%	40%	38% (H29)	45%

施策の内容

施策コード **341** - **345**

(1) 市民文化の創造と芸術文化活動の推進 **341**

- ① 市民や文化活動団体、企業など多様な主体と連携・協働を図り、より多くの市民がさまざまな角度から文化芸術に親しめる機会を提供します。
- ② 地域に伝承されてきた伝統文化の保存育成を支援し、地域ぐるみで文化を育みます。

(2) 文化施設の整備 **342**

- ① 文化会館が利用しやすい施設となるように、計画的に改修・修繕を行うとともに、運営方法の改善に努めます。
- ② 資料館などの展示施設は、利用しやすい文化交流・歴史学習の拠点として再整備します。
- ③ 美術博物館について調査研究を進めていきます。

(3) 文化財・史跡の保全・活用 **343**

- ① 地域を代表するような歴史遺産について、市民の協力を得て広く PR し活用します。

② 岩瀬文庫所蔵資料の調査研究成果を基に、所蔵資料をより活用させ得るツールとして新たに文庫目録を作成します。

③ さまざまな学習ニーズに応えるため、企画展や講座などの内容を充実し、分かりやすく公開します。

④ 西尾城跡の保存と整備を観光にも考慮しながら進めます。

(4) 文化財の調査・保護 **344**

① 文化財の保護・活用を推進していくため、文化財の掘り起しなど調査研究を行い、指定・保護を図ります。

② 多くの市民が歴史に親しむことのできるよう、史跡説明板の設置や学習の場の提供を進めます。

(5) 市史の編さん **345**

① 市域での歴史を伝え、学ぶための基本となる市史の編さんを進めます。

協働のまちづくりの考え方

市民とともに文化芸術や歴史に親しむ機会を充実させ、市民が自ら文化芸術活動にいそしみ情報を発信できるよう、文化芸術の創造と歴史文化の継承に努めます。

にしお本まつり、地域文化育成講座など、市民ボランティアと行政が一体となった活動を推進し、協働により文化の発信に努めます。



市民・団体・事業者の役割

市民は、地域に伝わる伝統文化を保存・活用します。また、公演や講座の企画・運営に参加します。

団体・事業者は、市民が文化・芸術に親しむことのできる機会を提供するとともに、市民とともに文化の創造、歴史文化の継承に努めます。



行政の役割

市民文化活動への助成などの支援を行います。公演や講座を運営することができる人材や、蔵書保存などのアシスタントの育成に努めます。



5 スポーツ

主な実績

- 市内では、4つの総合型地域スポーツクラブ^{※1}が活動しています。その会員数は計画策定時の1,708人から2,265人へと大きく伸びています。
- スポーツ施設利用者数は、延べ145万人から189万人となり、スポーツ人口は着実に増加しています。
- 一色マラソンや西尾駅伝フェスティバルには、市外からも多くの参加者があり、市を代表するスポーツイベントとして定着しています。
- 一色マラソンでは、交通指導や途中監視、給水など100名を超えるボランティアスタッフが運営を支え、市民参加型で大会が運営されています。
- 市は「デンソーエアリービーズ」とホームタウンパートナー協定^{※2}を締結しました。西尾市を全国的にPRするほか、バレーボール競技の振興に向けた取り組みを展開しています。

今後の課題

- 「いつでも」「どこでも」「だれでも」市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備を目指し、スポーツに親しむ機会を幅広く提供することが必要です。
- 子どもから成人、高齢者までライフステージに応じた多様なスポーツ種目の充実が求められます。
- 障害者もスポーツに参加できる機会を提供していくことが必要です。
- 既存の総合型地域スポーツクラブは、指導者、活動場所や事務局スペースの確保、クラブ運営を担う人材の世代交代・後継者確保などさまざまな課題を抱えています。また、リーダーとなる人材が見つからないなどの理由により、新たなスポーツクラブの創設が難しい状況となっています。
- 市内には多くのスポーツ施設があり、学校体育施設が開放されています。しかし、スポーツ人口の増加により、飽和状態に近い利用状況にあるため、対応が必要です。
- 多くのスポーツ施設で老朽化が進んでおり、計画的な改修や再編を図ることが求められています。
- 競技スポーツの振興で核となる体育協会の組織強化が課題です。
- 競技スポーツの振興のためには、トップアスリート^{※3}にふれる機会づくり、トップアスリートの育成強化のための施策を展開していくことが求められています。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 市民一人一人のニーズに合ったスポーツメニューが提供されています。
- スポーツ施設が整備され、市民がスポーツに親しむ環境が整っています。
- トップアスリートとふれあうことにより、多くのアスリートが輩出されています。

※1 総合型地域スポーツクラブ 日常的に活動拠点となる施設を中心に会員である地域住民の子どもからお年寄りまで個々のニーズに応じた活動が体力・技術レベルに応じて定期的・継続的に行えるスポーツクラブ
※2 ホームタウンパートナー協定 西尾市とデンソーエアリービーズが結んだ相互協力による地域振興・スポーツ振興への取り組みの約束
※3 トップアスリート 陸上、水泳、球技などのスポーツ競技の選手。その中でも一流と認められている選手をトップアスリートと呼びます。

指標名	策定時実績値		中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年	
総合型地域スポーツクラブ	4 クラブ	-	4 クラブ	5 クラブ	
リーダーズバンク ^{※4} 登録事業	-	15 人	-	30 人	
スポーツ教室参加者の推移	市主催	1,800 人	1,575 人	848 人	900 人
	民間委託	0 人	425 人	653 人	1,450 人
総合型地域スポーツクラブ加入者	1,708 人	2,240 人	2,265 人	2,800 人	
スポーツ施設利用者数 <small>但し学校開放分は含まず</small>	利用者総数	1,452,126 人	1,541,461 人	1,893,635 人	2,000,000 人
	市民一人あたり 利用回数	8.8 回	9.4 回	11.1 回	11.7 回

施策の内容

施策コード **351** - **353**

(1) 地域における健康づくりやスポーツ活動の活性化 **351**

- ① スポーツ教室は、初・中・上級者向けや年代別の種目などを充実し、多様な市民ニーズに応える体制を整えます。
- ② 生涯スポーツから競技スポーツまで、ニーズに応じた指導者の人材発掘や育成、資質向上に努めます。
- ③ スポーツボランティアのさらなる普及と人材の育成を図ります。
- ④ 障害者スポーツの普及を進めます。
- ⑤ 既存の総合型地域スポーツクラブの自立に向けた支援を継続します。

を行うとともに、更なる利用促進を目指します。

- ② 学校体育施設のより効果的な施設開放が可能となるよう学校と連携を強化します。
- ③ 西尾市総合運動場整備基金の計画的な積み立てを図るとともに、将来整備を目標とした構想づくりのための調査研究を進めます。

(3) 競技スポーツの振興 **353**

- ① 体育協会の組織強化のため、法人化への移行を支援します。
- ② トップアスリートを招いたスポーツイベントや大会を積極的に招聘します。
- ③ 日本全国や世界で活躍できるトップアスリートの育成に努めます。

(2) スポーツ施設の整備・利用促進 **352**

- ① 長期修繕計画に基づき計画的な改修や再編

協働のまちづくりの考え方

市民や地域、各種団体（体育協会やNPO）、民間企業、行政が、それぞれの役割の下で力を合わせながら、一人でも多くの市民が生涯にわたりスポーツに親しむ「生涯スポーツ社会」を構築します。

行政はスポーツ活動をするさまざまな団体が、相互の連携を深め、相乗効果が得られるよう人と事（こと）をつなぎ合わせていく役割を担っていきます。



市民・団体・事業者の役割

市民はスポーツ教室・イベントに積極的に参加し、スポーツ、健康づくりを習慣づけます。

能力に応じて、スポーツ指導者として活躍したり、ボランティアとしてスポーツ活動を支援したりします。



行政の役割

スポーツを習慣づけるための啓発活動を進めます。スポーツ活動を推進するさまざまな主体の連携を促します。体育協会や総合型地域スポーツクラブなどの活動を支援します。

6 青少年健全育成

主な実績

- 子どもたちに携わる地域の諸団体と連携し、街頭補導活動を実施しています。
- おやじの会や寺子屋にしお（放課後子ども教室）など、地域が主体となった家庭教育の取り組みが広がっています。
- PTAや子ども会をはじめとする市民の主体的な活動は、地域の教育力向上の役割を果たしています。
- 少年愛護センター^{※1}による街頭補導活動や、「社会を明るくする運動・西尾市青少年健全育成大会」の開催などにより、地域ぐるみで非行防止に努めています。

今後の課題

- おやじの会をはじめ、地域で学校を支援し、家庭教育活動の中心となる団体を育成することが必要となっています。
- 寺子屋にしおは、指導員の高齢化が進んでおり、人材の確保が必要です。
- PTAや子ども会などの各種団体の活動は、補助金などが有効に活用されるように適切な団体運営を促していくことが求められています。
- ふるさとワクワク体験塾は参加者の拡大が課題となっています。
- 成人式実行委員会の委員の多くは学生であり、運営に係る時間などに制約がある中で効率的運営を図る必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 子どもたちは、子ども会やおやじの会の活動に積極的に参加し、年齢の異なる子どもたちや地域の人々との交流を深めています。
- 家族の絆が深まり、家族でふれあう時間を大切にできるようになっています。
- 家庭、学校、地域が連携して、子どもたちを見守っています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25（2013）年	目標値	H28年実績値	H34（2022）年
寺子屋にしお開設数	7 教室	10 教室	11 教室	13 教室
おやじの会設置数	16 団体	20 団体	16 団体	23 団体
家庭教育学級事業（おやじの会 応援ルーム）参加者数	10,625 人	13,000 人	18,881 人	19,000 人

※1 少年愛護センター 少年少女を事故や犯罪等から未然に守るため、関係機関、団体等が協力し、非行防止活動を総合的、計画的に実施するための活動の拠点

施策の内容

施策コード 361-363

(1) 家庭教育の充実 361

- ① おやじの会や寺子屋にしておなどの取り組みを推進し、子どもたちが親や地域とのふれあいを深め、自立できるよう支援します。
- ② 子どものしつけや家庭教育を見つめ直し、家庭教育講座や託児付き講座を開催することにより、地域ぐるみで家庭教育の活性化を図ります。
- ③ 子どもの頃から「将来の夢」について語り合える家庭教育の普及に努めます。

(2) 地域の教育力の向上 362

- ① 子どもたちが地域に溶け込み、豊かな人間性と生きる力が育成されるように、おやじの会など地域で学校を支援する活動を支援します。
- ② PTA や子ども会などと連携し、青少年の健全育成や生涯学習社会の活性化に努めます。

(3) 子ども・若者の育成支援 363

- ① 少年愛護センターによる街頭補導活動をより効果的に展開します。
- ② 家庭、学校、地域、各種団体が連携して、子ども・若者に対する支援活動を行います。

協働のまちづくりの考え方

青少年の健全育成を図るため、家庭、学校、地域が協働して青少年問題に的確に取り組んでいきます。さらに、子どもたちの豊かな人間関係や人格形成のために、地域の活動に参加することを促します。



市民・団体・事業者の役割

家庭、学校、地域で連携・協力しながら、子どもたちの成長を支援します。また、子ども会やおやじの会などを通して子どもたちも地域の活動に参加することにより、協働によるまちづくりへの意識を深めていきます。

各種団体は、青少年の非行防止や健全育成のための活動を充実します。また、親子で参加できるイベントやセミナーなどを開催し、家庭教育を見つめ直す機会や地域の教育力向上を図る場の提供に努めていきます。



行政の役割

PTA や子ども会をはじめとする社会教育団体の活動を支援していきます。



3-4

第4章

健康・福祉

安心できる暮らしを支える 健康・福祉のまちづくり

- 1 地域医療
- 2 健康づくり
- 3 高齢者福祉
- 4 障害者福祉
- 5 社会保障
- 6 消費者保護

1 地域医療

主な実績

- 市民病院では、経営基盤を確立するための取り組みなどを定めた「西尾市民病院改革プラン※1」を平成 29 年 3 月に策定し、大学医局と連携しながら医師の確保や地域の医療体制の充実に努めています。
- 医師確保に向けて、平成 26 年度から医師確保奨学金制度※2を開始し、平成 29 年度までに医学部学生 16 名に奨学金を貸与し、研修医を 6 名確保しています。
- 市立看護専門学校では、毎年 40 人程度の看護師を育成し、市民病院などの地域医療機関に送り出しています。
- 西尾市医師会と連携して休日診療所を開設し、地域における救急医療の一翼を担っています。

今後の課題

- 障害者を対象とした歯科診療所の開設を望む声がある中で、需要に応じた診療体制の確保が必要です。
- 市民が安心して医療を受けられるよう、市内の医療機関や西尾市医師会などが連携し、救急医療体制を充実させることが必要です。
- 市民病院の持続的かつ安定的な経営を行うために、早急に経営改善に取り組む必要があります。
- 市民病院は、西三河南部の中核病院として、西尾市医師会と連携した医療体制を整えるとともに、大規模災害に備える災害拠点病院※3として施設や設備を充実させることが求められています。
- 市立看護専門学校は、地域医療を担う看護師を育成するため、高度化する医療に対応できる看護に必要な知識・技術の習得や、心豊かな人間性を養うことが求められています。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 誰もが、いつでも、どこでも安全・安心で質の高い医療が受けられる医療体制・環境が整い、安心して生活できる環境となっています。
- 進展する医療や社会ニーズに対応できる医師や看護師が確保・育成されています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
市民病院が充実していると思う市民の割合	31%	45%	24% (H29)	60%
市民病院と医療連携※4を行っている市内の医療機関の割合	90%	100%	93%	100%
市民病院医師数	51 人	-	46 人	61 人
市立看護専門学校卒業生の地域の医療機関への就職数	27 人	40 人	16 人	40 人
かかりつけ医※5がいる市民の割合	68%	75%	73% (H29)	80%
休日や夜間などの緊急時に受診するにあたり、地域の医療体制に不満を感じたことがある市民の割合	45%	35%	46% (H29)	25%

※1 西尾市民病院改革プラン 西尾市民病院が西三河南部の中核病院として、安心・安全で満足度の高い医療が提供できるよう市民病院の将来像、目標、経営基盤の確立を図るための取り組みなどを定めた計画

※2 医師確保奨学金 西尾市民病院の医師として勤務する意志のある医学生に対し、修学に必要な奨学金を貸与し、医師免許取得後に西尾市民病院に勤務してもらう制度

※3 災害拠点病院 災害時の医療の確保を目的に県内 35 か所(平成 27 年 9 月 30 日現在)が指定されており、重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能、広域搬送機能、医療資機材の貸出機能などを有することを必要とされています。

※4 医療連携 個々の医療機関等がそれぞれの機能を生かし、患者さんの病状に合わせた最適な医療を提供するための仕組み

施策の内容

施策コード **411** - **413**

(1) 地域医療体制の充実 **411**

- ① 愛知県地域保健医療計画に基づき、市民病院を含めた地域の医療機関と介護福祉施設などの連携を強化し、地域包括ケアシステム^{※6}の一環として医療と介護のサービスを適正に提供します。
- ② 医療機関が機能分担と相互連携により、市民に分かりやすい医療提供体制を確立します。
- ③ 在宅当番医制や休日診療所の充実、休日の医師や看護師の確保など、安心して医療を受けられるよう西尾市医師会と連携し、一次医療と救急医療体制の充実を目指します。
- ④ 市民病院における市民公開講座の開催などにより、医療に対する正しい理解と健康意識の向上を図ります。
- ⑤ 佐久島の医療体制の充実を図り、医師と看護師の安定的な確保に努めます。

(2) 市民病院の充実 **412**

- ① 「西尾市民病院 改革プラン」に基づき、地域の中核病院としての役割を担えるよう、病院機能の向上と経営の健全化を図ります。

- ② 災害拠点病院として大規模災害に備えるため、自家発電用設備の充実など、施設や設備、機能の強化を図ります。
- ③ 医療技術の進歩と患者のニーズに合わせて医療機器と施設などの充実を図り、総合的医療による二次救急医療^{※7}を担う地域の中核病院としての機能を発揮します。

(3) 医師・看護師の確保・育成 **413**

- ① 勤務医不足を解消するため、大学医局の意向を尊重しながら幅広く人材の確保に努めます。
- ② 医師確保奨学金制度などにより、研修医の確保に努めます。
- ③ 市立看護専門学校では、進展する医療や社会のニーズに対応できる看護師を育成し、地域の医療機関などに送り出します。
- ④ 市民病院は、医師をはじめとした医療従事者の研修の場としての役割を果たし、地域の医療水準の向上に努めます。

協働のまちづくりの考え方

病院・診療所などの連携、医療機関と介護福祉施設などの連携により、市民が良質かつ適正な医療が受けられるようにするとともに、市民一人一人が正しい受診方法を心掛けるようにするなど、行政、保健・医療関係者、介護事業者、市民などが一体となり地域医療を守るための取り組みを行います。



市民・団体・事業者の役割

市民一人一人が、現在の医療体制の状況をよく理解するとともに、かかりつけ医を持ち、医療機関の重複受診やコンビニ受診^{※8}を避けるなど、正しい受診方法を実践します。



行政の役割

地域医療を守るため、医師や看護師の確保・育成に努めるとともに、西尾市医師会などと連携して安心して医療が受けられる体制を確立します。

用語解説

※5 **かかりつけ医** 自分(患者)の健康状態や病気のことなどを普段からある程度知っており、困ったときには身近にいて適切なアドバイスをしてくれる医師や医療機関を指します。

※6 **地域包括ケアシステム** 医師の往診や訪問看護、介護を受けながら、住み慣れた地域で最期まで暮らせるようにする体制

※7 **二次救急医療** 救急医療には一次救急(軽症)、二次救急(重症)、三次救急(重篤)の3段階があり、二次救急医療とは入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を指します。

※8 **コンビニ受診** 医療機関の診療受付時間に関係なく、自分の都合の良いときに診察を受けようとする事。

2 健康づくり

主な実績

- 平成26年度から健康づくり推進員^{※1}養成講座、平成27年度からは食生活改善ボランティア養成講座を開催し、健康づくりを推進する新たな人材の育成に努めています。
- こんにちは赤ちゃん訪問事業や妊産婦家庭訪問事業、母子健康相談事業、母子健康教育事業など、出産や育児についての相談や指導など、一人一人の状況に応じてきめ細かい支援を実施しています。
- 疾病の早期発見・治療に向けて人間ドックをはじめとする健診やがん検診、歯科健康診査などを実施しています。中でも人間ドックは受診者が増えています。
- 平成27年度から開始した健康にしおマイレージ事業^{※2}は、年々参加者が増えています。
- 高齢者の肺炎球菌などの予防接種事業は対象者に広く周知され、接種者数が増えています。

今後の課題

- 地域の健康づくりを推進する新たなボランティアが確保できないため、活動の周知や募集の効果的な方法について工夫する必要があります。
- 母子健康相談事業と子育て支援センターの連携や、医療機関や主任児童委員^{※3}、保育園、学校など、さまざまな部署との連携により、切れ目のない支援が可能な子育て世代包括支援センターを設置する必要があります。
- フッ化物洗口などの歯科予防事業は、小学校入学後は実施できていないため、教育委員会と協力して実施していく必要があります。
- 団塊の世代を中心に、今後増加が予想される医療費を抑制するため、地域全体で健康づくりに取り組むとともに、健診の受診率や予防接種の接種率の向上に向け対策を行う必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 市民一人一人が健康で自立して生活できる環境が保たれています。
- 市民が生涯を通じて心身ともに健やかに暮らせるよう、関連団体と連携しながら、市民が健康づくりに取り組むことのできる体制が整っています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
子宮頸がん検診推計受診率	24%	27%	22%	29%
乳がん検診推計受診率	19.3%	21%	18.3%	22%
大腸がん検診推計受診率	18.6%	22%	21.3%	28%
3歳児でむし歯のない子の割合	79.3%	85%	85.6%	90%
自殺者数	37人	35人	24人	24人
高血糖者のうち未治療者の割合	51.2%	49.7%	41.2% (H27)	21.0%

※1 健康づくり推進員 健康課題や健康に関することを勉強しながら、市内での健康づくり活動を通して、地域で健康づくりを広めている、ボランティア
 ※2 健康にしおマイレージ事業 楽しく健康づくりに取り組むために、健診(検診)の受診、食事や運動などの健康づくりの実践、健康教室などに参加することでポイントが付与され、県内の協力店で特典が受けられる仕組み。さらに、抽選で各種記念品が贈呈される。
 ※3 主任児童委員 民生・児童委員のうちで、児童に関することを専門的に担当する人

施策の内容

施策コード 421-425

(1) 地域における健康づくりの推進 421

- ① 市民の健康づくりを支援する健康づくり推進員や健康づくりボランティア、食生活改善ボランティアなどを育成します。
- ② 市民が健康づくりに取り組みやすくするため、市内の運動施設などを紹介するとともに、健康にしおマイレージを有効に活用するなど、市民の健康づくりを啓発します。

(2) 母子保健の充実 422

- ① 妊娠・出産・育児に関する正しい情報を提供するとともに、子育て世代包括支援センターを設置し、子どもの発育・発達に応じたきめ細かな支援を行い、保護者の育児不安の解消に努めます。
- ② 安心して妊娠・出産ができるよう、経済的負担の軽減を図り、妊産婦健康診査の充実と健診の受診を促進します。
- ③ 乳幼児健康診査を実施し、疾病予防、早期発見・治療に努めます。また、幼児や児童のむし歯予防を推進します。
- ④ 子どもを希望しているにも関わらず不妊に悩んでいる夫婦に対して、安心して治療が受けられるよう、経済的支援を継続します。

(3) 成人保健の充実 423

- ① 人間ドックをはじめとする健診や、がん検診、歯科健康診査などの各種検診を充実させます。
- ② 市民が主体的に生活習慣病の予防ができるよう、健診後の相談、指導、教室を実施し、疾病予防の正しい知識を普及します。

(4) 感染症対策の推進 424

- ① 感染の恐れがある疾病の発生とまん延を予防するため、西尾市医師会や他市と連携を図り、予防接種の励行や対象者への周知徹底に努めます。
- ② 感染症の二次感染を防止するため、防疫体制の強化を図るとともに、国や県、医師会などと連携し、新型インフルエンザなどの新たな感染症への危機管理対策を講じます。

(5) 自殺防止に対する啓発の推進 425

- ① 自殺対策計画を作成し、必要な医療や相談機関につなげられる体制づくりに努めます。

協働のまちづくりの考え方

市民一人一人が自分の健康状態を理解し、健康づくりに自ら取り組むとともに、行政や医療関係者などは、健康意識の普及啓発や疾病予防、疾病の早期発見・治療のための各種検査の充実などにより、市民の健康づくりを支援します。



市民・団体・事業者の役割

自分の健康や生活習慣に関心を持ち、健康づくりに取り組むとともに、各種の健康診査や検診の受診、予防接種などを積極的に励行します。



行政の役割

健康づくりの普及啓発に努め、各種の健康診査や検診を充実するとともに、受診しやすい体制を整えます。



3 高齢者福祉

主な実績

- 地域における包括的な支援体制づくりに向けて、市内7か所の地域包括支援センター※1を核に関係機関の連携体制を整備しました。
- 在宅医療・介護連携※2のための組織を立ち上げるとともに、関係者間が情報を共有するシステムを構築しました。
- 老人福祉センターや老人憩の家、高齢者交流広場などの施設を活用し、高齢者が気軽に利用できる、憩の場を提供しています。
- 小規模特別養護老人ホーム※3の整備を進め、入居待機者の解消に努めました。また、小規模多機能型居宅介護※4事業所などの整備を進め、地域密着型の在宅介護サービスを充実させました。

今後の課題

- 地域包括支援センターの存在や活動内容についての理解が不足しているため、市民への周知が必要です。
- 地域包括支援センターの人員体制を含めた機能強化や基幹型センター※5の設置を推進する必要があります。
- 平成30年4月に設置される在宅医療介護支援センター※6を有効的に活用することが必要です。
- 地域ケア会議※7などを通じた、地域での支え合い活動を進める関係者とのネットワークづくりや在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の強化などが求められています。
- 高齢者の憩の場の活動を支えるボランティアの高齢化が進んでいるため、ボランティアの発掘・育成が必要となっています。
- 高齢者が身近な場所で、健康づくり・介護予防に取り組むことが必要です。
- 老人クラブへの加入者数が伸び悩む中、クラブ運営の在り方や活動内容の検討が求められています。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 高齢者やその家族が必要とするサービスを受けることができ、高齢者が住み慣れた家庭や地域で、健やかに安心して暮らせる環境が整っています。
- 高齢者が身近な場所で、健康づくり・介護予防に取り組んでいます。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
認知症サポーター※8数	2,372 人	3,872 人	8,692 人	14,000 人
老人クラブ加入者数	17,165 人	17,200 人	14,753 人	17,200 人
シルバー人材センター会員数	1,200 人	1,300 人	1,108 人	1,400 人

※1 地域包括支援センター 高齢者への総合的な生活支援の窓口となる市から委託された機関で、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士等が中心となって総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント及び介護予防ケアマネジメントの業務を行うセンター
 ※2 在宅医療・介護連携 地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供すること。
 ※3 小規模特別養護老人ホーム 介護保険法に基づく地域密着型サービスの一つで、入所定員が29名以下の小規模な施設で、特別養護老人ホームと同じサービスを受けることができる施設
 ※4 小規模多機能型居宅介護 通い(デイサービス)、訪問(ホームヘルプ)、泊り(ショートステイ)の各機能を兼ね備えたサービス事業
 ※5 基幹型センター 地域包括支援センターの中で基幹的な役割を担い、各地域包括支援センター間の総合調整や連絡、取りまとめ作業、介護予防事業等の後方支援の機能を積極的に展開するセンター

施策の内容

施策コード 431-434

(1) 地域におけるケアや支え合いの推進 431

- ① 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するための包括的な支援体制づくりを進めます。
- ② 関係機関との連携を密にして地域包括支援センターの機能を強化します。特に地域ケア会議の充実や認知症対応力の強化を図ります。
- ③ 地域における支え合い活動を高めていくため、地域で活動するボランティアの発掘・育成を進めます。
- ④ 高齢者が地域で自分らしい生活を送れるよう、市全域及び概ね中学校区に生活支援コーディネーター^{※9}を配置し、NPO 法人、地域包括支援センター、地域住民の代表者等で、協議体の体制づくりを進め、日常生活支援に努めます。

(2) 高齢者福祉施設の整備 432

- ① 老人福祉センターや老人憩の家、高齢者交流広場などの高齢者福祉施設が老朽化しているため、計画的な改修・更新を目指します。
- ② 高齢者が気軽に利用できる憩いの場を提供します。

(3) 介護サービスの充実 433

- ① 特別養護老人ホームなどの入所型介護施設^{※10}の需要は長期的には増加するものと予測されるため、需要動向を見定め計画的な整備を進めていきます。
- ② 地域バランスを考慮しながら、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを整備し、在宅支援サービスを充実させます。

(4) 介護予防と生きがいづくり 434

- ① 認知症や閉じこもりなど何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動へつなげます。
- ② 介護予防の啓発活動を行うとともに、シルバー元気教室^{※11}などを開催し、介護予防や閉じこもり防止などにつなげます。
- ③ 地域高齢者の交流の場、介護予防の場として宅老所^{※12}事業を充実させます。
- ④ 高齢者の生きがいづくりのため、老人クラブを通じた社会活動を促すほか、シルバー人材センターなどを通じて体力に応じた就労機会を提供します。

協働のまちづくりの考え方

地域包括支援センターでは、介護や福祉、医療などさまざまな機関とネットワークを作り、地域で暮らす高齢者を総合的に支援します。

地域における包括的な支援体制を形成していくためには、介護保険制度に基づくサービスのみならず、さまざまな主体による生活支援サービスが提供され、地域の特性を活かしながら、住民と関係機関が協働して高齢者の暮らしを支えていきます。

地域住民の協力を得ながら、災害発生時の高齢者の救出・救護体制、被災後の支援体制を整えていきます。



市民・団体・事業者の役割

地域社会全体で高齢者を支える包括的な支援体制を作るため、地域住民は地域課題の解決に取り組もうとする自覚を持ち、支えあい活動に参画します。災害発生時における、高齢者などの避難行動要支援者の救出・救護、被災者の支援体制を自主防災会や町内会などと連携して整えます。



行政の役割

地域包括支援センターが中心となり、介護や福祉、医療などさまざまな機関の横の連携体制を構築するとともに、高齢者やその家族の総合的な相談窓口としての機能を果たします。

用語解説

- ※6 在宅医療介護支援センター 高齢者が最期まで在宅で生活できるよう、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、在宅医療・介護サービス等を行う関係機関と連携し、情報提供、相談対応、連絡調整等を行うセンター
- ※7 地域ケア会議 地域包括支援センターが主催し、町内会、民生委員等の地域代表者、その他必要な関係者が、高齢者の生活を地域で支援していくことを目的として実施する会議
- ※8 認知症サポーター 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で支援する人
- ※9 生活支援コーディネーター 高齢者の生活上の困り事に対し、生活支援サービスを提供できる人を探して結びつけ、支援の架け橋になる人
- ※10 入所型介護施設 介護保険による通所型および訪問型サービスに対して、施設に入所してサービスを受けるタイプの施設
- ※11 シルバー元気教室 いつまでも健康に、自分らしく過ごすために、元気なうちから運動を中心に介護予防に関するさまざまな取り組みを行う教室
- ※12 宅老所 ボランティアの運営により高齢者が集まり交流を深めている場のこと。

4 障害者福祉

主な実績

- 住居系サービス（グループホーム^{※1}）を提供する事業所が3つ増え、市内外の施設の利用により必要量を確保しました。
- 成年後見制度^{※2}の認知率上昇のために、研修会、説明会などの普及活動を行いました。
- 福祉施設から一般就労への移行を推進するため、西尾市地域自立支援協議会^{※3}を中心とした就労支援セミナーを開催しました。
- 自主防災会や民生委員、消防本部とともに平成28年3月に作成した避難行動要支援者名簿の情報共有を図っています。
- 平成27年10月に成年後見センターを開設しました。

今後の課題

- 療育・教育、保健・医療の充実では、医療機関をはじめ関係機関が連携し、適切な療育やリハビリテーションを提供するとともに、障害がもたらすさまざまな不安の解消など心理的不安を軽減することが必要です。
- 障害者の特性に合った住まいを確保する必要があります。特にグループホーム利用者数が増加することが予想され、需要に応じた必要量を確保する必要があります。
- 避難行動要支援者名簿を災害時における実際の避難行動に生かしていくことが必要です。
- 障害や障害者に対する差別や偏見を無くすためには、地域住民の理解が必要です。
- 障害者とその家族などからの相談件数が増加するとともに、相談内容も多様化し、専門的になっています。こうしたニーズに的確に対応していくことが必要です。
- 障害者の就労希望に対する就労の場を確保するため、就労支援に向けた施策の充実が必要です。
- 地域生活支援拠点^{※4}の整備について検討が必要です。
- 障害者の地域での社会参加を促進するためには、移動手段を確保することが必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 障害者やその家族が必要とするサービスを受けることができ、障害者自身の意志に基づいて自立した生活を実現しています。
- 障害や障害者に対する市民の理解が深まり、障害者の人権や権利が守られています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
グループホーム・ケアホーム ^{※5} の施設数	18 箇所	19 箇所	21 箇所	24 箇所
訪問系サービス事業所	14 箇所	15 箇所	11 箇所	16 箇所
障害者（児）施策・サービスについての満足度	47.6%	55%	8.4%※ (H29)	60%

※H25 年策定時は障害者（児）に対しアンケートを行った結果だが、H28 年は市民全体にアンケートを行った結果であり、アンケート対象者が異なる。

※1 グループホーム 介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している障害者に対し、主として夜間、共同生活の中で相談、食事提供等の日常生活上の援助を行う住居のこと。
 ※2 成年後見制度 認知症や知的障害・精神障害などの理由で判断能力の不十分な方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に守る制度。
 ※3 西尾市地域自立支援協議会 障害者総合支援法に基づき地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有や関係機関等と連携、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う組織。
 ※4 地域生活支援拠点 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた施設・組織

施策の内容

施策コード 441-445

(1) 療育・教育、保健・医療の充実 441

- ① 障害の早期発見・対応のため、医療機関をはじめ保育園、幼稚園、福祉施設などの関係機関との連携の強化に努めます。
- ② 心の健康について理解を深めるとともに、問題を早期発見して適切な支援が受けられるよう自立支援医療^{*5}などの精神保健福祉を充実させます。
- ③ 障害のある児童生徒の増加や多様化する障害の状況などに対応するため、学校生活上の介助や学習活動上の支援など、支援体制を強化します。

(2) 安全・安心と住まい、移動手段の確保 442

- ① 障害の特性に合った安全な住まいを確保するとともに、関係機関との連携の下、グループホームなど居住系サービスの必要量の確保に努めます。
- ② 障害者の移動手段を確保するため、移動支援事業やタクシー料金助成事業などを実施します。また、社会福祉協議会では福祉車両貸出事業を継続します。
- ③ 災害などの緊急時における障害者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への事前提供の同意を促すとともに、実際の避難行動につなげるための対策を講じます。

(3) 人権・権利擁護の推進 443

- ① 広く市民に対し、障害そのものや障害者に対する理解促進のための啓発を進めます。
- ② 成年後見制度の普及・啓発に努めます。
- ③ 障害者への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、適切な事後の支援に関する施策に取り組みます。

(4) 福祉サービスの充実と相談体制の整備 444

- ① 多様化、専門的になっている相談ニーズに的確に対応するため、相談体制を拡充します。
- ② 障害者の雇用について啓発するとともに、企業など関係機関へ働きかけ、障害者の就業機会の拡大に努めます。

(5) 協働による福祉のまちづくり環境整備 445

- ① 障害と障害者について学ぶ機会や場を充実させ、心のバリアフリーの実現を図ります。
- ② 障害者へ市や地域の情報を周知し、催しやまちづくりへの参加を促進します。
- ③ 公共施設や公共交通機関、道路などのバリアフリー化を関係機関と連携し推進します。
- ④ 障害者が地域で暮らしていくために、手話通訳などのボランティアの育成など必要な市民サポート力の強化に努めます。

協働のまちづくりの考え方

障害者（児）の自立を促していくために、地域住民や関係団体、関係機関などと行政が地域福祉の理念を共有し、それぞれが役割を担って協働のネットワーク構築に取り組みます。

市民・団体・事業者の役割

障害者やその家族を含めた市民が、障害者の自立や地域づくりへの積極的な意識を持ち、自ら地域に働きかけて主体的に活動を進めます。

行政の役割

全市的な（ときには広域的な）視野に立ち、関係団体・機関の連携強化を図りながら、重層的な支援ネットワークづくりに取り組みます。

用語解説

^{*5} ケアホーム 介護を必要とする障害者に対し、主として夜間、共同生活の中で、入浴、排せつまたは食事の介護等を行う住居のこと。（平成26年4月からグループホームに統合）

^{*6} 自立支援医療 心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度

5 社会保障

主な実績

- 障害者の相談支援事業所や福祉サービス事業所を中心に関係機関と連携し、地域での見守り支援体制を充実させています。
- 国民健康保険事業の安定運営に不可欠な国民健康保険税の収納率が向上しています。
- 子どもや障害者、精神障害者、母子家庭等、高齢者への福祉医療制度は、全国的にも高い水準のサービスを提供しています。
- 社会福祉協議会が福祉実践教室や手話、要約筆記、パソコン要約筆記、点字触読の講座を開設し、福祉活動を行う人材を育成しています。

今後の課題

- 多様化する住民の福祉ニーズに対応するため、地域福祉計画に基づき、地域の住民や関係機関との連携による福祉活動を一層推進することが求められています。
- 地域の福祉活動を支えるためには、福祉に関する学習機会や情報提供の充実により、地域福祉の担い手となるボランティアの発掘や育成が必要です。
- 安心な社会保障を実現するためには、国民健康保険や国民年金制度を安定的に維持することが重要です。そのために、未納者や未加入者への対策を進め、制度の安定化を図る必要があります。
- 平成30年度から国民健康保険制度改革が実施され、都道府県も市町村と同様に国民健康保険の保険者となり、より一層財政の安定化を図っていくことが必要です。
- 高齢者や母子家庭等、非正規雇用などの実情を把握し、状況に応じた適切な自立のための支援が必要です。
- 子どもや障害者、精神障害者、母子家庭等、高齢者の医療費の一部を助成する福祉医療費助成制度は、対象者の安心を支える重要な制度です。市の財政状況を見極めながら、今後も制度の維持・充実を図る必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 活発な地域福祉活動により、高齢者、障害者、子どもなどを地域で支え合う社会となっています。
- 各種社会保障制度が安定的に維持され、市民の安心な生活を支えています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
ボランティア活動に参加している割合	18.8%	24%	17.1% (H29)	30%
国民健康保険税収納率	92%	93%	95%	96%
国民健康保険税口座振替率	69%	72%	73%	75%
国民健康保険特定健康診査実施率	35%	—	40%	60%

施策の内容

施策コード 451-454

(1) 地域福祉の推進 451

- ① 高齢者や障害者、子どもなどに関わる地域福祉を横断的に推進することができる組織体制を検討していきます。
- ② 地域の見守り支援体制の整備・充実を図ります。
- ③ 福祉サービスを提供する体制を充実させます。
- ④ 福祉教育の充実と人材の育成を図ります。
- ⑤ 福祉都市基盤の充実を図ります。
- ⑥ 診断を受けておらず、認知症が疑われる人やその家族等に「認知症初期集中支援チーム※」が早期に関わることで、医療や介護サービスへ結び付けられるよう努めます。

(2) 国民健康保険・高齢者医療・国民年金の適正運営 452

- ① 国民健康保険の負担の公平化と収納率の向上対策を進め、国民健康保険事業の安定した財政運営を図ります。

② 国民健康保険制度改革により、都道府県も市町村と同様に国民健康保険の保険者となるため、県とともに国民健康保険財政のより一層の安定化を図ります。

③ 高齢者医療制度を周知し、より円滑な運営を図ります。

④ 無年金者の防止に向けて、制度の周知と相談業務の充実を図ります。

(3) 低所得者への自立支援 453

- ① 就労可能な低所得者の就労を支援し、早期の自立を目指します。
- ② 生活困窮者の相談窓口を設置し、生活保護に至る前の段階の自立を支援します。

(4) 福祉医療の充実 454

- ① 財政の許す範囲において福祉医療制度を維持継続することで、対象者の経済的負担を軽減し、生活の安心感を高めます。
- ② 広報紙・ホームページなどを活用し、福祉医療制度の周知に努めます。

協働のまちづくりの考え方

地域住民の積極的な参加とふれあいやボランティア団体と町内会、民生委員・児童委員などの関係者の連携を深めて、地域で支える仕組みを強化します。



市民・団体・事業者の役割

市民一人一人が福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚と地域福祉の担い手である意識を強く持ち、同時に自らボランティアなどの地域活動に積極的かつ主体的に参加するなど、具体的な活動を実践します。福祉関係の事業者や活動団体は、地域の関係者とのネットワークを構築し、地域福祉を支える一員として利用者の自立支援やサービスの質の確保などを行います。



行政の役割

地域福祉を推進する関係機関・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力するとともに、行政は関係各課が連携を強化し、さまざまな分野で地域福祉の視点から施策を見直し、横断的な施策を推進します。

6 消費者保護

主な実績

- 平成28年度から消費生活センターを開設したことにより相談体制が充実し、相談件数が大幅に増加しました。
- 消費者問題・教育に取り組むため、西尾市生活学校*¹ や吉良町生活学校との協働で消費生活展を実施しました。

今後の課題

- 近年、訪問・通信販売、クレジットカード、インターネットを利用した消費者被害の手口が巧妙かつ多様化しているため、被害を未然に防ぐための対策づくりが必要となっています。
- 消費者の知識向上のため、悪質な手口やその対処法などを情報提供するとともに、被害にあった場合の相談体制や相談窓口の充実が必要です。
- 県が実施している消費生活相談室の終了に伴い、市消費者生活センターの必要性が高まるため、より一層周知・PRする必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 消費者トラブルに関する十分な情報が提供され、消費者は問題に巻き込まれないような知識を持っています。
- 消費者被害の相談窓口が充実しており、迅速にトラブルに対処できます。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25(2013)年	目標値	H28年実績値	H34(2022)年
一週間の消費生活相談の時間数	12時間	12時間	35時間	35時間

*1 生活学校 商品及び公共サービスに関して調査学習し、消費に対する意識の向上をはかることを目的とする講座等を学習する団体

施策の内容

施策コード 461-463

(1) 相談体制の充実 461

- ① 消費生活センターに、専門知識を有した相談員を配置し、市民からの被害相談に対応します。
- ② 消費者トラブルや相談の動向に対応して、消費生活センターも充実させます。
- ③ 消費生活センターの周知・PR に努め、トラブル解決のために利用を促します。

(2) 消費者への啓発 462

- ① 市民が消費者被害に遭わないよう、消費者トラブルに関する情報を提供します。
- ② ネット犯罪※2に巻き込まれやすい中・高生に向けた情報を提供します。
- ③ 啓発用品やグッズを作製、配布し、消費者被害に対する関心・注意を喚起します。

(3) 消費者団体への支援 463

- ① 市民の先頭に立ち消費者問題・教育に取り組む市民団体の活動を支援します。

協働のまちづくりの考え方

消費者問題・教育に取り組む市民団体の活動を支援し、行政と協働で消費者被害の防止に努めます。



市民・団体・事業者の役割

消費者被害に遭わないよう、その手口や対処法などの知識を習得します。消費者団体は、消費者問題に関する講演会や学習会などを開催し、消費者への啓発活動に協力します。



行政の役割

消費者問題・教育に取り組む市民団体の活動を支援します。



3-5

第5章

自然環境・生活

安全とうるおいのある 環境づくり

- 1 公園・緑地
- 2 自然環境
- 3 河川・海岸
- 4 地球環境
- 5 環境衛生
- 6 防災
- 7 防犯・交通安全
- 8 消防

1 公園・緑地

主な実績

- 親子で楽しめる公園事業（第1期）が完了しました。
- 区画整理内の公園や公共用地の用途変更により街区公園を整備してきました。
- 農村地域では圃場整備と合わせて、農村公園を整備しています。
- 公園などの維持管理のためにアダプトプログラムを導入するとともに、公園施設の長寿命化の方針を策定しています。
- 公園や緑地に、耐震性防火水槽などの防災施設や多目的トイレを導入しています。
- 保育園・幼稚園の園庭や小中学校の校庭の芝生化を進めてきました。

今後の課題

- 公園を新たに整備するためには、用地確保や近隣の住民の理解と地域の協力を得ることが課題となります。
- 既設の都市公園、農村公園ともに、地域における管理やアダプトプログラムなど市民の参加を拡大する工夫が必要です。
- 公園の維持管理を効率的に行うために、市民に親しまれるとともに、高齢者なども利用しやすく、災害時には一時避難しやすい公園を整備することが求められています。
- 園庭や校庭の芝生は、保護者などが主体となった管理を促す必要があります。
- 市全体の緑化を進めるために、民有地の緑化を促進する必要があります。
- 公園・緑地を適切に管理するとともに、自然公園の環境保全と適切な利用について啓発する必要があります。



目指す姿（生活像）と目標指標

- 市民が公園・緑地を一時避難場所として利用することができ、心安らぐ快適な生活をしています。
- 市民が公園づくりに参加して、公園に愛着がわき、協働で管理しています。
- 市民や事業者が緑化を進め、緑豊かなうるおいのある環境が形成されています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
公園・緑地配置箇所数	54 箇所	60 箇所	63 箇所	65 箇所
西尾市は公園・緑地が充実していると思う市民割合	44.6%	51%	41.0% (H29)	52%
市民協働による公園管理箇所数	8 箇所	13 箇所	14 箇所	18 箇所
公園・緑地の維持管理に参加している市民割合	10.9%	15%	10.5% (H29)	20%

施策の内容

施策コード **511** - **513**

(1) 公園の整備 **511**

- ① 平成 26 年 3 月に策定した緑の基本計画に基づき、公園を計画的に整備します。
- ② 親子で楽しめる公園事業や、市街地における土地区画整理事業などの推進により、公園・緑地を計画的に整備します。
- ③ 土地改良事業などで創出される農村公園の整備と地域による管理を継続します。
- ④ 市街地内の遊休地などの買収が難しい場合、借地公園として積極的に活用して、公園未整備地区の解消を図ります。
- ⑤ 公園などの整備計画を策定する際には、市民参画を図ります。

(2) 公園の維持管理と利用促進 **512**

- ① 公園の維持管理などにアダプトプログラムを始めとする地域住民の参画を取り入れ、市民協働を図ります。
- ② 既存公園などの施設整備改善を実施し、魅力ある公園として利用度を高めます。
- ③ 公園施設の改築・更新は、「公園施設長寿命化計画」に基づき、適切に維持管理を図ります。

- ④ 地域住民が公園に親しみ、利活用しやすいよう、防災設備の導入やユニバーサルデザイン※¹に配慮した整備を進めます。
- ⑤ 市民活動団体や県、地元と連携して「愛知こどもの国」の利用促進を図ります。

(3) 緑地の保全及び緑化の推進 **513**

- ① 緑の基本計画に基づき、自然環境や歴史的風土を形成している緑地などを積極的に保全します。
- ② 公共の施設・空間で率先して屋上や敷地の緑化を推進するとともに、まちに適した街路樹を選定します。
- ③ 市民や事業者に補助制度の活用を促して、民有地緑化を推進します。また、西尾市緑化推進条例による保存樹木の指定や西尾の名木の指定などにより、重要な樹木の保全に努めます。
- ④ 三ヶ根山をはじめとする三河湾国定公園内の緑豊かな自然環境の保全に努めるとともに、自然景観地として利用を促進します。

協働のまちづくりの考え方

本市は自然豊かなまちですが、市街地では公園・緑地が十分に整備されているとはいえません。今後、公園などを整備する際には、計画づくりの段階から市民参画を図り、市民ニーズを取り入れた計画にするとともに、整備後の維持管理などを考慮します。



市民・団体・事業者の役割

公園などの計画づくりのワークショップ等に参画し、より良い公園づくりを推進します。また、民有地の緑化を進め、緑地や保存樹木、名木の保全に努めます。ボランティア団体や町内会が公園などの維持管理、緑地の保全を実践するよう努めます。



行政の役割

地域住民をはじめ利用者に愛着をもってもらえるような公園を市民と協働で増やしていきます。また、民有地緑化を促進するために、補助制度などの支援を拡充します。

※1 ユニバーサルデザイン 年齢や障害の有無等に関わらず利用可能であるように設計デザインすること。

2 自然環境

主な実績

- 河川清掃活動などの参加者や河川愛護団体は増加してきており、自然環境保全への意識は少しずつ高まっています。
- 平成25年7月に、市内で環境活動に取り組む団体・個人と行政が、活動の成果などさまざまな情報共有を図ることを目的に西尾市市民環境活動連絡会^{※1}を発足しました。
- いきものふれあいの里を中心に、市民団体などと協働して自然観察会や体験学習会を開催しています。
- 平成28年2月、生物多様性の確保などを目的に、本市と碧南市、高浜市、企業などで構成する西三河南部生態系ネットワーク協議会^{※2}を設立し、人と自然の共生に取り組んでいます。

今後の課題

- 三河湾、矢作川、三ヶ根山に代表される豊かで多様な自然環境を未来につなげていくため、自然環境の保全・創出活動に積極的に取り組むことが必要です。
- 啓発・学習活動などを通じて、豊かな自然環境と私たちの暮らしとの関係を正しく理解し、自然環境の保全・創造活動にしっかりと取り組むことのできる人材を育成する必要があります。
- 人材、組織の育成を図りつつ、市民が主体となって、自然環境の保全・創造活動に取り組むことのできる仕組みをつくっていく必要があります。
- 西三河南部生態系ネットワーク協議会との協働により、自然環境の保全や稀少生物の保護・保全など、生態系保全活動を活発化していくことが求められています。
- 動物の愛護・管理の取り組みについて、市民に周知・徹底を図っていく必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 市民が自然とふれあう場や機会が多数あり、その内容も多岐にわたり充実しています。
- 海・川・山の豊かな自然環境が保たれています。
- 生物多様性が適切に保たれています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
いきものふれあいの里自然観察会など開催回数	33 回	40 回	31 回	45 回
三河湾の水質状況（西尾沖 6 地点 COD ^{※3} 平均値）	3.4mg/ℓ	2mg/ℓ	2.9mg/ℓ	2mg/ℓ
いきものふれあいの里利用者数	12,500 人	14,300 人	16,691 人	17,000 人

※1 西尾市市民環境活動連絡会 西尾市環境基本計画に基づき市内で環境活動を行う市民及び事業者、団体同士の連絡体制を築くことで相互の協力・連携を図り、市との協働により環境まちづくりに寄与する団体

※2 西三河南部生態系ネットワーク協議会 西三河南部地域（西尾市、碧南市、高浜市）において、大学、環境関連団体、企業、行政等が参加し、生態系ネットワークの形成（生きものの生息・生育空間を適正に配置し、つながりを確保すること）を推進するとともに、地域で活動する団体の取組を有機的につなげ、将来にわたって生物多様性の確保に寄与する取組を進める組織

※3 COD（Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略で、海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いことを示します。

施策の内容

施策コード **521** - **523**

(1) 海や川、山の保全と適正管理 **521**

- ① 海や川、山の機能や役割について啓発を行い、自然環境に対する市民の関心や意識を高めます。
- ② 干潟の保全、水質汚濁の防止、漂着ごみ対策の推進など、三河湾の環境保全を進めます。
- ③ 海や川、山などの清掃を行う市民のボランティア活動を、市民や事業所と連携して支援します。
- ④ 排水対策や清掃活動などに取り組み、河川環境の保全を進めます。
- ⑤ 市民や地域の協力を得ながら、間伐や竹林整備などの里山*4保全を進めます。
- ⑥ 森林の持つ治山・治水機能を生かすために、市民や事業者と協働で森林の保全を図ります。

(2) 自然とふれあう機会の創出 **522**

- ① 海や川、山で人々が集い、自然にふれあうことのできる場や機会を創出します。
- ② 市民が干潟や里山などの保全活動に参加する仕組みを検討します。
- ③ いきものふれあいの里で開催している自然観察会や体験学習会の魅力アップを図ります。また、干潟や河川、佐久島など多様な自

然を舞台に、観察会や生物調査などを開催し、市民の環境への意識や関心を高めます。

- ④ 学校のビオトープ*5を活用して環境教育を推進します。また、ビオトープの維持管理に関する知識の習得機会を提供します。

(3) 生物多様性の確保 **523**

- ① 地域と協力して動植物保護を進めることで自然環境を守り、生物多様性の保全に努めます。
- ② 西尾市史編さんを通じて市内に生息・生育する動植物の実態調査を実施します。
- ③ 地域固有の動植物の生息・生育環境の保全に努めます。
- ④ 外来種による在来種や生態系への影響を防止・軽減するため、生態系への影響や適切な対応方法などについて周知します。
- ⑤ 西三河南部生態系ネットワーク協議会と連携し、広域的な視点による生態系ネットワークを形成します。
- ⑥ 動物の愛護と適切な管理の観点から、飼育主に対する正しい知識の普及に努め、最後まで責任を持って飼ってもらおうよう周知徹底を図ります。

協働のまちづくりの考え方

市民ボランティアなどと取り組む河川クリーン作戦や里山保全活動などを活発に行うとともに、市民が主体となり海や川、山などを保全する仕組みづくりを進めます。

市民や事業者などの協力を得ながら、自然観察会や生物調査などの環境講座を開催します。

西三河南部生態系ネットワーク協議会と連携し、広域的な視点による生態系ネットワークの形成に取り組みます。



市民・団体・事業者の役割

市民向けの環境講座や、自然環境保全のためのボランティア活動に積極的に参加するとともに、自らも生活排水の浄化に努めるなど環境に配慮して生活します。地域で行う自然環境保全活動に事業者として積極的に参加・協力するとともに、自らも事業系排水の浄化に努めるなど環境に配慮した事業活動を行います。



行政の役割

広報紙やホームページを使ったPRをはじめ、環境保全活動を支援するとともに、自然とふれあう機会の創出や環境保全活動が市民主体となる仕組みづくりを検討します。

用語解説

※4 里山 都市や集落に近い山すそで、農業や果樹園芸、あるいは林業など多様な土地利用が行われている地域一帯を指します。里山は、古くから薪や炭の生産など、人との関わりの中で色々な形で利用されてきており、近年では、社会情勢の変化などから、人と自然とのふれあいの場として、あるいは、多様な生態系を育む場として、適正な保全・利用を進めることが重要であるとの気運が高まっています。

※5 ビオトープ 野生生物を意味する Bios と場所を意味する Topos を合成したドイツ語で、「生物の生息空間」と訳されます。本来、その地域に住む様々な野生生物が恒常的に生息することができるよう造成又は復元された小規模な生物の生息空間をいいます。

3 河川・海岸

主な実績

- 矢作川と矢作古川との分岐点に分派堰を整備するとともに、防災ステーションの建設を国に働きかけてきました。
- 寺津漁港の海岸堤防の耐震化を進めるとともに、同港と衣浦港における津波などの災害対策を国・県に働きかけてきました。
- 矢作川河川リフレッシュ事業が完了し、堤防道路の安全を確保しました。
- 漁港内の浚渫を進めるとともに、漁業者以外の利用する漁港施設の管理を進めています。

今後の課題

- 一級河川^{※1}、二級河川^{※2}については、引き続き国や県による整備を要請して、事業の促進を図る必要があります。
- 漁業施設の長寿命化を図るとともに、県とともに施設の適切な管理を進めることが必要です。
- 漁港や港湾施設に対する津波をはじめとする災害対策は、事業の進捗の遅れが懸念されるため、国・県による整備を強く働きかけることが必要となっています。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 河川や海岸の環境整備が進み、市民の災害に対する安心感が高まっています。
- 川や海を大切にしている意識が市民の間に広まり、清掃活動などが盛んになっています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
矢作川左岸堤防リフレッシュ事業整備率	63%	100%	100%	完了
二の沢川水辺プラザ事業整備率	76%	100%	90%	100%
河川防災ステーション整備事業整備率	0%	100%	0%	100%
寺津漁港海岸地震対策事業整備率	0%	50%	15%	100%
寺津漁港防潮扉整備事業整備率	0%	100%	100%	完了
川と海のクリーン大作戦参加者数	3,100 人	3,500 人	3,100 人	4,000 人

※1 一級河川 国土保全上または国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの。
 ※2 二級河川 一級河川として指定された水系以外の水系で都道府県知事が指定したもの。

施策の内容

施策コード 531-532

(1) 河川の改修・整備 531

- ① 矢作川の堤防改修・補強と、矢作古川との分岐点における防災ステーションの建設を国に働きかけます。
- ② 広田川をはじめ愛知県が管理する河川について、自然環境にも配慮した治水・浸水対策としての河川改修を県に働きかけます。
- ③ 県による二の沢川の河川整備に併せて、水辺プラザを整備します。
- ④ 津波対策が重要度を増したことから河川堤防の液状化対策など施設の耐震改修や整備を県と連携して推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

- ② 寺津漁港海岸は防潮施設の高潮や津波対策を進めます。
- ③ 漁港施設の機能強化のため、修繕計画の策定や機能保全計画に基づく整備により、施設の長寿命化を図ります。



(2) 海岸・港の整備と活用 532

- ① 津波高潮対策のために海岸堤防の液状化対策などの耐震改修や施設整備を県と連携して推進し、災害に強いまちづくりを目指します。

協働のまちづくりの考え方

河川の環境整備について、うるおいのある環境の創出と景観の形成、生態系の保全・回復に努めます。

市民と協働で自然環境を保護し、多自然川づくり^{※3}や干潟の保全を図ります。

漁港は浅海漁業の基地として機能を維持するとともに、漁船とプレジャーボートが共存するフィッシャリーナ^{※4}としての利用を進め、市民や漁業者とともに港の良好な環境維持に努めます。

市民・団体・事業者の役割

市民は矢作川流域のクリーン作戦などに積極的に参加して、河川環境美化と生態系の保全を進めます。二の沢川水辺プラザ事業における修景施設の整備にあたり市民や事業者はグラウンドワーク^{※5}に参加します。海岸沿いに漂着するごみの回収を継続的に実施し、海岸や河川の清掃美化活動を進めます。

寺津漁港の漁業者とプレジャーボート利用者は、フィッシャリーナとして快適な港の環境を維持します。漁業協同組合は、漁港や海岸沿いに漂着するごみの回収を継続的に実施し、漁港や海岸の清掃美化活動を進めます。

行政の役割

矢作川、矢作古川をはじめ1級河川、2級河川や海岸の整備を国・県に働きかけます。また、市民への情報提供を行い、河川や海岸、漁港の美化などを啓発するとともに、市民や事業者、団体が参加する活動を支援します。

4 地球環境

主な実績

- 今後 10年間の環境施策の基本的な考え方を示した「第2次西尾市環境基本計画（2017～2026）」を策定し、新たに温室効果ガス※¹排出量の削減の数値目標を設定しました。
- 住宅用地球温暖化対策設備導入費補助と低公害車普及促進補助制度を拡充し、再生可能エネルギーの利用を促進しています。
- 平成25年度に、小中学校など11施設で屋根貸しによる太陽光発電事業を実施し、再生可能エネルギーの利用を促進しています。
- 環境活動団体などとの協働により、実行委員会方式で環境Wave21※²を開催し、地球温暖化をはじめとする環境問題への理解促進、環境への取り組みの周知を図っています。

今後の課題

- 住宅用太陽光発電装置をはじめ、再生可能エネルギーの普及に対する支援を継続するとともに、国や県との連携による温室効果ガス排出量の削減が必要です。
- 地球環境に関わるイベントや各種講座などの改善を図りながら、集客力の向上を図っていくことが必要です。
- 電気自動車をはじめとする低公害車の購入補助により、低公害車の導入が進んでいますが、市内に水素ステーションが整備されていません。今後、燃料電池自動車の普及動向に合わせて設置を促す方策が求められます。
- 西尾市市民環境活動連絡会のさらなる加入促進を図っていくことが望まれます。
- 西尾市市民環境活動連絡会との連携により、市民目線を取り入れた地球環境保全施策の進行管理を進めていくことが求められます。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 太陽光発電、家庭用燃料電池、スマートハウス※³など、新たなエネルギー※⁴や技術が普及しています。
- 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などの低公害車が普及しています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25（2013）年	目標値	H28年実績値	H34（2022）年
太陽光発電の普及	2,300件	4,000件	6,290件	7,550件
太陽光発電設備導入容量	—	—	74,300kW	111,450kW
温室効果ガス排出量	—	—	1,630.5千t-CO ₂ （H25）	1,506.6千t-CO ₂

※1 温室効果ガス 二酸化炭素に代表される地球に温室効果をもたらすガスで、他にメタン、フロンなどがあります。
 ※2 環境Wave21 西尾市が開催しているイベントで、ごみ減量とリサイクルの推進、各種団体による環境活動に関する取り組みについての理解を深めるために実施している催し
 ※3 スマートハウス 情報技術を活用して家庭内のエネルギー機器や家電などをネットワーク化し、エネルギーの消費を最適に制御した住宅
 ※4 新たなエネルギー 従来から使用してきた石油・石炭など化石燃料以外の新しいエネルギー源。「再生可能エネルギー」と「従来型エネルギーの新利用形態（燃料電池等）」の二つに分類されます。

施策の内容

施策コード 541-543

(1) 新たなエネルギーの利用促進 541

- ① 新たなエネルギーや技術の普及を進めるため、補助金制度などの情報提供に努めます。
- ② 住宅用太陽光発電装置や家庭用燃料電池、スマートハウスの導入補助などにより、新たなエネルギーの利用促進に努めます。
- ③ 再生可能エネルギーの導入は、周辺環境や生態系への影響の少ない太陽光発電を中心に推進します。
- ④ 市有施設の屋根貸し太陽光発電事業などによる地域でつくられる再生可能エネルギーについて、災害時などにおける有効利用を検討します。

(2) 市民による環境活動の推進 542

- ① 市民の環境に対する意識を高めるため、市民と連携してイベントなどを開催し、啓発を図ります。
- ② 市民の環境保全へのきっかけづくりと地域の人材育成のため、市民とともに「にしお大 学環境学部講座」を開催します。
- ③ 小・中学校の総合的な学習の時間を軸に、地域の特性を生かした環境教育の推進に努めます。
- ④ 市民による環境活動に対して、情報や活動の場の提供などの支援をするとともに、環

境活動団体や環境に興味のある市民、事業者などの相互連携とネットワーク化を図ります。

(3) 省エネ生活の推進 543

- ① 地球温暖化対策の必要性を認識してもらうための情報提供に努めるとともに、省エネルギー・省資源の普及啓発を図ります。
- ② 環境にやさしいライフスタイルのPRと環境保全のきっかけづくりのため、各種団体と連携して、環境学習の機会の提供に努めます。
- ③ 「みどりのカーテンコンテスト」の開催などにより、夏の暑さを和らげ省エネにも効果のある緑のカーテン^{※5}の普及を図ります。
- ④ 電気自動車をはじめ市が定める低公害車の購入補助により、省エネルギーと温室効果ガスの排出抑制を推進します。
- ⑤ 市が率先してクールビズ・ウォームビズ^{※6}に取り組むことにより、市民や事業者に対して普及啓発します。
- ⑥ 公共交通の利便性を高め、クルマ（自家用車）と電車・バスなどの公共交通、自転車、徒歩を賢く使い分け、環境にやさしい交通手段を利用するエコモビリティライフ^{※7}を推進します。

協働のまちづくりの考え方

市民、事業者、市がそれぞれの立場で、省エネルギー化や新たなエネルギーの利用、環境活動への参加などに取り組み、環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めます。



市民・団体・事業者の役割

市民や事業者は、地球環境問題を学ぶとともに、省エネルギー化や新たなエネルギーの利用、環境活動への参加など、地球環境にやさしいライフスタイルへの転換、地域や事業活動の中で環境に配慮した活動に努めます。



行政の役割

地球温暖化対策の必要性を意識してもらうための情報提供に努めるとともに、省エネルギー・省資源の普及啓発を図ります。自然エネルギーをはじめとする新たなエネルギーの利用促進に努めます。

用語解説

※5 緑のカーテン つる性の植物を窓の外部に植えた自然のカーテンで、熱エネルギーの遮断効果や日差しを和らげるとともに室温の上昇を抑え、省エネ効果が期待できます。

※6 クールビズ・ウォームビズ クールビズとは、夏場の衣服を軽装にすることにより冷房の設定温度を高くして電気などの消費を抑え、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を削減しようとするもの。ウォームビズとは、厚着をすることにより暖房設定温度を低くして電気などの消費を抑え、二酸化炭素排出量を削減を目指すもの。

※7 エコモビリティライフ 自動車と公共交通、自転車、徒歩などをかきく使い分ける環境にやさしい交通行動のライフスタイル

5 環境衛生

主な実績

- クリーンセンターの見学会や環境イベントなどを行い、ごみの減量の考え方や分別の必要性を市民に啓発しています。
- ほかしの無料配布や生ごみ処理機器の購入補助を行い、生ごみの減量化を推進しています。
- 公害を未然に防ぐため、河川や工場排水の水質調査などを定期的に行っています。
- ごみの情報アプリ「さんあ〜る」を導入し、スマートフォンなどを通じてごみ減量・資源化を啓発しています。
- 老朽化するクリーンセンターの長寿命化を図るため、焼却炉更新事業（平成27年度から平成38年度まで）を実施しています。

今後の課題

- 市民へのごみの分別ルールの浸透、徹底を図るため、定期的に正しいごみの分別ルールの周知・啓発や、多言語化表示などを行っていく必要があります。
- 地域ごとに異なる不燃ごみの分別ルールを市内で統一する必要があります。
- クリーンセンターの機能を適正に維持するため、ごみの減量や長寿命化工事を行うとともに、岡崎市、幸田町と2市1町で広域化計画に基づき、建替えを検討していく必要があります。
- 最終処分場の維持管理料を削減するため、施設の統廃合を進めるとともに、長寿命化するため、適正に管理する必要があります。
- 斎場やすらぎ苑は、昭和53年に開苑し、施設も設備も老朽化しています。今後、施設を長寿命化し、市民ニーズに対応した施設にするため、大規模改修が必要です。
- 新たな産業廃棄物処分場の建設については、地場産業への影響や災害リスク等を考慮した上で、適正な判断を行う必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- リサイクルの推進やごみの減量・分別が進み、ごみを出さない社会になっています。
- クリーンセンターへごみがスムーズに搬入され、ごみが適正に処理されています。
- 公害を未然に防止し、健康に暮らしていける住みやすい住環境が整っています。
- 資源となるものは再利用する循環型社会となっています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25（2013）年	目標値	H28年実績値	H34（2022）年
市民一人一日当たりのごみ排出量	1,037 g	—	1,036 g	1,034 g
リサイクル率	14.9%	—	15.6%	17.4%
処理しなければならない市民一人一日当たりのごみ量 ^{※1}	900 g	—	920 g	901 g

※1 処理しなければならない市民一人一日当たりのごみ量 家庭や事業所から排出される燃えるごみ・燃えないごみ・資源物のうち最終的にクリーンセンターで焼却処分又は最終処分場で埋め立てるごみの量を人口で除し一日当たりに換算した数値

施策の内容

施策コード 551-555

(1) ごみの減量・資源化 551

- ① 市民・事業者・行政の三者が行うべき役割と行動を明確にし、リフューズ^{※2}、リデュース^{※3}、リユース^{※4}、リサイクルの4Rを推進します。
- ② 地域によって異なる、ごみの分別ルールを市内で統一し、ごみ分別の徹底を図ります。
- ③ 子どもから大人まで市民一人一人がごみを減量する意識を持つよう、啓発活動を推進します。

(2) ごみの適正処理 552

- ① 老朽化するクリーンセンターを長寿命化するとともに、岡崎市、幸田町と2市1町で広域化計画に基づき、建替えを検討します。
- ② クリーンセンターに搬入された再利用できる不用品は、整備・調整し、リサイクルプラザで市民に提供します。
- ③ ごみを減量化するため、剪定枝リサイクルを推進します。

(3) 最終処分場の適正管理 553

- ① 一般廃棄物最終処分場の統廃合を進めるとともに、統合した最終処分場は適正に管理し、長寿命化を図ります。

- ② 新たな産業廃棄物最終処分場については、本市の地盤的特性や各種公害による影響の把握に努め、立地の可否を判断します。

(4) 火葬場の適正管理 554

- ① 斎場やすらぎ苑を計画的な改修・維持管理により、長寿命化します。

(5) 公害対策の推進 555

- ① 大気や水質、騒音、振動などの環境調査・監視を行います。
- ② 工業団地などに進出する企業と公害防止協定を締結し、公害の発生を未然に防止します。
- ③ 工場建設などにあたっては建築開発事業指導要綱^{※5}に基づき、事前に指導します。
- ④ 必要に応じて工場へ立入調査し、公害を防止します。
- ⑤ 市民から寄せられる公害苦情の解決に努めるとともに、公害発生の未然防止について啓発します。
- ⑥ 県と連携した環境監視により、産業廃棄物最終処分場跡地周辺の環境保全に努めます。

協働のまちづくりの考え方

市民、事業者、行政が協力し、リサイクルの推進、ごみの減量・分別を進め、ごみを出さない社会を構築します。

事業者の協力の下で、公害防止協定の締結や建築開発事業指導要綱に基づく工場建設の事前指導などを行い、公害の発生を防止します。また、市民と連携して環境を調査・監視します。



市民・団体・事業者の役割

ごみを出さないライフスタイルに向けて、4Rを徹底し、家庭から出るごみの減量や分別などに、市民一人一人が取り組みます。

「ごみ減量を考える会」などの環境活動団体などと一緒にごみを減らすための検討を行います。

公害が起きないように監視し、万一公害を発見した時は速やかに市へ通報します。



行政の役割

ごみの減量・資源化を進め、クリーンセンターなどへ搬入するごみを減量するとともに、施設の長寿命化や建替えを進めていきます。

大気や水質、騒音、振動などの環境調査・監視を行うとともに、公害苦情の速やかな解決に努めます。

用語解説

- ※2 リフューズ(断る) 買い物の時はマイバック(袋・かごなど)を持参してレジ袋をもらわないようにするなどごみの発生を抑制し、ごみとなるものを家庭に持ち込まないという考え方
- ※3 リデュース(減らす) 必要なものを、必要な量だけ買うことや詰め替え商品を買うなど将来ごみになりそうなものは、買用量・使用量ともに減らしていくという考え方
- ※4 リユース(繰り返し使う) ものをすぐに捨てないで、修理などをして繰り返し使うようにするなどものの寿命を最大限生かすという考え方
- ※5 建築開発事業指導要綱 建築開発事業に伴う近隣の関係者と事業者との紛争の事前防止、周辺の環境と調和のとれた土地利用及び秩序ある都市景観を形成するために必要な事項を定めたもの。

6 防災

主な実績

- 出前講座の実施や南海トラフ地震の被害予測に基づくハザードマップの配布、防災カレッジ^{※1}の開催など、防災意識の向上について市民への啓発を強化しました。
- 防災ボランティアの活動の支援や機能別消防団^{※2}の設立、地域の防災リーダーとの連携により、市民の防災意識を高めました。また、自主防災会の訓練や資機材の確保を支援しました。
- 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備や防災用井戸の確保を進めました。
- 避難行動要支援者の災害時対策として、自主防災会や民生委員との情報共有を促進するとともに、移送訓練や搬送訓練の実施について参加の呼び掛けを行いました。
- 応急危険度判定士^{※3}の育成を進め、避難所の安全確保や自宅避難の際の二次被害防止について周知しました。

今後の課題

- 避難所は校区の自主防災訓練などを通じて地元が主体的に運営することが必要であり、地域防災リーダーを養成して、市民の防災意識を一層高める必要があります。
- 機能別消防団のスキルアップや自主防災会が主体となった訓練内容の充実が必要です。
- 地域で災害時に必要な備蓄食料や資機材を確保し、飲料水兼用耐震性貯水槽などの使用方法を確立することが必要です。
- 避難行動要支援者には、近隣住民や地域の主体的な対応が不可欠で、日ごろからの情報の共有や移送訓練などの実施が必要です。
- 市内の応急危険度判定士は民間の人材の登録が少ないため、建築士会などの協力を得て登録を拡大することが必要です。
- スムーズな避難所運営などの支援を得るために、避難所と災害応援協定を締結した事業者などとの連携が必要です。
- 緊急輸送道路^{※4}から防災関連拠点の出入口までの道路を指定し、道路整備の優先順位を定める必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 住民自ら家具固定やガラス飛散防止など、生活に身近なことから防災対策が行われるようになっていきます。
- 防災知識を身につけたリーダーが自主防災会の中心となって、救命講習や防災訓練などを指導しています。
- 自主防災会が地域内の避難行動要支援者を全て把握し、災害時には近隣住民が駆けつける体制ができています。また、その際の避難先が確保されています。
- 地域住民の防災意識が高まり、標高表示板や避難誘導看板、ハザードマップなどによる避難場所、避難ルートが確保されています。

※1 防災カレッジ 大学の教員や防災機関の専門職員などが講師となって、防災についての知識やノウハウについて学ぶことができる講座等
※2 機能別消防団 特定の活動のみに出動する組織で、平常時には防災リーダーとして、地域住民への防災意識の高揚を図る活動をし、大規模災害発生時には消火活動を早期に、且つ効果的に実施する。
※3 応急危険度判定士 大地震や余震により被災した建築物を調べ、余震などによる倒壊の危険性、外壁、看板や窓ガラス等の落下などの応急危険度判定を行うことのできる資格を持った人
※4 緊急輸送道路 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
単位自主防災組織の訓練実施率	67.5%	80%	62.7%	90%
校区自主防災会連絡協議会訓練実施率	72%	95%	76%	100%
狭あい道路 ^{※5} の整備件数	50 件	60 件	64 件	70 件
家具固定等の災害対策を行っている世帯割合	37.1%	50%	35.2% (H29)	70%
地域の標高や災害ごとの避難所等を把握している市民割合	65.4%	80%	71.2% (H29)	100%

施策の内容

施策コード **561** - **564**

(1) 防災意識の高揚 **561**

- ① 市職員に対して図上訓練や避難所運営などの防災教育を実施し、行動マニュアルなどを活用・改善して、市職員の災害対応力を向上させます。
- ② 自主防災会、ボランティア、学校などへの出前講座や啓発、校区の自主防災訓練での避難所運営の試行などにより、市民の防災力を向上させます。
- ③ 南海トラフ地震など大規模な地震が発生する可能性や被害予測などについてハザードマップで周知するなど、市民の防災意識を高めます。
- ④ 各家庭における家具固定・落下防止対策を推進するために、補助制度の創設を検討します。
- ⑤ 次世代の防災を担う小中学生の防災意識の醸成のために、全小中学校における防災教育を推進します。

- ④ 地域の防災活動や災害時の救護・避難活動の中心となる防災リーダーを育成します。また、自主防災会長の複数年任期を推進し、防災意識の醸成を推進します。
- ⑤ 実効性の高い防災訓練や中長期的な計画など優良な活動事例を紹介し、活動のブラッシュアップを支援します。また、優良な活動を支援するための補助制度を検討します。
- ⑥ 地域の特徴に合わせた「地区防災計画^{※7}」の導入を検討します。

(3) 避難行動要支援者対策 **563**

(2) 地域防災力の強化 **562**

- ① 消防団の強化やボランティア団体などの活動を支援するとともに団体同士の連携を強化して、防災ネットワークを構築します。
- ② 自主防災会の訓練などの活動や資機材の整備を支援するとともに、各校区が主体となった実践的な訓練の実施を促します。
- ③ 貯水槽や災害時協力井戸^{※6}などにより、断水時の生活用水の確保を進めるとともに、確実に給水する方法を整えます。

- ① 避難行動要支援者について、自主防災会等地域コミュニティと連携して安否確認や避難支援などができる体制づくりを整えます。
- ② 福祉避難所^{※8}の役割について地域の理解を得るとともに、多様な避難行動要支援者に対応する方法を各団体や市担当課と協議します。
- ③ 指定避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者が福祉避難所へ避難できるよう、社会福祉施設所管課と連携し、民間事業者との災害協定を推進します。
- ④ 津波発生時、逃げ遅れた方や要配慮者が避難できる津波避難施設を拡充するために、企業等に対する避難施設等整備費補助制度の創設を検討します。
- ⑤ 命山または津波避難タワーなどの津波避難施設を建設します。

※5 狭あい道路 幅員 4m未満の道路

※6 災害時協力井戸 災害発生時に飲み水以外の生活用水として活用するために登録している市民のみなさまの井戸

※7 地区防災計画 一定の地区内の居住者及び事業者等がつくる自発的な防災活動に関する計画

※8 福祉避難所 災害発生時に高齢者・障害者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所

(4) 災害発生時に備えた減災・復旧対策 564

- ① 防災教育や防災訓練の際に、女性や高齢者などに配慮した避難所の運営や資機材の整備を行うとともに、避難所運営に参加する女性を増やします。
- ② 二次被害を防ぐため、応急危険度判定士の民間からの登録を拡大します。
- ③ 建築確認申請時に道路の後退や後退部分の市への寄付採納を促すことにより、道路幅員を確保して狭あい道路を解消します。
- ④ 物的人的支援を速やかに受けられるよう、事業所や自治体間の災害応援協定を更に進めます。
- ⑤ 津波浸水被害に対応した施設整備を進めます。

協働のまちづくりの考え方

今後、発生が予想される大地震や風水害などの被害を軽減していくために、市民の災害への備えを促すとともに危機意識を高め、自ら行動するようにします。市民一人一人の「自助」、地域社会の「共助」、行政の「公助」の3つが連携した防災協働社会を形成します。



市民・団体・事業者の役割

市民一人一人が各種災害やその被害に関心を持ち、耐震補強や家具固定、備蓄食料の確保などの災害対策を実践する「自助」を進めます。

電気・水道などライフラインの切断や広範囲の被害によって、消防・警察などの救助活動がすぐにできない場合、自主防災組織などで救出・救護、消火作業、避難所の運営を行います。平時の訓練などへの参加、地域での資機材の備蓄、避難行動要支援者への支援体制の確立などを行い、近隣住民みんなで助け合う「共助」を進めます。

小学校区自主防災会連絡協議会は、より実践的な避難所運営訓練を実施します。各防災ボランティア団体は自主防災組織の要望に答え、訓練の支援やアドバイスを行うとともに、災害時は一緒にボランティアセンターを運営します。

建築士会などは、応急危険度判定士の養成と登録を促進します。

事業者は防災責任者を定め、従業員に対して防災研修や防災訓練を行うとともに、緊急時に事業を継続するための事業継続計画（BCP）^{※9}を作成し、災害後の速やかな事業の再開を目指します。事業者の有する専門的資機材・スキルなどを地域社会の一員として自主防災組織や市が行う災害応急対策に生かします。



行政の役割

市を始め、警察、消防、県、国といった行政機関やライフライン各社の公共企業などで応急対策活動である「公助」を行い、各機関とも、災害の発生からできるだけ早く応急対策活動ができるよう、備えます。

市は、地域住民の安全に対する第一義的な責任を有する公的機関としての災害対策を実施するとともに、自主防災組織や各家庭に向け災害対応を促すなど、「公助」と「自助・共助」の連携を図ります。

※9 事業継続計画（BCP） 災害や事故などが発生した場合に、企業や行政組織が基幹事業を継続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画

第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
基本計画

第1章
産業振興

第2章
社会基盤

第3章
文化育て・教育・スポーツ

第4章
健康・福祉

第5章
自然環境・生活

第6章
市民・行政

資料編



7 防犯・交通安全

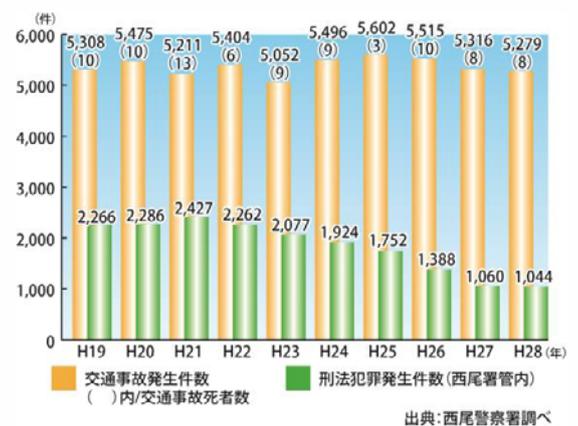
主な実績

- 警察と防犯情報を共有するとともに、ショッピングセンターなどにおける、市民への啓発活動を進めたことで、犯罪件数は減少傾向となりました。
- 町内会が主体となって防犯灯及び防犯カメラの設置や交通危険箇所の確認などを行っています。
- 子どもや高齢者の事故を防止するため、保育園や幼稚園、小・中学校、宅老所等で交通安全教室を実施し、交通マナーを啓発しています。
- 自主防犯団体によるパトロール活動など、地域の安全性を高めるための活動を促しています。

今後の課題

- 市民が「自分の身は自分で守る」意識を高めることや、犯罪被害を他人事と思いつままないよう、啓発を強化することが必要です。
- 地域の安全性を高めるため、地域が主体となって防犯や交通安全パトロールなどの活動を強化することや、地域の危険箇所を確認して対策を考えていくことが必要です。
- 警察署と連携し、暴力団排除のための啓発や、犯罪被害者支援のための情報提供を行う必要があります。

●交通事故、犯罪発生件数



目指す姿（生活像）と目標指標

- 市民や事業者が、防犯や交通安全に対して高い意識を持っています。防犯対策や交通安全対策も充実して、子どもから高齢者まで市民みんなが安心して日常生活を送っています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
犯罪発生件数	2,077 件	1,900 件	1,044 件	1,000 件
交通事故発生件数	5,052 件	4,800 件	5,279 件	4,600 件
犯罪が少ないという理由で本市に住み続けたいと思う市民の割合	13.8%	16%	13.5% (H29)	19%

施策の内容

施策コード 571-574

(1) 防犯・交通安全意識の高揚 571

- ① 警察と連携して地域の防犯意識を高めます。
- ② 防犯啓発活動や防犯教室などを行い、具体的な犯罪・防犯情報を提供し、防犯意識を向上させます。
- ③ 交通安全啓発活動や年齢に応じた交通安全教室などにより、子どもや高齢者、夜間ウォーキングを行う市民の交通安全意識を向上させます。

(2) 地域の安全活動の推進 572

- ① 自主防犯団体活動を支援し、警察と連携して地域の自主的な防犯活動を推進します。また、防犯灯及び防犯カメラの設置を推進して犯罪の抑止を図ります。
- ② ホームページや回覧物などによる犯罪・防犯情報を提供するとともに、地域ボランティアの協力を得たパトロール活動など、不審者対策を強化して子どもや高齢者の犯罪被害の防止を図ります。

- ③ 地域が主体となって防犯や交通安全のための総点検を行い、危険箇所の認知と対策を講じます。
- ④ 交通安全立看板などの標示物を設置し、交通安全環境を整備します。

(3) 犯罪被害者支援及び暴力追放運動の推進 573

- ① 警察と連携し、暴力追放のための気運を盛り上げます。
- ② 犯罪被害者を支援するための体制を整備します。

(4) 空家等の適正管理の促進 574

- ① 町内会と連携し周辺の生活環境に悪影響を与えるおそれのある空家等を把握し、所有者等へ適正な管理を促します。

協働のまちづくりの考え方

防犯・交通安全は「自分の身は自分で守る」ことを基本的な考え方として、高い意識を維持していくために、警察、市民、団体で情報を共有するとともに、力を合わせて活動を推進し、犯罪や交通事故のない安全で安心して生活できるまちの実現を目指します。



市民・団体・事業者の役割

日常生活において犯罪や交通事故に遭わないよう市民一人一人が注意するとともに、市とともに防犯パトロールを実施するなど、自主的に防犯活動を行います。



行政の役割

警察、市民、団体と連携して防犯・交通安全意識を向上させるための啓発活動を行います。また、防犯・交通安全情報を提供するとともに、これらに対する市民の活動を支援します。

8 消防

主な実績

- 旧西尾地区の小学校区ごとに、機能別消防団を組織し、大規模災害時の消防体制を強化しました。
- 市民や事業所等に対し、救命講習等の各種指導を実施する女性分団を機能別消防団内に組織しました。
- 消防車両の計画的な更新、幡豆分署の移転・改修など、計画的にハード面を整備・更新しました。
- 消防団が、放水訓練や救助訓練、応急救護訓練を定期的実施するとともに、地域の防災訓練に参加することなどにより、地域の災害対応力を強化しました。
- 毎年3人の救急救命士を養成するとともに、愛知県救急医療情報システム^{※1}を活用するなど、救急体制を充実させました。

今後の課題

- 消防力を高めるため、消防車両や消防庁舎、消防水利^{※2}を更新する必要があります。多額を要するため、計画的に更新する必要があります。
- 機能別消防団の結成により大規模災害時の消防体制を整備しましたが、団員の確保が難しくなっており、消防団の加入者を増やす必要があります。
- すべての市民から情報を得るため、外国語による通報や聴覚障害者の対応が可能となる通報システムの構築が必要です。
- 救命率を高めるために、救急救命士の育成と救急業務の高度化に対応した資器材の充実が必要です。同時に、市民や事業所への応急手当の普及も重要であり、そのための指導人員を確保する必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 消防力が充実しているため、安全に暮らすことができます。
- 消防署と消防団、住民が連携し災害に対応する体制が整っています。
- 市民の防火意識が高く、火災の発生が減少しています。
- 市民の応急手当に関する知識・技術が養われ救命率が向上しています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
消防水利（消火栓）の設置数	1,703 栓	1,707 栓	1,753 栓	1,813 栓
消防水利（防火水槽）の設置数	383 基	—	383 基	389 基
普通救命講習会の受講者数	10,462 人	22,000 人	16,843 人	32,000 人
住宅用火災警報器の普及率	70.2%	80%	82.6%	90%

※1 愛知県救急医療情報システム 救急医療、病院・診療所、休日夜間、外国語対応などの情報を提供する愛知県による救急医療ガイド
 ※2 消防水利 消火に必要な水利、例としては「消火栓、防火水槽、プール、河川、池、井戸」などをいいます。

施策の内容

施策コード 581-583

(1) 消防力の強化 581

- ① 消防力の維持・強化を図るために、消防車両や消防庁舎、消防水利などを計画的に更新・整備します。
- ② 災害による被害を最小限に抑えるため、消防団の実践的な訓練や地域との連携により、地域の災害対応力を強化します。
- ③ 消防団員を確保するため、消防団のイメージアップや消防団員向けの特典の拡充、協力事業所の拡大など、消防団の魅力を高めます。
- ④ 高機能消防指令システム^{※3}の機能を維持・強化するため、管理体制の確立や機器の計画的な更新、外国語対応などの新たなニーズに対応したシステムの構築などを進めます。

(2) 救急救命体制の充実 582

- ① 救命率を向上させるため、救急救命士の育成、救急技術の向上、救急車両・資器材の充実、医療機関との連携強化など、救急体制を充実させます。

- ② 市民や事業所、女性消防クラブなどの各種団体に対して講習会の開催や情報提供等を行い、応急手当ができる人を増やします。
- ③ 女性消防団員及び応急手当普及ボランティア^{※4}組織などが、自立した応急手当普及啓発活動ができるよう、応急手当普及員^{※5}講習及び指導用資器材を拡充させます。

(3) 火災予防対策の推進 583

- ① 人命危険の高い防火対象物や危険物施設などの立入検査を行い、防火安全対策を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置を促進するなどにより、家庭における安全・安心を確保します。
- ② 火災予防の広報・啓発、消防署体験入署などを行い、地域の防火意識を高揚させます。

協働のまちづくりの考え方

大規模災害が発生しても「自分の命は自分で守る」という意識を高めるとともに、市民を始め、各種団体、事業所などの活動を通して、地域の災害対応力を高めます。

また、救急車が現場に着くまでの間、その場に居合わせた人が応急手当をすることで、救命率を高めます。

行政は、地域の災害対応力や応急手当の体制を強化するために、訓練や講習会の開催を支援します。

市民・団体・事業者の役割

市民を始め、各種団体、事業所などを中心に訓練、講習会などを行い、初期消火・応急手当の知識・技術などを修得し、地域の災害対応体制の一翼を担います。

行政の役割

地域の住民や各種団体、事業所などに対し、消火、防火や応急手当の正しい知識・技術を指導します。
また、応急手当普及員などの指導者を養成します。

用語解説

※3 高機能消防指令システム 災害通報の受信から、災害地点の特定、出動隊の編成及び指令、支援情報の提供、関係機関への連絡等を一元的に処理するシステム

※4 応急手当普及ボランティア 救急救命講習会の開催など、応急手当の普及活動をするボランティア団体

※5 応急手当普及員 事業所または各種組織などにおいて、構成員に対して行う普通救命講習(心肺蘇生法、AEDの取り扱い、止血法など救命に必要な応急手当の指導)の指導に従事するものとして、消防長が認定したもの

3-6

第6章

市民・行政

市民と行政が共に考え、 行動するまちづくり

- 1 市民協働
- 2 情報共有
- 3 コミュニティ
- 4 行財政運営

1 市民協働

主な実績

- 市民活動センターを拠点に行う市民活動推進業務をNPOに委託することで、柔軟な発想と専門的なノウハウを生かした新たな法人の設立・運営やボランティア活動を継続的に支援しています。
- 対話を重視した市民協働ガイドを実施し、市民と行政が地域の課題や行政の取り組みなどについて認識を共有しました。
- 第2次西尾市男女共同参画プランを平成26年3月に策定し、計画に基づいた施策を展開しています。
- 市の基本的な政策を策定するときはパブリックコメント※1を実施しています。
- 地域の活性化や市民サービスの向上に向け、企業などの団体との包括連携を進めています。

今後の課題

- 身近な地域課題の解決を目指して、市民が自主的に取り組む活動を促進するための補助金制度を運用しています。地域への波及効果がより高い事業を促進するために、審査のあり方を検討する必要があります。
- 「にしお市民活動センター（愛称：アクティにしお）」を拠点とするNPOやコミュニティ団体などの活動を、より実践的にコーディネートし、支援できるように機能を強化する必要があります。
- 市内で公益的に活動を行っている団体やサークルの情報を紹介する「にしお市民活動情報サイト」の内容を充実させ、活動する市民を増やす必要があります。
- 女性活躍推進法に基づく計画策定と合わせて、第2次西尾市男女共同参画プランを見直し、本市の実情に即した取り組みを推進する必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- アクティにしおを拠点に市民活動を継続的に支援し、活発に活動を展開する新たなボランティアや市民活動団体が育っています。
- 地域の課題を解決するため、市民と行政が役割などの認識を共有し、市民協働を推進する土壌が形成されています。
- 委員会、審議会などへ多くの女性が参画し、男女の意思が公平に市政に反映されています。
- 性別に関わりなく、あらゆる分野で意欲に応じて活躍できる社会になっています。
- にしお市民活動情報サイトの内容が充実し、会員相互で情報が共有されています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
にしお市民活動情報サイト登録団体数	92 団体	200 団体	135 団体	300 団体
審議会等への女性の登用率	20%	30%	24%	40%
市民活動センター利用登録団体数	107 団体	200 団体	167 団体	250 団体
地域活動やボランティア・NPO 活動に参加したい市民割合	33%	35%	28% (H29)	40%
日常生活や社会において男女が平等であると感じる市民割合	55%	60%	51% (H29)	65%

※1パブリックコメント 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続をいいます。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。

施策の内容

施策コード 611-613

(1) 市民活動・ボランティア活動の推進 611

- ① 市民活動団体のニーズと地域への波及効果などを検証し、効果的な補助を行います。
- ② NPO・市民活動団体などの設立や活動などに関する相談や情報の提供を行い、団体を支援します。
- ③ 市民活動・ボランティア団体などの情報発信を充実させ、市民の活動参加を促します。

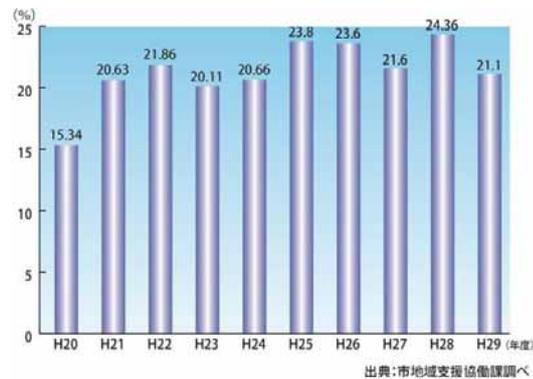
(2) 市民意見のまちづくりへの反映 612

- ① 市の基本的な政策を策定するときは、パブリックコメントなどを実施し、市民意見を施策に反映する機会を設けます。
- ② 代表町内会長会議が、町内会への事務連絡、町内会からの意見、町内会同士の意見交換等の場となるように支援します。
- ③ 市民の生の声を聞き、行政の施策に反映するための仕組みづくりを検討します。

(3) 男女共同参画社会の推進 613

- ① 委員会、審議会などへ多くの女性が参画し、男女の意思を公平に市政に反映させます。
- ② 男女共同参画社会^{※2}のさらなる推進を目指すため、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画としても位置づける「第2次西尾市男女共同参画プラン」の見直しを行い、本市の実情に即した取り組みを推進します。
- ③ 男女共同参画の視点を取り入れた災害時の対策に取り組みます。

●審議会等委員への女性の登用比率



協働のまちづくりの考え方

地域の課題を解決するには、従来の公平・画一的な行政サービスでは不十分なケースが多くなってきています。これらの課題の解決に自主的に取り組む市民活動団体やボランティアなどと行政が協働することにより、行政だけでは難しかったきめ細やかで柔軟な対応や、有効な取り組みを進めます。また、市と企業が緊密な相互連携の下、幅広い分野の様々な取り組みにおいて、市民と行政との協働によるまちづくりを推進することにより、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の安全・安心の向上と地域の活性化を図ります。



市民・団体・事業者の役割

市民活動団体などは、団体の目的を達成するために自主的に市民活動を推進し、その活動内容の情報を公開します。市民に活動内容の理解を促し、活動への参加を呼び掛けます。



行政の役割

市民活動団体、ボランティア団体などの活動を支援し、行政の各分野で、市民団体などの特徴を生かした連携に取り組みます。

2 情報共有

主な実績

- 広報紙を、平成27年度に全面リニューアルし、一旦下がった市民の満足度を高めることができました。ホームページも平成28年度にスマートフォン対応などの機能を追加し、閲覧数が増加しています。
- 「市民の声」「市政懇談会」「市政世論調査」などを通じて広聴を多角的に進め、市民の意見を広く把握しています。
- 定例記者会見などで、報道機関への市政PRを行っています。市公式ツイッター^{*1}を開始して、イベントなどの情報や災害時の情報の発信にも備えています。
- 個人情報保護条例に基づき、情報の保有・利用・開示請求などの取り扱いを正確かつ迅速に進めています。
- 市民に親しまれる広報紙を目指して、広報サポーターが市民目線で、市の魅力を発信する記事を掲載しています。

今後の課題

- 市民と共に市政を考えるには、市民に対して市政情報を積極的に、分かりやすく発信する必要があります。
- 広報紙の満足度を上げるため、地区や年齢にかかわらず多くの人に親んでもらえる記事や紙面構成にすることが必要です。
- どの世代にも見やすいホームページにする必要があります。
- 市政に意見を述べる機会が少ない層の意見を把握する必要があります。若年層を対象とする「市政懇談会」の継続など、広聴方法の工夫が求められています。
- 幅広いメディアやSNSなどを活用して、市政情報の発信を充実させる必要があります。
- 個人情報や行政情報の流出・改ざん防止など、機密性・完全性を確保し、業務を継続させるために、必要な時に必要な情報が取り出せるといった可用性の確保など、確実な情報セキュリティ対策が必要です。
- 情報公開条例の趣旨に基づき、市が保有する情報は開示を原則とし、例外的に不開示とするものは、必要最小限にとどめる必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 幅広い世代の多くの市民が、広報紙やホームページを見て市政に興味を持っています。
- 市民が行政に対する意見や要望を述べる機会に、積極的に参加しています。
- 市民が行政と情報を共有して、行政へ意見や提案を積極的に示しています。
- 職員の個人情報の保護に対する意識が高く、適切に個人情報を取り扱っています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
ホームページの閲覧件数	1,700,531 件	1,900,000 件	3,102,886 件	4,200,000 件
「広報にしお」の満足度	50.1%	—	49.8%	55.0%

^{*1} **ツイッター** Web上でユーザー登録をすると自分専用のページが作成され、そこからいま何をしているかを140文字以内の「つぶやき」として投稿し、共有するサービス

施策の内容

施策コード 621-623

(1) 広報広聴の充実 621

- ① 広報紙やホームページを、どの世代にも見やすく親しまれるような内容・表現を目指して改善していきます。
- ② 市民と行政が懇談する機会など、市民の声を聞き取る仕組みを充実させ、幅広い世代の考え方や意見を行政に反映します。
- ③ 報道機関を活用して行政情報を発信するとともに、さまざまな情報発信媒体（ツイッターなど）で、タイムリーに情報を発信します。
- ④ 市の地域資源や特徴的な施策などの魅力を市内外に発信することで、市のイメージアップを図り、移住定住の促進に努めます。

(2) 個人情報保護とセキュリティ対策の強化 622

- ① 個人情報の適正な管理と情報漏えい対策を充実強化させます。
- ② 情報セキュリティポリシー^{※2}の必要な見直しと定期的な研修を実施します。

(3) 情報公開 623

- ① 情報公開制度により、市民の知る権利を保障し、市政の透明性を高め信頼される開かれた市政を実現します。

協働のまちづくりの考え方

行政と市民や団体・事業者などが、お互いに信頼し合い、安心して情報を共有し、意見交換ができるまちづくりをします。市内外に、本市を積極的にPRし、知名度を上げる取り組みをしながら、市民が誇りを持てるようにしていきます。



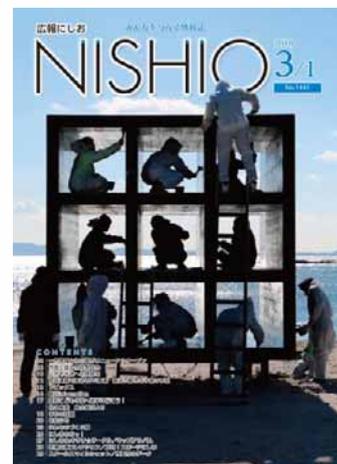
市民・団体・事業者の役割

各種情報発信媒体を通じて行政が発信する情報に市民が関心を持ちます。まちの魅力を再発見し、まちのPRの重要な担い手として、今後もまちの魅力を積極的に発信していきます。

また、「市政懇談会」や「市民の声」などを通じて、市政に対する意見や要望を積極的に発信します。

町内会やNPOなどの市民活動団体は、市が発信する情報を地域住民や会員に的確に伝達し、情報共有に努めます。お互いに連携しながらあらゆる手段を活用して継続的に情報発信していきます。

また、事業者も市政に関心を持ち、まちづくりの情報を市民と共有します。



行政の役割

市民にとって有意義な情報や行政側が知ってもらいたい情報を分かりやすく積極的に発信し、全国に向けても本市の魅力を発信していきます。

また、市政運営の方針や改善に役立てるため、市民が気軽に参加できる意見交換の機会の提供など、さまざまな取り組みをして市民から意見・要望を集約します。

3 コミュニティ

主な実績

- 小学校区ごとに「校区コミュニティ推進協議会」を組織化し、「校区コミュニティ推進方針」に基づき、各地域の住民の創意と工夫による活動が進められています。
- 外国人も分かるように配慮した「やさしい日本語」を活用した生活情報誌を毎月発行しています。6カ国語対応の「外国人のための生活ガイドブック」で、外国籍住民に市政情報などを発信しています
- 姉妹都市であるニュージーランドのポリルア市へ高校生訪問団を派遣しています。この交流を通じて、市民の国際的な視野が広がっています。
- 「佐久島アートプラン21^{*1}」事業など継続的に展開してきたことで、交流人口が増加しています。

今後の課題

- 少子高齢社会の進展で、多様化する課題を解決する地域の取り組みや住民同士のつながりを強める上で、コミュニティの役割がますます重要になっています。
- 本市では、小学校区ごとに「校区コミュニティ推進協議会」を組織化して活動を展開しています。町内会との役割分担が不明確であることや役員の高齢化、担い手不足が問題となっています。今後は、地域の課題解決に向けて、校区コミュニティを核とし、町内会をはじめ地域の多様な主体と相互補完の関係の中で、組織の自立を促す必要があります。
- 本市には8,000人以上の外国籍住民が居住しています。言語や文化の違いから、日常生活で誤解が生じやすく、多様な文化を理解し合う多文化共生社会^{*2}を構築する必要があります。
- グローバル社会における国際交流事業は、教育やまちづくりの視点からも重要であり、引き続き推進する必要があります。
- 佐久島は、「佐久島アートプラン 21」事業の継続的な展開により、交流人口が大幅に増加していますが、必ずしも定住人口の増加につながっていません。「島を美しくつくる会^{*3}」と連携し、定住促進につながる事業を検討する必要があります。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 地域活動に参加する市民が増えて、地域の問題に自主的に取り組んでいます。世代を超えた人と人のつながりが強まり、安心して生活できる地域が形成されています。
- 国際感覚を身に付けた市民が増え、互いの文化を認め合う多文化共生社会が構築されています。
- 佐久島の居住環境の魅力が高まり、定住する人が増え、島が活性化しています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
佐久島移住者相談窓口数	2 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
外国人生活支援相談窓口数	1 箇所	2 箇所	1 箇所	3 箇所
地域間での交流が活発に行われていると考える市民割合	36%	40%	35% (H29)	45%
佐久島移住者数	15 人	20 人	29 人	30 人

^{*1} 佐久島アートプラン21 佐久島の有志による「島を美しくつくる会」が中心になって、「祭りとアート」をキーワードに年間を通して行うさまざまな地域活性化事業
^{*2} 多文化共生社会 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことができる社会
^{*3} 島を美しくつくる会 島民の自主的かつ創意あふれる活動を通して、自然、風土、歴史、産業といった佐久島固有の資源を発掘・研磨し、島の活性化(経済的発展、交流人口の増大、定住人口の確保など)を推進することを目的として平成 8 年度に設立された、佐久島在住の島民で構成された団体

施策の内容

施策コード 631-634

(1) 地域活動の推進 631

- ① コミュニティ活動を多角的に支援し、自助・共助・公助の精神に基づく、心豊かな地域づくりを進めます。
- ② 校区コミュニティ活動をより活発にするため、市民がコミュニティの一員として、地域社会に関心を持つとともに、校区コミュニティ推進協議会の役割について理解を深め、地域の課題に即した活動に取り組めるように支援します。
- ③ 校区コミュニティ推進協議会が相互に交流し、情報共有や連携を進め、コミュニティリーダーを育成します。

(2) 多文化共生の推進 632

- ① 外国籍住民との意見交換をする機会を設け、外国籍住民と日本人の多文化共生を推進します。
- ② 多言語で表記した「外国人のための生活ガイドブック」や、やさしい日本語を活用した「生活情報誌」などにより外国籍住民に必要な情報を提供していきます。

(3) 国際交流の推進 633

- ① 国際交流協会を支援し、同協会に所属する外国籍住民に地域活動への参加を促し、コミュニケーションの場を広げていきます。
- ② 国際交流協会と役割を分担しながら、姉妹都市ポリルア市と交流事業を進め、グローバル社会に対応できる人材を育成します。

(4) 総合的な離島振興 634

- ① アートの島の魅力を発信し、交流人口を増やすことで新たなビジネスチャンスを広げます。遊休農地を活用して島の特産品の開発とブランド化を目指します。
- ② 「島を美しくつくる会」と行政が連携して、移住者向けの情報を提供します。空家活用を促進するなど、移住者の受入れ環境の整備を進めます。
- ③ 島内の良好な生活環境の維持・改善のため、関係者と連携して来島者に守ってほしい島内のルールをつくり、急増する観光客に啓発します。

協働のまちづくりの考え方

地域が自立し、住みやすい社会を維持するため、行政だけでは解決できない地域の課題解決に住民自らが主体的に取り組むことができる体制を普及させるとともに、必要に応じてこれらの取り組みを行政が支援します。

佐久島は、島民が構成する各種団体と行政が連携して、島を活性化し、定住人口を増やすための環境整備を進めます。

外国籍住民との交流を積極的に行い、情報共有と相互理解を深め、多文化共生社会を実現していきます。



市民・団体・
事業者の役割

まちづくりの担い手として、各校区のコミュニティ推進協議会の活動に積極的に参加し、行政だけでは対応できない地域課題の解決に主体的に取り組み、地域の連帯感を深めます。

「島を美しくつくる会」をはじめとする島内の団体が連携して、景観づくりや伝統文化の継承、活動後継者の育成、移住希望者の受け入れ窓口など幅広い活動に努めます。

国際交流協会は多文化共生の推進母体として、外国人と日本人との架け橋になるような活動を推進します。



行政の役割

校区コミュニティ推進協議会が活性化するように支援します。

佐久島振興課が窓口となって、島民や島を美しくつくる会などと連携して活動できる環境を整備します。

4 行財政運営

主な実績

- 行財政改革推進計画（第4次実行計画）に基づく補助金の見直しなど、105件の改革に取り組み、約30億円の削減効果をあげました。また、公開事業診断^{*1}や事務事業評価^{*2}にも取り組みました。
- 公共施設再配置計画に基づいて策定した実施計画（2014-2018）を踏まえて、効率的で効果的な施設の再配置を進めています。
- 合併初年度に策定した定員適正化計画の目標以上（約150人）の職員を削減するとともに、職員の資質を高めるための研修を充実しています。
- 市外企業の誘致と市内企業の流出防止を積極的に進め、平成25年度から28年度までに県内有数の48件の実績をあげました。
- 住基・税などの基幹システムをメインフレームからオープンシステム^{*3}に再構築し、毎年の運用コストを削減できました。

今後の課題

- 行財政改革は適切に推進しているものの、今後も厳しい財政状況であるため、より業務の効率化と部局が連携した取り組みが必要です。
- 権限移譲に対応するため、専門的な知識を持つ人材の確保や育成が必要です。
- 合併による地方交付税算定替えの特例措置^{*4}が縮減されていくため、予算の選択と集中が一層求められていきます。
- 公共施設再配置基本計画に基づく取り組みを推進して、効率的・効果的な施設の維持・管理・運営・配置を推進することが必要です。また、官民連携手法^{*5}の推進については、市民の理解を得ながらその在り方を再整理することが課題です。
- 質の高い住民サービスを提供するため、職員の計画的な採用と専門的な人材を育成することが必要です。
- 企業誘致などを推進するため、企業からの用地ニーズに速やかに対応できるよう企業用地を確保することが必要です。
- 行財政改革実行計画や事務事業評価の実施が過大な事務負担とならないように、効率的な策定方法を検討することが必要です。
- より効率的な行財政運営のために、システム化や行政組織の再編などを進めることが必要です。

目指す姿（生活像）と目標指標

- 地域の力を結集したまちづくりが進み、コミュニティ活動も活発になっています。
- 市民が市財政に関する情報に関心を高め、現状や将来展望などの情報の共有化が図られています。

指標名	策定時実績値	中間年		目標値
	H25（2013）年	目標値	H28年実績値	H34（2022）年
行財政改革推進計画の取組事項の進捗率	96.8%	100%	98%	100%
市職員の対応が良いと思う市民割合	54.2%	60%	58.1%（H29）	65%
市民ニーズに応じた行政サービスがなされていると思う市民割合	33.7%	45%	31.9%（H29）	55%

^{*1} **公開事業診断** 市民サービスの向上や事務事業の効率化を図り、事業の見える化、市政への市民参加の機会の提供などを推進するために、市民により事業を評価する仕組み

^{*2} **事務事業評価** 限られた行政の財源、人員等を最大限に有効活用することを目的とした、事務の改善や効率化を常に意識するために、事業の必要性や目的を明確化、事業の活動に対して得られる成果などを把握して、改善を行っていくこと。

^{*3} **オープンシステム** さまざまなメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせて構築されたコンピュータシステム。各社が外部仕様を公開することで実現されている。価格や性能を比べて最も良い製品を組み合わせることができるというメリットがあります。

施策の内容

施策コード 641-646

(1) 地方分権改革への対応 641

- ① 地方分権改革による権限の増大化と責任の重大化に適切に対応するため、市民ニーズを把握するとともに業務遂行に係る人材の育成と確保を進めます。

(2) 行財政改革の推進 642

- ① 合併によって集約された地域資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を効率的・効果的に活用し、安定した行財政運営を確立するとともに、無駄を省いた事業執行と質の高い行政サービスを推進します。
- ② 公共下水道の企業会計化を着実に進めます。
- ③ 行政評価委員会^{*6}を一層周知するとともに、市民の理解と協力を得た行政運営を推進します。
- ④ 自主財源の根幹となる市税への理解を深め、納税意識を高めてもらうために啓発します。

(3) 公共施設再配置^{*7}の推進 643

- ① 西尾市公共施設再配置実施計画に基づき、事業を推進するとともに、引き続き第2次西尾市公共施設再配置実施計画を策定し、効率的・効果的な施設の維持・管理・運営・配置を実現します。
- ② ファシリティマネジメント（FM）^{*8}の考え方に基づいた再配置を推進するため、官民連携の可能性を探りながら、公共施設の長寿命化や利用者負担の見直し、市有財産の効率的運用など、さまざまな取り組みを展開します。
- ③ 西尾市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に効率化かつ効果的な公共施設などの整備・更新や維持管理を行い、次世代への負担を減らします。

(4) 職員の意識・資質の向上 644

- ① 合併後の職員定員管理の適正化を図り、合併のスケールメリットを発現させます。
- ② 多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、より専門的知識を持った人材育成と職員の資質向上を図ります。

(5) 安定財源の確保 645

- ① 企業誘致などを積極的に進め、税収を確保します。
- ② 適正な債権管理により財源を確保します。
- ③ 売却可能財産の処分や公有財産の貸付けなどにより財源を確保します。
- ④ ふるさと納税制度を推進し、財源を確保します。

(6) 効率的な行財政運営 646

- ① 経費負担の在り方や行政効果などを十分精査することにより、民間活力の導入や補助金などの整理合理化を進め、財政運営の効率化を推進します。
- ② 情報システムの統廃合など、情報システムの最適化を推進します。
- ③ マイナンバー制度^{*9}を活用した各種オンライン手続きなど、ICTを活用した住民サービスを提供します。
- ④ 時代に合わせて行政組織を柔軟に見直し、多様化・高度化する行政課題に的確に対応できる編成とします。また、地域住民の身近なサービス拠点である支所と本庁の連携を強化し、質の高い住民サービスを提供します。
- ⑤ 多様化する広域的な課題について、県や周辺自治体と連携・補完しながら、より効率的な広域行政を進めます。

用語解説

***4 地方交付税算定替えの特例措置** 合併後の市町村に交付すべき普通交付税について、合併年度とこれに続く5年度については合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定することとし、その後5年度については激変緩和期間としていること。

***5 官民連携手法** 行政が独占していた公共サービスについて、官と民が協力して、コスト削減のためだけではなく、課題の解決や質の向上のために取り組む動き。【官民連携手法の例】指定管理者制度、包括的民間委託、PFI、DBO、コンセッション、コンバージョン

***6 行政評価委員会** 市政の公平性や信頼性を高め、開かれた市政の推進を図ることを目的とし、市への苦情に対する処理に不満が残る事柄について申立てに基づき公正中立の立場で調査を行い、市に間違いがあればそれを正しく直すように、申立人に代わり市に対して意見を述べる役割を持つ組織

協働のまちづくりの考え方

市民と行財政運営の情報について共有できるような環境を充実させ、市民はできるだけ自助、互助による地域生活を維持します。また、行政は、単にコスト削減のために NPO やボランティア団体を活用するのではなく、市民・諸団体の自主的な活動を補完します。このように市民とともに、真に協働する行政が実現できるような取り組みを目指します。



市民・団体・
事業者の役割

市民それぞれが地域のために何ができるのかを考え、市や市民全体の将来を築いていくための活動を行います。また、そのような環境づくりを市に要望することにより、自らが考え、行動できるようになることを目標とします。それぞれの団体や業界の利益だけでなく、市の発展に寄与する活動を行います。また、行政からの助成を求めない活動を行うことにより、団体としての自立を目指します。

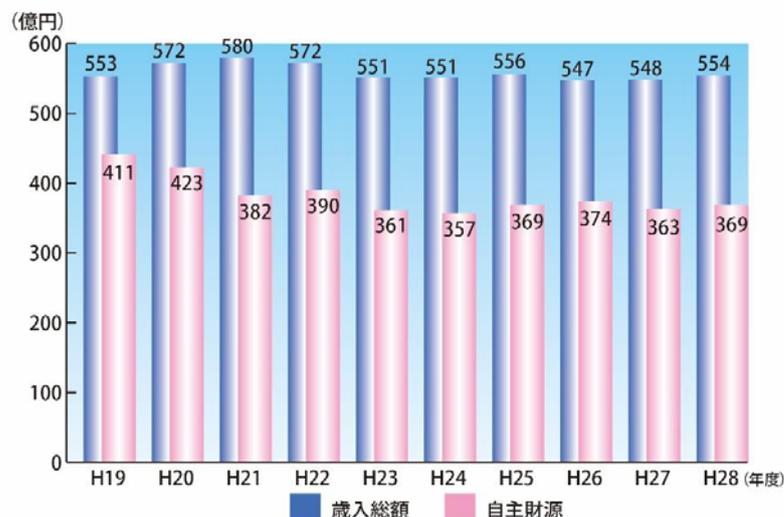


行政の役割

さまざまな機会を通じて行財政運営に関わる情報を収集し、分析します。更に今後の予測を行い、市民と情報を共有しながら政策を立案します。また、政策立案にあたっては、従来の方針にとらわれることなく、市民の意向を確認しながら進めます。



●歳入の状況(普通会計決算)



出典：地方財政状況調査

資料編

第7次西尾市総合計画 後期計画 施策の体系コード表

章（1桁）	項（2桁）	ページ	施策内容（3桁）	コード
1 活力と魅力あふれる産業づくり 《産業振興分野》	1 観光	21	(1) 観光ルートの整備、観光交流圏づくり	111
			(2) 観光メニューの創出	112
			(3) 西尾の魅力のPR	113
			(4) 佐久島観光の推進	114
	2 地域ブランド	23	(1) 地域産品の発掘と開発	121
			(2) 地域ブランドの浸透・PR	122
	3 商業	25	(1) 商業経営環境の強化	131
			(2) 商業基盤の整備	132
			(3) 商店街の活性化	133
			(4) 起業・創業の支援	134
	4 農・水産業	27	(1) 特色ある農・水産業の展開	141
			(2) 農・漁業経営環境の強化	142
			(3) 生産基盤の整備・維持管理	143
			(4) 担い手の育成	144
	5 工業・新産業・雇用	29	(1) 市外企業の誘致及び市内企業の流出防止策	151
(2) 雇用の確保			152	
(3) 雇用環境の整備			153	
2 利便性と快適性を高める基盤づくり 《社会基盤分野》	1 道路	33	(1) 幹線道路の整備	211
			(2) 生活道路の整備	212
	2 災害対策	35	(1) 情報収集・伝達体制の充実	221
			(2) 地震・津波対策の推進	222
			(3) 水害・土砂災害対策の推進	223
	3 公共交通	37	(1) 総合交通体系の確立	231
			(2) 鉄道の維持・利便性の向上	232
			(3) バスの維持・利便性の向上	233
			(4) 渡船の維持・利便性の向上	234
	4 市街地	39	(1) 市街地整備の推進	241
			(2) 地域特性を生かした景観形成	242
			(3) 市営住宅の活用と維持管理	243
	5 上水道	41	(1) 安心できる水道水の供給	251
			(2) 安定的な水道水の供給	252
			(3) 次世代につなぐ水道事業運営	253
			(4) 環境にやさしい水道	254
			(5) 利用者のサービス向上	255
	6 下水道	43	(1) 公共下水道（污水）と農業集落排水の適切な維持管理の推進	261
(2) 適切な汚水処理の推進			262	
(3) 公共下水道（雨水）の整備促進			263	

章(1桁)	項(2桁)	ページ	施策内容(3桁)	コード
3 地域を支える文化 と人を育む環境 づくり 《子育て・ 教育・文化・ スポーツ分野》	1 子育て	47	(1) 多様なニーズに応じた子育て支援	311
			(2) 保育の充実	312
			(3) 子どもの居場所づくり	313
			(4) 未婚・晩婚対策	314
	2 学校教育	49	(1) 教育内容の充実	321
			(2) こころの教育の充実	322
			(3) 学校施設・設備等の整備	323
			(4) 発達障害等への対応	324
			(5) 学校給食の充実	325
	3 生涯学習	51	(1) 学習機会の充実	331
			(2) 生涯学習拠点機能の充実と施設整備	332
			(3) 学習成果の地域還元	333
			(4) 図書館の充実	334
	4 歴史文化	53	(1) 市民文化の創造と芸術文化活動の推進	341
			(2) 文化施設の整備	342
			(3) 文化財・史跡の保全・活用	343
			(4) 文化財の調査・保護	344
			(5) 市史の編さん	345
	5 スポーツ	55	(1) 地域における健康づくりやスポーツ活動の活性化	351
			(2) スポーツ施設の整備・利用促進	352
			(3) 競技スポーツの振興	353
6 青少年健全 育成	57	(1) 家庭教育の充実	361	
		(2) 地域の教育力の向上	362	
		(3) 子ども・若者の育成支援	363	
4 安心できる暮らし を支える健康・ 福祉のまちづくり 《健康・ 福祉分野》	1 地域医療	61	(1) 地域医療体制の充実	411
			(2) 市民病院の充実	412
			(3) 医師・看護師の確保・育成	413
	2 健康づくり	63	(1) 地域における健康づくりの推進	421
			(2) 母子保健の充実	422
			(3) 成人保健の充実	423
			(4) 感染症対策の推進	424
			(5) 自殺防止に対する啓発の推進	425
	3 高齢者福祉	65	(1) 地域におけるケアや支え合いの推進	431
			(2) 高齢者福祉施設の整備	432
			(3) 介護サービスの充実	433
			(4) 介護予防と生きがいづくり	434
	4 障害者福祉	67	(1) 療育・教育、保健・医療の充実	441
			(2) 安全・安心と住まい、移動手段の確保	442
			(3) 人権・権利擁護の推進	443
			(4) 福祉サービスの充実と相談体制の整備	444
			(5) 協働による福祉のまちづくり環境整備	445
	5 社会保障	69	(1) 地域福祉の推進	451
			(2) 国民健康保険・高齢者医療・国民年金の適正運営	452
			(3) 低所得者への自立支援	453
			(4) 福祉医療の充実	454
	6 消費者保護	71	(1) 相談体制の充実	461
			(2) 消費者への啓発	462
			(3) 消費者団体への支援	463

章（1桁）	項（2桁）	ページ	施策内容（3桁）	コード	
5 安全とつながりのある環境づくり 《自然環境・生活分野》	1 公園・緑地	75	(1) 公園の整備	511	
			(2) 公園の維持管理と利用促進	512	
			(3) 緑地の保全及び緑化の推進	513	
	2 自然環境	77	(1) 海や川、山の保全と適正管理	521	
			(2) 自然とふれあう機会の創出	522	
			(3) 生物多様性の確保	523	
	3 河川・海岸	79	(1) 河川の改修・整備	531	
			(2) 海岸・港の整備と活用	532	
	4 地球環境	81	(1) 新たなエネルギーの利用促進	541	
			(2) 市民による環境活動の推進	542	
			(3) 省エネ生活の推進	543	
	5 環境衛生	83	(1) ごみの減量・資源化	551	
			(2) ごみの適正処理	552	
			(3) 最終処分場の適正管理	553	
			(4) 火葬場の適正管理	554	
			(5) 公害対策の推進	555	
	6 防災	85	(1) 防災意識の高揚	561	
			(2) 地域防災力の強化	562	
			(3) 避難行動要支援者対策	563	
			(4) 災害発生時に備えた減災・復旧対策	564	
	7 防犯・交通安全	89	(1) 防犯・交通安全意識の高揚	571	
			(2) 地域の安全活動の推進	572	
			(3) 犯罪被害者支援及び暴力追放運動の推進	573	
			(4) 空家等の適正管理の促進	574	
	8 消防	91	(1) 消防力の強化	581	
			(2) 救急救命体制の充実	582	
			(3) 火災予防対策の推進	583	
	6 市民と行政が共に考え、行動するまちづくり 《市民・行政分野》	1 市民協働	95	(1) 市民活動・ボランティア活動の推進	611
(2) 市民意見のまちづくりへの反映				612	
(3) 男女共同参画社会の推進				613	
2 情報共有		97	(1) 広報広聴の充実	621	
			(2) 個人情報保護とセキュリティ対策の強化	622	
			(3) 情報公開	623	
3 コミュニティ		99	(1) 地域活動の推進	631	
			(2) 多文化共生の推進	632	
			(3) 国際交流の推進	633	
			(4) 総合的な離島振興	634	
4 行財政運営		101	(1) 地方分権改革への対応	641	
			(2) 行財政改革の推進	642	
			(3) 公共施設再配置の推進	643	
			(4) 職員の意識・資質の向上	644	
			(5) 安定財源の確保	645	
			(6) 効率的な行財政運営	646	
6		35		128	

第7次西尾市総合計画 後期計画 目標指標一覧表

章	項	ページ	目標指標	策定時実績値	中間年		目標値
				H25 (2013)年	目標値	H28年実績値	H34 (2022)年
1 産業振興分野	1 観光	20	一色さかな広場年間来場者数	794,200人	-	741,700人	850,000人
			西尾市越の農園年間来園者数	794,420人	-	756,414人	850,000人
			道の駅にしお岡ノ山年間来駅者数	488,632人	510,000人	508,183人	550,000人
			年間佐久島渡船乗船人数	182,000人	207,000人	255,649人	260,000人
	2 地域ブランド	22	東京での物産展における「西尾市」の知名度	38.1%	45%	34.0%	50%
			西尾の特産品を3つ以上知っている市民の割合	67.8%	75%	67.1% (H29)	80%
	3 商業	24	創業支援セミナー参加者延数	71人	105人	36人	120人
			空き店舗活用数	2店舗	4店舗	0店舗	6店舗
	4 農・水産業	26	宅配サービス実施店舗数	0店舗	10店舗	64店舗	100店舗
			農地利用権設定率	37%	50%	44%	60%
			ほ場整備事業等実施面積	4,740ha	4,770ha	4,762ha	4,828ha
			農業経営士数	94人	104人	83人	114人
			漁業士数	17人	20人	16人	23人
			食育に関する行動や活動をしている市民の割合	16%	30%	23.8%(H29)	60%
	5 工業・新産業・雇用	28	地元産の農水産物を優先して購入している市民の割合	58.1%	65%	54.5% (H29)	70%
製造品出荷額等			12,610億円	14,900億円	13,481億 (H26)	16,900億円	
優遇制度利用累計件数			16件	30件	87件	160件	
仕事と仕事以外の生活の調和が保たれていると思う市民割合			60%	60%	58.2% (H29)	60%	
2 社会基盤分野	1 道路	32	市内で働く人数	47,169人	-	47,906人	49,000人
			市道の改良延長	1,144km	1,184km	1,237km	1,252km
			都市計画道路の整備状況	65%	67%	67% (H27)	70%
			交通量混雑度（県道豊田一色線、桜町2丁目観測地点）	1.96	1.8	2.06 (H27)	1.5
	2 災害対策	34	交差点改良（右折車線の設置）の必要な箇所	16か所	13か所	14か所	10か所
			移動系無線機整備数	114台	196台	191台	191台で完了
			飲料水兼用耐震性貯水槽整備数	6基	11基	10基	10基で完了
	3 公共交通	36	自主防災会活動への参加率	36.2%	50%	41.3% (H29)	70%
			家庭で食料や飲料水等の備蓄をしている割合	53.5%	65%	51.1% (H29)	75%
			名鉄西尾・蒲郡線年間利用者数	3,071千人	3,137千人	3,358千人	3,673千人
			六万石ぐるりんバス年間利用者数	82千人	95千人	116千人	198千人
			いこまいか一年間利用者数	-	-	1,155人	1,680人
	4 市街地	38	路線バス年間利用者数	617千人	617千人	527千人	617千人
			日常生活で移動に不便を感じている市民の割合	39.9%	35%	41.5% (H29)	30%
			市街地における面的整備率	8.4%	9.6%	9.1%	9.8%
木造市営住宅の戸数			55戸	0戸	16戸	0戸	
5 上水道	40	耐用年数を経過した市営住宅戸数の割合	41%	49%	46%	32%	
		住み続けたいと思う市民割合	78%	80%	81% (H29)	85%	
		ポンプ場耐震施設率	61.1%	100%	97.4%	100%	
		配水池耐震施設率	68.6%	92%	76.6%	92%	
		重要管路耐震化率	30.1%	-	42.1%	58.7%	
6 下水道	42	安心して水道が利用できると思う市民の割合	89.6%	91%	92.1% (H29)	92%	
		節水に努めている市民の割合	79.1%	81%	78.7% (H29)	83%	
		汚水処理人口普及率	76%	86%	90%	100%	
		下水道整備率	53%	72%	82%	100%	
			浸水対策達成率	37%	38%	40%	41%
			下水道接続率（水洗化率）	76%	83%	80%	90%

序 第1編
論 編

基本構想 第2編

基本計画 第3編

産業振興 第1章

社会基盤 第2章

文化育・て・ス・ポ・教育ツ・ 第3章

健康・福祉 第4章

自然環境・生活 第5章

市民・行政 第6章

資料編

章	項	ページ	目標指標	策定時実績値	中間年		目標値	
				H25 (2013)年	目標値	H28年実績値	H34 (2022)年	
3 子育て・教育・文化・スポーツ分野	1 子育て	46	ファミリー・サポート・センター会員数	617人	770人	927人	1,020人	
			長時間保育の実施件数	31園	35園	32園	35園	
			仕事と子育てが両立しやすいと感じる市民割合	42.9%	50%	42.7% (H29)	60%	
			児童クラブの定員数	693人	750人	1,185人	1,230人	
	2 学校教育	48	小中学校トイレ改修	20%	65%	54%	100%	
			きめ細かな学習指導(少人数学級)	小学1、2年 中学1年	小学1、2、3年 中学1年	小学1、2、3年 中学1年	小学1、2、3年 中学1、2年	
	3 生涯学習	50	生涯学習講座受講者数	3,275人	3,600人	4,436人	4,000人	
			生涯学習講座受講の満足度	73%	80%	96%	97%	
			図書館資料の貸出・返却可能施設数	10か所	18か所	20か所	26か所	
			図書館貸出カード登録者数	40,500人	—	43,913人	45,000人	
	4 歴史文化	52	図書館利用者の満足度	54.3%	65%	52.1% (H29)	75%	
			文化振興団体登録数	196団体	220団体	210団体	250団体	
			岩瀬文庫入館者数	29,696人	33,000人	31,487人	35,000人	
			にしお本まつり参加者数	6,013人	7,000人	5,158人	8,000人	
	5 スポーツ	54	日頃から芸術文化に親しみを持っている市民の割合	37%	40%	38% (H29)	45%	
			地域の歴史文化に関心のある市民の割合	34%	40%	38% (H29)	45%	
			総合型地域スポーツクラブ	4クラブ	—	4クラブ	5クラブ	
			リーダーズバンク登録事業	—	15人	—	30人	
			スポーツ教室参加者の推移	市主催	1,800人	1,575人	848人	900人
				民間委託	0人	425人	653人	1,450人
	総合型地域スポーツクラブ加入者	1,708人	2,240人	2,265人	2,800人			
	6 青少年健全育成	56	スポーツ施設利用者数 但し学校開放分は含まず	利用者総数 1,452,126人	1,541,461人	1,893,635人	2,000,000人	
			市民一人あたり 利用回数	8.8回	9.4回	11.1回	11.7回	
4 健康・福祉分野	1 地域医療	60	寺子屋にしお開設数	7教室	10教室	11教室	13教室	
			おやじの会設置数	16団体	20団体	16団体	23団体	
			家庭教育学級事業(おやじの会応援ルーム)参加者数	10,625人	13,000人	18,881人	19,000人	
			市民病院が充実していると思う市民の割合	31%	45%	24% (H29)	60%	
			市民病院と医療連携を行っている市内の医療機関の割合	90%	100%	93%	100%	
			市民病院医師数	51人	—	46人	61人	
	2 健康づくり	62	市立看護専門学校卒業生の地域の医療機関への就職数	27人	40人	16人	40人	
			かかりつけ医がいる市民の割合	68%	75%	73% (H29)	80%	
			休日や夜間などの緊急時に受診するにあたり、地域の医療体制に不満を感じたことがある市民の割合	45%	35%	46% (H29)	25%	
			子宮頸がん検診推計受診率	24%	27%	22%	29%	
			乳がん検診推計受診率	19.3%	21%	18.3%	22%	
			大腸がん検診推計受診率	18.6%	22%	21.3%	28%	
	3 高齢者福祉	64	3歳児でむし歯のない子の割合	79.3%	85%	85.6%	90%	
			自殺者数	37人	35人	24人	24人	
			高血糖者のうち未治療者の割合	51.2%	49.7%	41.2% (H27)	21.0%	
	4 障害者福祉	66	認知症サポーター数	2,372人	3,872人	8,692人	14,000人	
			老人クラブ加入者数	17,165人	17,200人	14,753人	17,200人	
	5 社会保障	68	シルバー人材センター会員数	1,200人	1,300人	1,108人	1,400人	
			グループホーム・ケアホームの施設数	18か所	19か所	21か所	24か所	
			訪問系サービス事業所	14か所	15か所	11か所	16か所	
	6 消費者保護	70	障害者(児)施策・サービスについての満足度	47.6%	55%	8.4% (H29)	60%	
			ボランティア活動に参加している割合	18.8%	24%	17.1% (H29)	30%	
			国民健康保険税収納率	92%	93%	95%	96%	
6 消費者保護	70	国民健康保険税口座振替率	69%	72%	73%	75%		
		国民健康保険特定健康診査実施率	35%	—	40%	60%		
6 消費者保護	70	一週間の消費生活相談の時間数	12時間	12時間	35時間	35時間		

章	項	ページ	目標指標	策定時実績値	中間年		目標値
				H25 (2013) 年	目標値	H28 年実績値	H34 (2022) 年
5 自然環境・生活分野	1 公園・緑地	74	公園・緑地配置箇所数	54 箇所	60 箇所	63 箇所	65 箇所
			西尾市は公園・緑地が充実していると思う市民割合	44.6%	51%	41.0% (H29)	52%
			市民協働による公園管理箇所数	8 箇所	13 箇所	14 箇所	18 箇所
			公園・緑地の維持管理に参加している市民割合	10.9%	15%	10.5% (H29)	20%
	2 自然環境	76	いきものふれあいの里自然観察会など開催回数	33 回	40 回	31 回	45 回
			三河湾の水質状況（西尾沖 6 地点 COD 平均値）	3.4mg/ℓ	2mg/ℓ	2.9mg/ℓ	2mg/ℓ
			いきものふれあいの里利用者数	12,500 人	14,300 人	16,691 人	17,000 人
	3 河川・海岸	78	矢作川左岸堤防リフレッシュ事業整備率	63%	100%	100%	完了
			二の沢川水辺プラザ事業整備率	76%	100%	90%	100%
			河川防災ステーション整備事業整備率	0%	100%	0%	100%
			寺津漁港海岸地震対策事業整備率	0%	50%	15%	100%
			寺津漁港防潮扉整備事業整備率	0%	100%	100%	完了
			川と海のグリーン大作戦参加者数	3,100 人	3,500 人	3,100 人	4,000 人
	4 地球環境	80	太陽光発電の普及	2,300 件	4,000 件	6,290 件	7,550 件
			太陽光発電設備導入容量	—	—	74,300kW	111,450kW
			温室効果ガス排出量	—	—	1,630.5 千 t-CO2 (H25)	1,506.6 千 t-CO2
	5 環境衛生	82	市民一人一日当たりのごみ排出量	1,037 g	—	1,036 g	1,034 g
			リサイクル率	14.9%	—	15.6%	17.4%
			処理しなければならない市民一人一日当たりのごみ量	900 g	—	920 g	901 g
	6 防災	85	単位自主防災組織の訓練実施率	67.5%	80%	62.7%	90%
			校区自主防災会連絡協議会訓練実施率	72%	95%	76%	100%
			狭あい道路の整備件数	50 件	60 件	64 件	70 件
			家具固定等の災害対策を行っている世帯割合	37.1%	50%	35.2% (H29)	70%
			地域の標高や災害ごとの避難所等を把握している市民割合	65.4%	80%	71.2% (H29)	100%
	7 防犯・交通安全	88	犯罪発生件数	2,077 件	1,900 件	1,044 件	1,000 件
			交通事故発生件数	5,052 件	4,800 件	5,279 件	4,600 件
			犯罪が少ないという理由で本市に住み続けたいと思う市民の割合	13.8%	16%	13.5% (H29)	19%
	8 消防	90	消防水利（消火栓）の設置数	1,703 柱	1,707 柱	1,753 柱	1,813 柱
消防水利（防火水槽）の設置数			383 基	—	383 基	389 基	
普通救命講習会の受講者数			10,462 人	22,000 人	16,843 人	32,000 人	
住宅用火災警報器の普及率			70.2%	80%	82.6%	90%	
6 市民・行政分野	1 市民協働	94	にしろ市民活動情報サイト登録団体数	92 団体	200 団体	135 団体	300 団体
			審議会等への女性の登用率	20%	30%	24%	40%
			市民活動センター利用登録団体数	107 団体	200 団体	167 団体	250 団体
			地域活動やボランティア・NPO 活動に参加したい市民割合	33%	35%	28% (H29)	40%
			日常生活や社会において男女が平等であると感じる市民割合	55%	60%	51% (H29)	65%
	2 情報共有	96	ホームページの閲覧件数	1,700,531 件	1,900,000 件	3,102,886 件	4,200,000 件
			「広報にしお」の満足度	50.1%	—	49.8%	55.0%
	3 コミュニティ	98	佐久島移住者相談窓口数	2 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
			外国人生活支援相談窓口数	1 箇所	2 箇所	1 箇所	3 箇所
			地域間での交流が活発に行われていると考える市民割合	36%	40%	35% (H29)	45%
	4 行財政運営	100	佐久島移住者数	15 人	20 人	29 人	30 人
			行財政改革推進計画の取組事項の進捗率	96.8%	100%	98%	100%
市職員への対応が良いと思う市民割合			54.2%	60%	58.1% (H29)	65%	
市民ニーズに応じた行政サービスがなされていると思う市民割合			33.7%	45%	31.9% (H29)	55%	

諮問

西 企 第 4 9 号
平成 29 年 10 月 2 日

西尾市総合計画審議会 様

西尾市長 中 村 健

第 7 次西尾市総合計画中間見直し案について（諮問）

第 7 次西尾市総合計画中間見直し案について、貴審議会の意見を求めます。

答申

平成 30 年 1 月 29 日

西尾市長 中 村 健 様

西尾市総合計画審議会
会 長 千 頭 聡

第 7 次西尾市総合計画中間見直し案について（答申）

平成 29 年 10 月 2 日付西企第 49 号で諮問のありました第 7 次西尾市総合計画中間見直し案について、審議を行った結果、適当であるとの結論を得ましたので答申します。

なお、市長におかれましては、審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ第 7 次西尾市総合計画後期計画を推進されるよう要望します。

別添

- 1 第 7 次西尾市総合計画後期計画（案）
- 2 西尾市総合計画審議会意見一覧

第7次西尾市総合計画中間見直しの経過

1 中間見直しの概要

第7次西尾市総合計画（計画期間H25～34年度）が中間年度を迎えるにあたり、施策の実施状況等を評価するとともに、社会経済情勢の変化を踏まえ施策内容を改める等、基本計画部分を中心に見直しを実施する。

2 庁内体制

- (1) 策定委員会（庁内の意思決定組織）・・・副市長、部長級全員、次長級の一部（危機管理局長、会計管理者、監査委員事務局長）18人
経過・・・第1回 平成29年8月14日
第2回 平成29年9月25日
第3回 平成29年11月13日
第4回 平成30年1月22日
- (2) 策定担当者会議・・・課長補佐、主任主査級 54人
経過・・・全体会議 平成29年7月4日（以降、メールのやり取りを中心に随時、各課と計画案の内容を協議）

3 市民参画

- (1) 市民意識調査
調査期間・・・平成29年7月21日～平成29年8月8日
調査対象・・・住民基本台帳をもとに16歳以上の市民から無作為抽出
3,000人
調査方法・・・郵送による配布、回収
回収状況・・・【配布数】3,000票、【有効回収数】1,111票【有効回収率】37%
- (2) 市民モニター
市民意識調査の中から希望者に計画改訂への意見をいただく市民モニターとして登録していただき、郵送やEメールのやりとりで意見を聴取
登録者数・・・122人
モニター期間・・・平成29年9月26日～平成29年10月16日
提出意見・・・51人 127件
- (3) パブリックコメント
意見募集期間・・・平成29年12月16日～平成30年1月15日
閲覧場所・・・本庁、支所、公民館、ふれあいセンター、図書館、佐久島出張所及び市ホームページで閲覧可能
周知方法・・・12月16日号の広報、市ホームページ
提出意見・・・1人 2件

4 総合計画審議会

- 西尾市総合計画審議会規程に基づき17人で構成
- 経過・・・第1回 平成29年10月2日（諮問）
第2回 平成29年11月21日
第3回 平成30年1月29日（答申）

総合計画の沿革

- 第1次 昭和40年10月策定
- 第2次 昭和47年8月策定 「人間性豊かな住みよい都市」
- 第3次 昭和54年2月策定 「人間性豊かな文化都市」
- 第4次 昭和61年3月策定 「人間性豊かな文化都市」
- 第5次 平成8年3月策定 「ひと、まち、自然、文化が煌めく快適交流都市」
- 第6次 平成18年3月策定 「次代をみつめる創造のまち 西尾」
- 第7次 平成25年3月策定 「自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾」
- 第7次 後期計画 平成30年3月策定

西尾市総合計画審議会規程（昭和40年2月1日規程第2号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、西尾市附属機関に関する条例（昭和39年西尾市条例第16号）第3条の規定に基づき、西尾市総合計画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

- 第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 市教育委員会の委員
 - (2) 市農業委員会の委員
 - (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
 - (4) 知識経験を有する者
 - (5) その他市長が別に定める者

（会長）

- 第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

（委員）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（顧問）

- 第5条 審議会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は市長が委嘱する。
- 3 顧問は審議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

（会議）

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（部会）

第7条 審議会に調査及び審議のため必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

（専門員）

- 第8条 審議会に専門員を置き専門の事項を調査させることができる。
- 2 専門員は、市の職員その他適当と認める者のうちから市長が任命する。

（事務局）

第9条 審議会の事務局は、企画部企画政策課に置く。

（委任）

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 略

改正（最終）

平成23年4月1日施行

西尾市総合計画審議会 委員名簿 (平成30年1月29日現在／敬称略)

NO	規程	区分	団体名等	氏名	備考
1	1号委員	教育委員会	西尾市教育委員会	杉浦 義浩	
2	2号委員	農業委員会	西尾市農業委員会	石川 喜久雄	
3	3号委員	公共的団体	西尾市体育協会	辻村 和敏	
4			西尾文化協会	榊原 康三	
5			西尾市子ども会育成連絡協議会	植田 康裕	
6			西尾市障害者福祉団体連合会	中村 行男	
7			西尾市医師会	山本 宏明	
8			西尾市社会福祉協議会	和田 知之	
9			西尾市老人クラブ連合会	井関 公宏	
10			西尾商工会議所	杉田 芳男	
11			西三河農業協同組合	名倉 正裕	
12			西三河漁業協同組合	石川 真二	
13			西尾青年会議所	河合 恒一	
14			西尾市観光協会	鳥山 欽示	
15			ばらネット	山崎 裕子	
16			代表町内会長	中野 喜明	
17	4号委員	知識経験者	日本福祉大学教授	千頭 聡	会 長

西尾市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 西尾市総合計画の策定のため、西尾市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画の原案の調整及び決定
- (2) 総合計画策定に関する重要事項の決定

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長に第1副市長、副委員長に第2副市長を充て、委員は市長が命ずる者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 策定委員会は、必要に応じ関係職員を出席させることができる。

(策定担当者会議の設置)

第6条 策定委員会の補助機関として、策定担当者会議を設置する。

2 策定担当者会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画の原案の策定
- (2) 総合計画策定に関する必要事項の調査及び検討

3 策定担当者会議は会長、副会長及び構成員をもって組織する。

4 会長に企画政策課長、副会長に企画政策課長補佐を充て、構成員は原則として課長補佐又は主任主査の中から、各所属長の推薦により、企画部長が選任する。

(策定担当者会議の会議)

第7条 策定担当者会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 策定委員会及び策定担当者会議の事務局は、企画部企画政策課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 略

改正（最終）

平成29年11月1日施行

西尾市総合計画策定委員会 名簿

H29.11.1 現在

職名	氏名	備考
副市長	長島 幹城	委員長
企画部長	近藤 芳英	委員
総務部長	渡辺 裕介	委員
資産経営戦略局長	長谷 義弘	委員
健康福祉部長	山崎 悟	委員
子ども部長	青山 秀樹	委員
地域振興部長	荒川 達彦	委員
産業部長	金原 英樹	委員
環境部長	永谷 和夫	委員
建設部長	渡邊 之稔	委員
上下水道部長	市川 光	委員
市民病院事務部長	尾崎 健治	委員
議会事務局長	岩瀬 幸雄	委員
教育部長	岩瀬 美貴徳	委員
消防長	太田 孝行	委員
危機管理局长	小塚 義人	委員
会計管理者	高津 明仁	委員
監査委員事務局長	平井 隆文	委員

総合計画策定担当者会議名簿

課名	職名	氏名	備考
企画政策課	課長	齋藤 武雄	会長
企画政策課	課長補佐	本田 正浩	副会長
企画政策課	主任主査	蛭川 洋行	
秘書課	課長補佐	神谷 哲弘	
人事課	主任主査	手嶋 雅美	
情報システム課	課長補佐	築瀬 尚史	
総務課	主任主査	天野 昌洋	
財政課	課長補佐	青山 英夫	
税務課	課長補佐	筒井 清人	
収納課	課長補佐	鈴木 正良	
資産経営戦略課	課長補佐	山口 浩和	
危機管理課	課長補佐	高須 清和	
福祉課	主任主査	高須 俊晃	
長寿課	主任主査	倉谷 よし江	
保険年金課	課長補佐	宮地 治範	
健康課	課長補佐	杉田 久美子	
看護専門学校	事務長補佐	菅沼 賢次	
子育て支援課	課長補佐	犬塚 佐重喜	
子ども課	指導主事	今井 芳子	
家庭児童支援課	主任主査	岡田 健太郎	
地域支援協働課	課長補佐	菅沼 律哉	
一色支所	主任主査	杉浦 正人	
吉良支所	支所長補佐	服部 小百合	
幡豆支所	支所長補佐	嶋崎 博文	
市民課	課長補佐	小林 明子	
佐久島振興課	課長補佐	川口 久弘	
企業誘致課	課長補佐	青山 敏彦	
商工観光課	課長補佐	杉山 直樹	
農林水産課	課長補佐	手嶋 学	
環境保全課	主任主査	三矢 裕貴	

課名	職名	氏名	備考
ごみ減量課	課長補佐	三治 徹	
環境業務課	課長補佐	浅岡 徳夫	
土木課	課長補佐	榊原 茂春	
河川港湾課	課長補佐	新實 尉則	
都市計画課	課長補佐	杉山 泰弘	
公園緑地課	課長補佐	齊藤 立実	
建築課	課長補佐	矢次 亮司	
下水道管理課	課長補佐	高須 耕	
下水道整備課	課長補佐	伊藤 清克	
水道管理課	主任主査	伊藤 真名実	
水道整備課	主任主査	鈴木 正義	
会計課	課長補佐	森田 真弓	
議事課	主任主査	福田 淳也	
監査委員事務局	副主幹	西村 拓	
管理課（市民病院）	主任主査	鈴木 仁實	
教育庶務課	課長補佐	鈴木 聡	
学校教育課	課長補佐	黒野 真澄	
生涯学習課	主任主査	吉永 裕二	
スポーツ課	主任主査	鈴木 貞浩	
文化振興課	主任主査	山崎 善孝	
図書館	課長補佐	原田 依子	
総務課（消防本部）	課長補佐	榎本 壮一	
予防課（消防本部）	課長補佐	服部 裕治	
本署	警備司令	青木 秀人	

事務局（平成29年11月1日現在）

企画部長	近藤 芳英
企画部次長	宮地 将人
企画政策課長	斎藤 武雄
企画政策課長補佐	本田 正浩
企画政策課主査	加藤 弘之
企画政策課主事	鈴木 恵

第7次 西尾市総合計画 後期計画

2018 ▶ 2022
(H30) (H34)

2018年(平成30年)3月発行

編集／発行 西尾市
〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地
URL <http://www.city.nishio.aichi.jp/>



第7次 西尾市総合計画 後期計画
2018(H30) ▶ 2022(H34)

2018年(平成30年)3月発行

編集/発行 西尾市
〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地
URL <http://www.city.nishio.aichi.jp/>